

福岡県弁護士会の
人権擁護活動

2024



福岡県弁護士会

FUKUOKA BAR ASSOCIATION

序

「福岡県弁護士会の人権活動2024年版」（「人権白書」）が完成しました。

人権白書は、2011年に初めて発行したもので、本書が14号目となります。

本書は、毎年1年間の、当会全体の人権擁護活動を総括するものです。そして同時に、弁護士法第1条が規定する弁護士の使命、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」のために、当会がどのような活動を行っているのかを、市民の皆様、国の機関、自治体、企業、市民団体等、当会に関わる全ての皆様にお伝えするものです。当会の活動情報はホームページやリーフレットでも発信しておりますが、それらでは説明しきれない詳しい内容を、より分かりやすくお知らせしたいとの思いのもと、発行を続けてまいりました。

関係各位の皆様におかれまして、是非、本書をお読みいただき、当会の活動にご理解をいただきたくお願い申し上げます。

2024年度、当会は、2024年5月の定期総会において、「刑事身体拘束手続に関する裁判所の運用改善を求める決議」「暴力団被害者の支援の拡充を求める決議」という人権課題に向けた2つの決議を行いました。

そしてかかる決議以外にも、当会は、社会の様々な人権課題に関し、会長声明等の発出、人権救済申立事件への対応、法律相談への対応、行政、関係各所等と連携した支援等の活発な活動を継続しております。本書をお読みいただければ、当会の活動領域が非常に広く、多様であることをご理解いただけるのではないかと思います。

当会はいつも、社会の皆様・市民の皆様と共にあります。

当会は皆様が必要とされるときに、法律の専門家として、真っ先に頼っていただける存在になれるよう、今後も人権擁護活動を続けてまいりますので、引き続きご支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

2025年（令和7年）3月 福岡県弁護士会

活 動 篇

生存権をまもる活動	2
子どもの権利をまもる活動	4
両性の平等に関する委員会	7
LGBT委員会の目的・活動概要	9
高齢者・障害者の権利をまもる活動	11
精神障害者の権利をまもる活動	14
外国人の人権、国際人権に関する活動	16
消費者の権利をまもる活動	17
中小企業に対する法律支援活動	19
民事介入暴力に対する取り組み	21
行政問題に対する取り組み	22
環境問題に対する取り組み	23
法教育に対する取り組み	25
憲法問題に対する取り組み	26
刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動	28
触法精神障害者の権利をまもる活動	30
犯罪の被害者を支援する活動	31
弁護士会の人権救済活動	33
自死問題に対する取り組み	35
情報問題対策委員会	37

資 料 篇

【会長声明等】

- ・札幌高裁・東京地裁（二次）判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2024年4月9日）
- ・憲法記念日にあたっての会長談話（2024年5月3日）
- ・暴力団被害者の支援の拡充を求める決議（2024年5月24日）
- ・刑事身体拘束手続に関する裁判所の運用改善を求める決議（2024年5月24日）
- ・最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める会長声明（2024年6月19日）
- ・商業登記規則等の一部を改正する省令における代表取締役等住所非表示措置について、弁護士が代表取締役等の住所情報にアクセスできる制度の創設を求める意見書（2024年6月19日）
- ・飯塚事件第2次再審請求審の再審請求棄却決定についての会長声明（2024年7月10日）
- ・旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて、全ての優生手術被害者に対する被害回復の実現を求める会長声明（2024年7月10日）
- ・子どもの権利条約に参加して30年（会長談話）（2024年9月2日）
- ・「袴田事件」再審無罪判決を一日も早く確定させることを求めるとともに、改めて速やかな再審法改正を求める会長声明（2024年9月26日）
- ・能登半島地震に関し、法テラス支援特例法の制定等による法的支援の継続を求める会長声明（2024年10月25日）
- ・選択的夫婦別姓の早期実現を求める会長声明（2024年12月5日）
- ・福岡・東京高裁判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2025年1月10日）
- ・「日本の死刑制度について考える懇話会」報告書の公表を受けての会長声明（2025年1月29日）
- ・福岡高裁判決を踏まえ、速やかに生活保護基準を見直すよう求める会長声明（2025年2月19日）
- ・「大崎事件」の再審請求棄却決定についての特別抗告棄却決定に強く抗議する会長声明（2025年3月21日）
- ・日本学術会議の独立性・自律性を尊重すること等を求める会長声明（2025年3月24日）
- ・裁判所速記官の養成再開を求める会長声明（2025年3月24日）

生存権をまもる活動

● 生存権擁護・支援対策本部の活動

1 生存権擁護・支援対策本部設置の目的～生存権の擁護と支援

我が国では深刻な不況の中、「貧困」や「格差」が市民生活の中で当たり前存在する問題として認識されるようになるなど、市民の生存権が脅かされる状況に至るところで見られるようになりました。

(1) 2009年5月 緊急対策本部として設置

当会では、生活保護問題対策委員会、個別労働問題PT、多重債務者救済対策本部を統合し、広く、「生存権の擁護と支援」という視点からの取組みを緊急に取り行う必要があると考え、2009年5月14日、2012年5月14日を設置期限として「生存権の擁護と支援のための緊急対策本部」を立ち上げました。あわせて、同月25日開催の当会定期総会において「すべての人が尊厳をもって生きる権利の実現をめざす宣言」を採択し、以後、生存権、労働、多重債務という多角的な視点から、貧困問題への対策を進めてきました。しかし、その後も貧困問題はさらに継続・深刻化し、働いても貧困状態から脱することができないワーキングプアと呼ばれる層の拡大も進んでいます。

(2) 「緊急」対策本部から恒常的な対策本部へ

そこで、当会では、当本部の設置期限を2度にわたり延長し、貧困問題への取組みを継続してきました。さらに2017年2月には、貧困問題はもはや恒常的な課題であるとの認識から、名称から「緊急」等を取り、「生存権擁護・支援対策本部」（以下、「生存権対策本部」と呼びます）に名称を変更しました。2020年には新型コロナウイルスの流行を受け、雇用環境、労働環境は益々悪化しており、さらに生存権擁護・支援のための活動を充実させていく必要があります。

当会は今後も、誰もが安心して働き、暮らせる社会を実現するため、市民に寄り添う取組みを進めていきます。

2 セーフティネットに関する取組み

生活困窮問題の最後の砦とも言うべき生活保護制度の運用の改善に向けた提言、保護申請の代理援助、不服申立手続の代理援助の実施、生活保護制度についての調査・研究などを行っています。

(1) 生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士制度）の運営

生存権対策本部の活動の柱である生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士）は、当会で受け付けた生活保護に関する相談を、生活保護制度についての研修を受けた専門弁護士に配点し、無料で相談を受けるという制度です。保護申請への同行など弁護士の支援が必要な場合には、日本弁護士連合会が実施（日本司法支援センターに委託）している法律援助事業を利用して、依頼者（相談者）の費用負担なしに、弁護士による支援を受けることが可能です。この日弁連の援助制度は、国や自治体からの補助ではなく、全国の弁護士が負担している特別会費の中からまかなわれています。

このシステムによる相談対応が生存権を擁護する観点から適切になされているかどうかについては、生存権対策本部の生活保護実務経験のある弁護士が報告書における回答内容をチェックし、内容的な運用の適切さも保持できるような運用に努めています。

(2) ホームレス施設巡回法律相談の運営

当会では、生存権対策本部を中心に、2012年1月よりホームレス支援施設（抱樸館福岡及び福岡市就労自立支援センター）に弁護士を派遣する事業を開始しました。同相談は担当弁護士が上記施設において定期的な相談を行うというもので、担当弁護士は法テラスの法律相談援助制度を用いて相談を受けています。

また、北九州市では、同じく法テラスの法律相談援助制度を活用し、2015年6月より、NPO法人抱樸が実施する炊き出しに際し、弁護士を派遣し、炊き出しに参加された方を対象とする無料法律相談を実施しております。

(3) 法テラス福岡との共同事業 リーガル・エイド・プログラム（LAP）の運営

当会は、生存権対策本部が中心となり、福岡市及び法テラス福岡と共同で、2014年11月、福岡市内の福祉事務所で生活保護受給者・自立支援対象者を対象とした巡回相談を実施するリーガル・エイド・プログラム事業（Legal Aid Program、以下「LAP」と呼びます）を開始しました。

その後、2015年1月に久留米市、2017年3月に春日市、2018年1月に筑紫野市、同年3月に大野城市と太宰府市、2019年1月に糸島市、同年6月に宗像市、同年10月に直方市、2021年5月に那珂川市、同年7月に北九州市、同年12月に福津市、2022年5月に小郡市で法テラス福岡（北九州市は法テラス北九州）との三者協定を締結の上、LAPの本格実施を拡大しています。また、中間市でも試行的に実施中です。

同制度は、自治体関係者や全国の単位会からも注目を浴びており、当会は体制を整えつつ、LAP実施地域を拡大し、経済的な困窮状況にある方々への安定的なリーガルサービスの普及に努めていく方針です。

3 多重債務問題への取り組み

多重債務の悩みを抱える方向けのホットラインや奨学金ホットラインなどを行っています。また、政府の多重債務者対策に関連し、実際にこれらの施策を担当する地方自治体との協議なども行っています。

● 2024年の活動

1 生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

制度が発足した2009年3月以来、毎年多くの相談が寄せられています。2024年（同年1月～12月）の相談件数は91件（福岡70件、北九州14件、筑後5件、筑豊2件）でした。生活保護支援システムについては毎年名簿登録研修を行っており、名簿登録の弁護士数は238名（2025年1月24日現在）です。

2 ホームレス施設巡回法律相談

抱樸館福岡では12回の相談会を実施し、年間の総相談件数は28件でした。福岡市就労自立支援センターは2020年4月以降各法律事務所での相談に切り替えて実施をしております。ホームレス施設巡回相談名簿の登録弁護士数は19名（2025年1月24日現在）です。

3 リーガルエイドプログラム（LAP）

リーガルエイドプログラムも毎年名簿登録研修を行っており、リーガルエイドプログラムの名簿登録弁護士数は121名（2025年1月24日現在）です。

4 12月3日 10時～20時「全国一斉生活保護ホットライン」

毎年開催している無料電話相談会で、今年度は延べ13名の弁護士が相談を担当しました。今年度は7件の相談が寄せられました。

5 その他の活動～生活保護Q&Aの改訂・書籍化

生存権対策本部では生活保護問題を担当する弁護士が生存権擁護の観点からより良い対応をできるように生活保護問題における頻出の問題について作成していたQ&Aにつき、ベテランの本部員、若手の本部員が共同でQ&Aを最新の知識を元にアップデートし、2020年出版にこぎつけ、好評をいただいております。

本部会議においては、後半パートとして、不定期ではありますが、本部委員が経験した事例を報告して、情報・意見交換をしており、実践的な知識をアップデートできるよう努めています。

6 最後に

生存権を擁護するための活動は多岐にわたっており、年々課題は増すばかりですが、当会では、弁護士の立場から「市民の命と生きる権利を守る」活動を、行政機関や民間団体などと適宜連携しながら、今後とも地道に実践していきます。

子どもの権利をまもる活動

● 子どもの権利委員会の活動の概要

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、その生活が保障され、良好な環境の中で大人の愛情を受けて育つことが不可欠です。

しかし、2017年以降子どもの自殺は増え続け、高止まりしていることから明らかなように、子どもは様々な困難を抱えており、生きづらさを感じています。子どもたちが権利の享有主体として、自己の価値を肯定的にとらえ、健やかに成長していける社会、そのための様々な活動を行っていくのも、私たち弁護士の仕事です。

子どもの権利委員会では、(1)非行や問題行動を起こした少年に寄り添い、少年の社会復帰に向けて活動する付添人活動、(2)保護者から虐待を受けるなどして、生きる権利さえ奪われようとしている子どもたちを救済する子どもの福祉に関する諸活動、(3)いじめや体罰など学校内における様々な人権侵害を救済するための諸活動、(4)子どもの権利条約の精神に基づいた子どもの人権の啓蒙活動など、子どもの権利にかかわる様々な問題に取り組んでいます。

● 付添人活動について

「付添人」とは

少年事件の付添人については、少年法第10条に選任手続が規定されているものの、定義規定は設けられていません。少年法第1条は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」と規定しています。

付添人は、非行や問題行動を起こした少年に寄り添い、少年のパートナーとして少年の社会復帰に向けた活動を行います。

「少年にも成人並みの権利」が保障されるべきである

少年は、大人に比べて防御能力、表現能力が著しく劣ります。捜査を担当する警察官等に対して安易に迎合し、また、自己の意思を十分に伝えることができません。そのうえ、「自白調書」は、少年審判において全て証拠となります。少年事件では、えん罪を生む危険が大人以上に大きいのです。

また、保護処分手続とはいえ、審判前後にわたり、調査のための観護措置や、処分としての少年院送致など、長期間の身柄拘束が予定されている手続では、その正当性や必要性を厳格にチェックするために弁護士の関与が不可欠です。

少年とともに歩む

事実に争いのない事件においても、付添人の活動は多岐にわたります。

①少年に反省を促し、②被害弁償を通じて被害者の気持ちを理解させ、③保護者に働きかけて親子関係の修復を図り、④学校に働きかけて受入体制を整え、⑤少年の就労先を確保し、⑥その他の社会環境の整備を行う、など少年の更生のための諸活動を行います。

少年の立ち直りの援助を行っていくために付添人は必要です。

全件付添人制度の発足

このような少年事件における付添人の意義に鑑み、2001年、当会は、家庭裁判所の理解も得て、「非行」少年のうち観護措置決定を受けて少年鑑別所に収容された少年（身柄事件）について、少年が希望する場合、弁護士が付添人の選任を受けるという制度を、全国に先駆けて作りました。この取り組みは、全国各地に広がりました。

2007年の少年法の改正により、殺人や強盗、放火など重大事件に限り国選による付添人制度ができました。2014年の少年法改正により、国選付添人対象事件が大幅に拡大されました。国選対象でない事件や、国選対象であっても裁判所が国選付添人を選任しなかった事件については、弁護士会が会員の会費を原資として運営している少年保護事件付添援助制度が付添人活動を支えています。

改正少年法（成年年齢引下げに関連するもの）の運用を監視する活動

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、少年法も改正され、18歳及び19歳の少年は、「特定少年」として少年法上特別の扱いを受けることになりました。

特定少年については、原則逆送事件の拡大、逆送された少年に対する推知報道禁止の解除、保護処分の限定化などの取扱いの変更を定めており、運用次第では、少年法の適用年齢を下げた場合と実質的に変わらない結果をもたらすおそれがあります。

当会では、改正少年法の運用により、18歳及び19歳の非行のある子どもの立ち直りの機会が奪われることのないよう、裁判所や関係機関の実際の運用を見守り、具体的な事件における付添人活動を支援するなど、適切な運用を求める活動を行っています。

全面的国選付添人制度の実現を目指して

当会では、少年事件における弁護士付添人の役割を広く知ってもらうため、2018年8月に「全面的国選付添人制度」の実現を目指すシンポジウムを開催しました。

現在国選付添人の対象ではない虞犯や道路交通法違反なども含めて全ての少年事件に国選付添人が必要です。今後も全ての少年事件に国選付添人を選任できるよう少年法改正を働きかける活動を行っています。

● 子どもの福祉に関する諸活動について

児童相談所への法的支援

子どもの福祉を図るための中心的な機関である児童相談所（福岡県6か所、福岡市、北九州市に各1か所）と連携し、特に児童虐待の通告件数の増加に伴って生じる児童に関する法的問題に、専門的な立場から法的なアドバイスを行ったり、司法手続に関与したりします。

2011年4月に、全国で初めて、福岡市の児童相談所に弁護士（当会所属）が常勤職員として配置されました（福岡市の児童相談所には、非常勤弁護士が週に1回（2名で交代）勤務し、さらに、契約により法的手続きの代理人となる弁護士が就任しています。）。

2017年には、福岡県の児童相談所に常勤弁護士が、北九州市の児童相談所に非常勤弁護士が配置され、2021年にも福岡県の児童相談所に常勤弁護士が配置されました（いずれも当会所属弁護士）。

これに加え、福岡県の児童相談所では、弁護士17名で構成する弁護団が県との間で契約を締結し、常勤弁護士をフォローする形で相談への対応や法的手続申立ての際の代理業務を行っているほか、各児童相談所で週1回行われる受理会議に毎週（一部の児相は隔週で）弁護士が出席する体制をとっています。

子どもの代理人活動

保護者からの虐待など、権利侵害を受けている子どもの権利を保障するために、弁護士が子どもに代わって法的手続や関係者との交渉を行うのが子どもの代理人活動です。当会では、日弁連「子どもに対する法律援助事業」を利用した子どもの代理人活動が活発に展開されています。

無戸籍問題に対する取り組み

生まれたときに出生届けが出されず、戸籍を持たない人がいることが問題となっています。そうした人の戸籍取得を手助けするために、法務局と連携して、相談や法的援助を行う取り組みを進めています。2024年6月には、無戸籍問題に関し、無料電話相談を実施しました。

子どもの福祉に関する勉強会

例年、神奈川県弁護士会、大阪弁護士会、沖縄弁護士会など、他県の子どもの権利委員会と共同で児童虐待等に関する「合同福祉勉強会」を開催しています。2024年度は福岡で開催されました。

● 学校内における人権救済のための諸活動について

学校現場の問題を知る活動

2010年に実施したシンポジウム「体罰について考える」を契機に始まった福岡市教育委員会との意見交換会は、私たち弁護士が学校現場の実情を知る重要な機会となっています。意見交換会では、実際に教師が対応に困難を抱えている事例の検討や公表されている第三者委員会の調査報告書の分析、いじめや体罰に関する判例をもとにした意見交換等を行っています。また、教職員向けの研修の講師として、学校における法的問題への助言なども行っています。2023年7月からは、福岡市教育委員会に弁護士（当会所属）が常勤職員として配置されています。北九州市では、2019年度より、弁護士（当会所属）がスクールロイヤー業務委託契約を締結し活動しています。

2021年度、中学校の校則の実態について調査・検討を行い、これに基づいて、シンポジウム「これからの校則」を実施し、校則の見直しに向けて意見書を発表しました。その結果、2021年7月の福岡市立中学校校長会の「よりよい校則（生活のきまり）を目指して」の策定につながりました。

2023年5月にも、「いらんっちゃんない？校則」と題するシンポジウムを開催し、学校現場における校則改訂の動きや議論状況を確認しました。今後も、校則問題についての取り組みは引き続き行っていきます。

子どもの人権110番

子どもの抱える問題について弁護士が直接相談に乗るために、毎週土曜日、子どもの人権110番を実施しています。今後も、効果的な広報を行い、子どもたちが気軽に相談できる窓口として知ってもらうように努めていきます。

2023年5月からは、毎月第2月曜日に、子どもにとってより親和性があり相談しやすいLINEによる相談を開始しました（べんごしLINE相談）。周知活動が実を結び多くの相談を受けています。

いじめ予防授業いじめの重大事態調査における活動

2013年6月、いじめ防止対策推進法が公布されました。同法は、いじめ防止に関する措置及び重大事態への対処を柱としています。現在、各自治体の調査委員会や専門委員会の委員に弁護士を推薦し活動しています。重大事態への対処及び同種事態の再発防止に関し専門的知識に基づく対応が可能となるよう、今後も役割を果たしていきます。

● 子どもの権利条約の精神に基づいた子どもの人権の啓蒙活動について

2024年は、日本が子どもの権利条約に批准して30周年という節目の年でした。

当会では、これを記念し、2024年7月28日、福岡県弁護士会館において、子どもの権利条約批准30周年記念イベントを開催しました。

また、権利の享有主体である子どもたちに、広く子どもの権利について知ってもらうため、2024年9月2日付けで子どもたちに宛てた会長談話を発出しました。

両性の平等に関する委員会

● 両性の平等に関する委員会の目的・活動の概要

当委員会は、個人の尊重、男女平等の見地から、女性の地位・権利や現行法制の改善に関する調査・研究、女性にかかわる重大な人権侵害や差別に関する具体的事実の調査・研究と、それに基づいて適切な措置をとることを目的として設置されました。また、男女共同参画社会の実現を目指す観点から、真の両性の平等の実現を目指すことも目的としています。調査・研究活動の成果は、会長声明など当会の対外的意思表示に反映されています。

女性の人権については、1975年の国際婦人年以後、国際的には高いレベルの議論が積み重ねられて来ましたが、日本では、性差別や両性間の格差の解消が依然として進まず、国連女性差別撤廃委員会等から、国際的に勧告の対象となっている現状です。

当委員会の活動は、これら差別や格差が残存し、あるいはそれら差別や格差を生む背景となる制度・慣習などに対応した分野に亘り、ジェンダーバイアスや女性に対する暴力を含めた社会全般の問題や、家族問題、福祉・教育問題、労働・雇用問題などに亘ります。具体的には、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについての基本的考え方や実務的ノウハウを提供すると共に、ジェンダーの問題、特に私達弁護士を含めた司法におけるジェンダーバイアスやその他の性差

別について、声をすくいあげ、調査研究や弁護士会への提言などを行っています。その一環として、当会性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく、会員向けの研修を担当しています。

また、男女共同参画の観点から、2021年度に設置された男女共同参画推進本部に多数の委員を推薦し、選任された委員において、男女間の家庭責任の偏りを解消する働きを担うべく、家庭責任と両立しやすい業務のあり方を提案しています。なお、子育て中の会員が参加しやすいよう、当委員会では、委員会開催を夕方ないし夜ではなく、日中の時間帯に開催しております。会議にはオンラインミーティングシステム（Zoom）を併用し、会館・オンラインのいずれでも参加できるようにしています。

対外的には、定期的に「養育費・ひとり親110番」という主にひとり親の方を対象とした電話相談を実施するとともに、毎年6月には男女共同参画週間にあわせて「女性の権利ホットライン」という電話相談を実施しています。これら相談への委員派遣や、相談員登録のための研修なども行っています。

また、自治体への講師派遣や、男女共同参画や女性に対する暴力防止など関連分野の委員への適任者の推薦も行っております。

● 2024年の活動

① 「養育費・ひとり親110番」の実施

福岡県との共催で2018年度から開始されたひとり親家庭支援のための無料電話相談（「養育費・ひとり親110番」）を、今年度も全12回（原則として、奇数月の第3金・土曜日）実施しました。これに毎回委員から相談担当者を派遣しました。

② 女性の権利ホットラインの実施

毎年恒例の日弁連との共催企画「女性の権利ホットライン」を、6月24日から28日にかけて県内全12か所の会場にて実施しました。

昨年度に引き続き、各自治体または男女共同参画センターとの共催にて実施し、全81件の相談が寄せられました。

〔実施場所〕

福岡地区：福岡県弁護士会館、福岡県男女共同参画センター（あすばる）、福岡市男女共同参画推進センターアミカス、大野城まどかぴあ男女平等推進センター（アスカラ）

北九州地区：北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）、ハートピアぶぜん

筑後地区：筑後弁護士会館・久留米市男女平等推進センター（えーるピア）、筑后市男女共同参画推進室、大牟田市男女共同参画センター

筑豊地区：飯塚法律相談センター、田川市男女共同参画センター（ゆめっせ）、直方市男女共同参画センター

北九州地区においては、11月にも、上記ムーブと共催し、電話相談を行いました。

③ 研修等の実施

i 倫理研修

性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく倫理研修時のセクシュアル・ハラスメント等の防止研修として、当委員会とLGBT委員会を中心に制作した寸劇を交えた研修動画の配信による研修が実施されました。

なお、当該研修動画は、当会の会員専用ページから常時閲覧できるようにしています。

ii 新規登録時研修

新規登録時研修において、セクシュアル・ハラスメントおよび性差別等の防止のための研修を担当しました。

iii 選択修習プログラム

修習生の選択修習プログラムとして「司法とジェンダー深化コース」を提供し、講師を担当しました。

iv DV防止法の改正に関する研修

DV防止法改正にあわせ、5月に「DV防止法の改正に関する研修」を実施しました。委員が講師を担当しています。

本研修は、DV相談担当弁護士名簿への新規登録義務研修となっています。

④ 対外広報活動

弁護士会の対外広報活動の一環として、西日本新聞のコラム「ほう！な話」の執筆を3回担当し、上記「女性の権利ホットライン」（6月、11月）やDV被害者相談制度の広報を兼ね、女性の抱える問題につき、解決機関としての弁護士会を紹介しました。

また、KBCラジオ「PAO～N！」で、「結婚にまつわる問題とプライバシー」をテーマに2025年1月のマンスリー出演を担当しました。

⑤ DV被害者支援制度

2013年に犯罪被害者支援に関する委員会と共同で創設したDV被害者相談制度を引き続き実施しています。これに伴い、相談担当者の新規登録及び名簿登載者のステップアップを目的とした会内研修を定期的実施することとしています。

⑥ 性別による差別的取扱禁止のための取り組み

男女共同参画推進本部、LGBT委員会と協力して、性別による差別的取扱いを禁止するため、セクシャルハラスメント等の相談窓口についての周知文書の配布などを実施し、また、当該相談窓口の相談員として当委員会の推薦により当委員会の委員である相談員が相当数就任しています。

⑦ その他、関連課題に対する対応

日弁連または九弁連の関連委員会委員と連携して、情報共有に努めています。

LGBT委員会の目的・活動概要

当委員会は、LGBTを始めとする性的マイノリティ当事者（以下、単に「LGBT」と言う。）が抱える法的問題に対応するとともに、LGBTに対する差別・偏見を解消し、真に個人が尊重される社会の実現を目指して、LGBTに関する相談事業等を実施するほか、LGBTに関する問題について、調査、研究、提言及び啓発その他の活動を行うことを目的として2018年に設置されました。

現在まで行っている具体的な活動は、LGBTに関する相談に対応するための電話相談窓口の設置・運営、LGBT関連イベントへの参加、会員向け研修の実施、市民向け講演会の開催等です。

LGBTに関しては社会的に認知が広がりつつあり、それに伴って今後は当委員会の活動分野も広がっていくと思われます。

● 2024年の活動

福岡市・福岡県との共同事業としてLGBT電話相談窓口の設置

当会では、2017年9月から独自の事業としてLGBTに関する相談に対応するための電話相談窓口（以下、「LGBT電話相談」と言います。）を設置しています。2018年4月に福岡市と、2022年4月に福岡県と協定を取り交わし、現在は福岡市・福岡県と当会との共同事業として実施しています。

LGBT電話相談は第2木曜日と第4土曜日の月2回実施しております。

九州レインボープライドに出店

2024年11月3日に九州レインボープライドが開催されました。これは、日本各地、そして世界各地でも行われるLGBTを社会にアピールするためのイベントの九州版です。

当委員会では、2016年から同イベントに出店しており、本年も9回目となる出店を行いました。

本年は1万6000人の来場者がありました。当会のブースでは、無料法律相談を実施し、複数のご利用がありました。また、執行部及び委員がパレードに参加し、当会の存在をアピールしたほか、各委員において関係諸団体等との交流を深めました。

市民向けLGBT講演会の開催

2024年3月9日に公認心理士であるみたらし加奈さんをお招きし、「LGBTQ+の自死予防を考えるシンポジウム」と題する市民向けのイベントを開催しました。

2024年12月8日に宝塚大学教授である日高康晴先生をお招きし、「医療・教育の視点から見るLGBTQ+対応」と題する市民向けのイベントを開催しました。

LGBTに対する差別偏見を解消し、真に個性が尊重される社会の実現を目指して、一般市民に対しても積極的に情報発信を行っていきたいと考えています。

会員向けLGBT研修の実施

2024年6月に「LGBTQ+出前授業についての研修」と題する会員向け研修を実施しました。

2024年7月30日に「HIV/AIDS研修」と題する会員向け研修を実施しました。

LGBTはありふれた個性であることからすれば、会員が接する相談者や依頼者が当事者である可能性は当然存在します。会員がLGBT当事者からの相談にも適切に対応できるよう、会員に対する情報提供を今後も継続的に行っていく予定です。

会長声明の発出

同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定の違憲性について、2024年4月9日に「札幌高裁・東京地裁（二次）判決を受け、直ちに、全ての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出し、さらに、2025年1月10日に「福岡・東京高裁判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出しました。

会員向けガイドラインの策定

2024年12月に、会員が適切に業務を遂行できるよう、LGBTに関する基礎知識、及び、日々の業務において留意すべきことをまとめた「弁護士のためのLGBTQ+ガイドライン」を策定し、

全会員に配布しました。

高齢者・障害者の権利をまもる活動

● 高齢者・障害者等委員会の目的・活動の概要

「高齢や障がいという状態の中で、人として質の高い暮らしを続けていくために社会にある障壁を取り除いていく。」

これは、今世紀における大きな社会的テーマのひとつです。

高齢者・障がい者の前には、ときに福祉サービスの受給手続の難解さや、高齢や障がいに伴う判断能力の低下、それを狙った悪徳商法、あるいは親族による身体的・経済的虐待など、様々な困難が立ちまわります。

高齢者・障害者等委員会は、このような障壁を取り除き、高齢者・障がい者が、その能力を活用して、自分らしく生きることを支援するための活動を続けています。

高齢者・障害者等委員会は、福岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」や、公益社団法人福岡県社会福祉士会との共同による「福岡高齢者・障害者虐待対応チーム」などを通じて、様々な形で活動を行っています。

各種相談

▶ あいゆう無料電話相談（福岡・筑後地区）

- (1) 従来から、行政機関、福祉施設等において福祉業務に携わる方々を対象とした無料の電話相談を行ってきました。福祉の現場における疑問に対し、法的な見地からアドバイスを行います。担当者を通じて、適切に被害を訴えることのできない高齢者・障がい者を発見し、支援することも目的としています。

電話での申込受付後、原則24時間以内（筑後地区は48時間以内）に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

- (2) あいゆう電話相談では、高齢者や障がい者ご本人、あるいはそのご家族などからの相談にも対応しています。体が不自由な方でもお気軽にご相談いただけます。

福岡地区は、毎週火曜日と金曜日の午後1時から4時まで、筑後地区は毎週木曜日の午後1時から4時まで、担当弁護士が法律相談センターに待機し、無料の電話相談を行っています。また、福岡地区では、上記以外の日時でも、平日の午前10時から午後4時までの間にお電話をいただければ、原則24時間以内に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

電話相談の結果、担当弁護士において面談して相談を受ける必要があると判断すれば、面談担当弁護士による後記の来所相談（原則有料）・出張相談（福岡地区は初回1回のみ無料）等をご利用いただくこともできます。

福岡県弁護士会
高齢者や障がい者、そして支援者のみなさん!
その悩み
弁護士に
相談して
みませんか?
あいゆう法律相談があなたの力になります。
まずは 無料の電話相談へ
TEL. 092-724-7709
必要な場合は出張相談（初回のみ無料）も行います。
福岡県弁護士会では、これからの時代を定めて人がより豊かに暮らせるように、法律的視点から相談解決をサポートする高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」をスタートさせています。

▶ 面談相談

1 来所相談（福岡・北九州・筑後・筑豊地区）

来所相談は、上記電話相談の結果、高齢者・障がい者を対象として、相談者が弁護士の法律事務所を訪れて行う面談相談です。

弁護士が直接面談しますので、電話では分かりづらい事柄についても、より踏み込んだアドバイスを受けることが可能です。

相談料は30分5000円（消費税別）ですが、法テラスの援助要件に該当する場合は無料ですので、事前に確認されると良いでしょう。

2 出張相談

来所が困難な方を対象として、弁護士が相談者の自宅や施設等を訪れて行う面談相談です。体が不自由などの理由で法律相談センター等に出向くことが困難な方でも、弁護士との直接面談によるアドバイスを受けることが可能です。

お一人につき1回まで無料で出張相談が可能です（原則として福岡地区の取り扱いとなります）。また、法テラスの援助要件に該当する場合も無料です。

家庭裁判所に対する成年後見人等候補者推薦制度

高齢や障がい等の事情によって判断能力が十分でない方を支援するため、福岡家庭裁判所本庁と協力し、家庭裁判所が弁護士を成年後見人等に選任する際の候補者名簿を作成し、候補者を迅速に推薦しています。また、家庭裁判所が弁護士を不在者財産管理人・相続財産清算人等に選任する際の候補者も推薦しています。年間約100名近い推薦を行っており、概ね1週間以内の人選と推薦が可能となっています。

福岡高齢者・障害者虐待対応チーム

公益社団法人福岡県社会福祉士会と協力し、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法に基づく市町村等の活動・施策をサポートするために、各自治体との契約に基づき、自治体のケース会議等に弁護士と社会福祉士をペアで派遣しています。また、契約自治体の高齢者や障がい者問題に関する研修などの講師派遣も行っております。

あいゆう研修

毎年1回、弁護士以外にも、社会福祉士、行政機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者・医療機関の方々など、福祉に関係する様々な職種の方々も参加可能な形で、高齢者障がい者福祉や権利擁護などをテーマに、専門家による講義形式の研修を開催しています。オンラインでの参加者を含め、毎回約300名以上の方々に参加いただいております。

地域包括支援センターとの連携

福岡市及びその周辺自治体の地域包括支援センターの職員の方々等との連携を図るために、地域包括支援センターの職員との勉強会を実施し、お互いに顔が見える関係を作っています。

また、担当弁護士が地域包括支援センターを巡回してケース会議に参加したり、地域包括職員から電話やメール相談を受けることで、地域包括支援センターの職員の業務をサポートする地域包括支援センター連携相談事業を実施しています。

北九州部会では、北九州市との間で、高齢者・障がい者、子ども、DVの3部門に関し「虐待対応包括協定」を締結し、同協定に基づく事業の一環として、1か月に1回程度、各区役所に弁護士が出張し、地域包括支援センターの職員の業務に関する無料サポート相談を実施しています（相談内容は虐待関係に限りません）。

障がい者基幹相談支援センターとの連携

障がい者に関しても、福岡市障がい者基幹相談支援センター等と連携し、弁護士にスムーズに相談できるような体制の整備を進めています。2015年からは福岡市との間で、担当弁護士が基幹相談支援センター等を定期的に巡回してケース会議に参加したり、基幹職員等から電話やメール相談を受けることで、基幹相談支援センター等の職員の業務をサポートする基幹相談支援センター等業務支援事業を開始しました。

福岡市医師会とのパートナーシップに基づく勉強会

福岡県弁護士会と福岡市医師会とのパートナーシップ協定に基づき、高齢者・障がい者の医療・介護に関する法的問題について、弁護士向け・医師向けの定期的な研修会を企画・実施しています。

中核機関との連携

成年後見制度の利用促進のために各市町村等に設置された「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」（＝中核機関）とも連携し、中核機関の業務に協力する事業（中核機関連携事業）を行っています。例えば、中核機関に対しても成年後見人等の候補者を推薦する活動を実施している他、中核機関からの要請に応じて弁護士会員を相談先等への派遣するアドバイザー派遣事業を実施しています。

● 2024年の活動

アウトリーチ活動の強化

高齢者や障がい者にとって、弁護士の元に相談に行くこと自体が大変な労力を必要とすることから、弁護士が積極的に要支援者のもとに出向くなどして法的サービスを提供するいわゆるアウトリーチ活動を強化しています。

例えば、法テラスと連携して、電話相談や出張を含む面談相談（上記のあいゆう電話・面談相談）や、生活保護課など福祉関係機関への情報提供や出張を含む面談相談を行う活動（弁護士ナビゲーション）などを実施しています。また、高齢者については、上記の地域包括支援センターの職員との勉強会や地域包括支援センター連携相談事業を実施しています。北九州部会においても北九州市、芦屋町、行橋市に対し、地域包括支援センターの職員の業務に関するサポート相談を実施しています。障がい者についても、基幹相談支援センター等業務支援事業を、福岡市で実施しています。

弁護士のスキルアップのための研修の実施

高齢者障がい者関係名簿（あいゆう電話・面談相談、弁護士ナビゲーション、成年後見人等候補者推薦の各名簿）の登録研修、福岡高齢者・障害者虐待対応チームの登録研修、あいゆう研修など、各種の研修を行い、弁護士のスキルアップを図って高齢者や障がい者の権利擁護活動に多くの弁護士が関われるよう進めてきました。

中核機関との連携

各市町村等に設置された中核機関との間で、連携・協力する体制の整備を進めています。福岡市の中核機関（福岡市成年後見推進センター）との関係では、専門職相談会やケース検討会議・受任者調整会議等に会員を派遣したり、成年後見人等の候補者を推薦する等、多様な連携・協力活動を行っています。

精神障害者の権利をまもる活動

● 精神保健委員会の目的及び活動の概要

精神科病院等の入院患者には弁護士にアクセスする権利が保障されています（精神保健福祉法）。当会では、精神保健委員会を設けて、弁護士に課せられた責務を果たして精神障害者の権利を実効的に保障するために、入院患者等からの援助申込に対して弁護士を派遣する精神保健当番弁護士制度を運営するとともに、精神医療の改善・社会復帰の促進を含む精神障害者の人権保障を促進するための調査、研究、提言等の諸活動を行っています。

わが国の精神疾患の患者数は、近年400万人前後の水準となっており、国民の4人に1人が生涯にうつ病等の気分障害、不安障害又は物質関連障害を経験すると報告されています。精神疾患は、もはや生活習慣病と同じく、誰もがかかりうる病気となっています。

ところが、精神疾患の患者に対しては、特別の法制度の下で患者の意思に反する入院を強制されるということが少なくありません。しかも、その入院が長期に及ぶケースも数多く認められています。このような立場に置かれている精神障害者の人権をいかにして守っていくかということは、私たちの社会の重要な課題となっています。

このような状況のもと、当会は、1993年7月1日、全国初の取り組みとして精神保健当番弁護士制度を発足させました。同制度では、精神科病院の入院者の要請により、弁護士がその入院先へ赴いて法律相談を受け、さらには相談に引き続いて入院者の代理人となり精神医療審査会への退院請求や処遇改善請求を行うなどしています。

そして、このような精神保健当番弁護士制度を長年続けてきたことにより、県内外の精神保健関係者と良好な信頼関係を築きあげ、さらには精神医療審査会の審査活動を活性化させて、他県と比べても突出した件数の退院や処遇改善の審査結果をもたらすという実績をあげるようになりました。

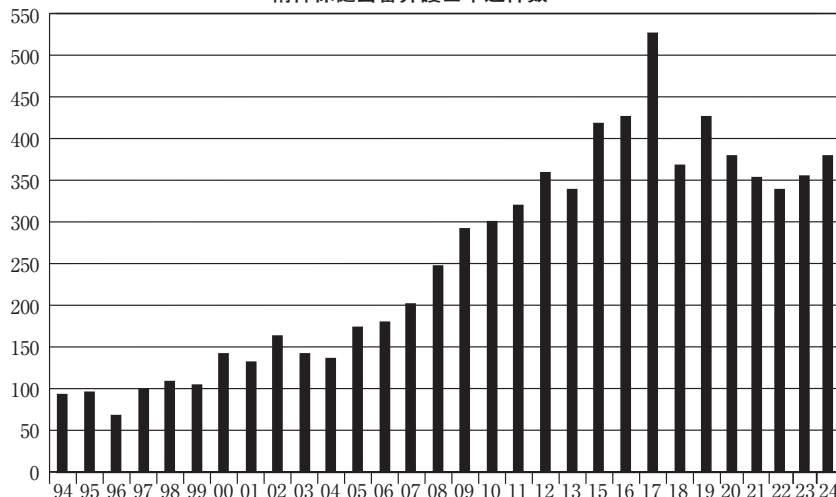
● 2024年の活動

精神保健当番弁護士の活動実績

福岡県内の精神科病院の入院者から電話等での連絡があれば、精神保健当番弁護士が入院先等での出張相談を行います。2024年4月1日現在、386名の弁護士が精神保健当番弁護士として登録されています。

2023年度の集計では、年間に379件の出動申込を受け、相談を実施しています。

精神保健当番弁護士申込件数



上記の相談実施後に弁護士が入院者の代理人となって活動した件数は119件で、相談申込件数の約31%となっています。このように相談活動から代理人活動への移行割合は増減するものの上昇傾向にあり、精神保健当番弁護士が入院者の権利保障のために活動を行う場面が広がっています。

そして、このような相談活動や代理人活動の結果、退院や処遇改善などといった申込者の希望を実現することができた件数は54件で、相談申込件数の約14%に及びました。

環境調整活動の充実に向けた取組み

入院者の希望を実現するにあたって必要となる環境調整活動を充実させるために、福岡県内で活動する一般社団法人Q-ACTを講師に招き委員会内で勉強会を実施しました。今後は、精神保健当番弁護士活動に対する報酬加算制度の新設に合わせ、会員向け研修、退院支援事業者との連携を実施するなど代理人活動を支援する取組みを行います。

九州弁護士会連合会（九弁連）における「精神保健に関する連絡協議会」の設置と精神保健当番弁護士制度の広がり

2012年10月26日に開催された九弁連定期大会において、「入院中の精神障がい者の人権救済のための法的援助活動を積極的に推進する決議」が採択されました。この決議に基づき、九弁連において「精神保健に関する連絡協議会」が設置され、同制度の実施拡大に向けた取組みを行っています。

九弁連では、2017年度に8単位会全てで同制度が動き出し、継続的に同制度を全国的に広げる活動を行っています。

今後とも九弁連での広がりを確かなものとしながら、さらに全国的に同制度を広げ、精神科病院に入院中の方が等しく手続的な保障が受けられるよう頑張ります。

精神保健当番弁護士制度の実施拡大に向けた取組み

今年度は、精神保健当番弁護士制度がない富山会、同制度立ち上げ間もない福井会の視察を受け入れ、他会における制度の新設、充実に向けた働きかけを行いました。

精神医療審査会や精神福祉審議会での活動

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点から、精神科の入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行う機関です。また、精神保健福祉審議会は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するために設置された会議体です。

2024年度、当会の弁護士は、以下のとおり、精神医療審査会や精神保健福祉審議会の委員として活動しました。

- 福岡県精神医療審査会 委員 3名
- 福岡市精神医療審査会 委員 5名、予備委員 3名
- 北九州市精神医療審査会 委員 3名、予備委員 2名
- 福岡県精神保健福祉審議会 委員 1名
- 北九州市精神保健福祉審議会 委員 1名

今後も、各精神医療審査会において精神障害者の人権に配慮したより活発な議論がなされるよう活動していきます。

外国人の人権、国際人権に関する活動

● 国際委員会の目的・活動の概要

国際委員会は、①国際人権・人道法に関する調査・研究を行い、具体的な活動を企画して実行していくこと、②外国の法律家などと国際交流をすること、③在留外国人に対してリーガルサービスを提供すること等を目的として設置されています。

人権活動としては、主として上に述べた③に関することとして、「外国人無料法律相談」や「通訳人の紹介事業」を行っています。2016年度からは福岡出入国在留管理局での被收容者に対する出張相談制度を開始しました。また、①及び②に関することとして、福岡県弁護士会がアジア・太平洋地域の法曹団体及び法律家の団体であるローエイシアに、団体会員として加入しました。

外国人無料法律相談

外国人無料法律相談は、2001年から始まり、毎月第2、第4木曜日の午後1時～4時に行っています（予約受付は同日午前10時から）。第2木曜日には中国語、韓国語とベトナム語の通訳者が、第4木曜日には中国語と英語の通訳者が待機しています（ベトナム語通訳者の待機は2024年から新たに拡充したものです）。その他の言語についても予約時に希望されればできるだけ手配します。毎年約50～70人の様々な国籍の外国人が相談に訪れ、入管・在留手続、結婚・離婚、労働、交通事故など様々な法律問題についてアドバイスを受けています。

この相談を担当する弁護士や通訳人の日当は、すべて弁護士会の負担でまかっています。当会がこのような活動を行っている理由は、多くの外国人は日本の法律制度についての知識が乏しく、そのために本来持っている法的権利が守られない危険性が高いからです。福岡はアジアに開かれた国際都市を目指していますが、年々増えていく外国人の人権が守られることは、真の意味での国際化にとって不可欠と考えています。

また、当会は、1993年以降、公益財団法人福岡よかとぴあ国際交流財団が福岡市国際会館（福岡市博多区）で毎月第1土曜日、第3水曜日に行っている外国人無料法律相談にも弁護士を派遣しています。また、2021年以降、福岡県外国人相談センターと協定を締結し、各自治体にて開催されている相談会にも弁護士を派遣しています。本年から、福岡県が開所したFUKUOKA IS OPENセンターでの相談にも弁護士の派遣を開始しました。同センターでは、通常法律相談に加え、他士業と連携しながら、ワンストップでの問題解決を目指したリーガルサービスを提供します。

なお、法律相談の結果、弁護士が外国人の代理人として事件の処理を行う必要があるのに、その外国人が弁護士費用を負担するだけの資力がないことがあります。そんなときには、その外国人に正規の在留資格がある場合には法テラスの法律扶助を、在留資格がない場合には日本弁護士連合会の外国人法律援助制度又は難民法律援助制度を利用して、弁護士に事件処理を依頼することができます。

通訳人の紹介事業

通訳人の紹介事業は、1993年に、当時始まったばかりの当番弁護士制度のもと、逮捕された外国人に弁護士がただちにつけられることができるように立ち上げられ、今日にいたるまで、刑事、民事、行政など様々な事件で多くの通訳人が紹介されてきました。

当会は、協力していただける通訳人を募集して「通訳協力会」の名簿を作っており、その登録人数は344人、対応言語は40語（2025年2月現在）にのぼっています。また、通訳人の質の向上のために

毎年研修会を開催したり、ニュースレターを発行したりしています。

もちろん、この通訳協力会に登録するのは無料ですし、紹介された場合も一切手数料は必要ありません。

● 2024年の活動

外国人に対するリーガルサービスの提供

2024年（2024年1月～2024年12月）に福岡県弁護士会で受け付けた外国人法律相談は43件でした。

国籍別の内訳としては、最多は中国の17件で、ついで台湾5件、フィリピン3件となっております。昨年からの傾向として、相談者の国籍の多様化がさらに進んでいるように思われます。内容別の内訳としては、ビザ・在留関係が9件、離婚・夫婦間問題及び労働事件が各7件などとなっています。離婚、交通事故や相隣トラブルなど、生活におけるトラブルに国境がなくなったと考えられ、今後、より身近なトラブルの多国籍化に対応するべく取り組んでまいります。

福岡出入国在留管理局への出張相談制度の利用は、本年度は実施がありませんでしたが、制度の浸透に向けて努力しているところです。

さらに、2021年から弁護士派遣を開始した「福岡県外国人相談センター」についても、認知の広がりに伴い、各地区で合計87件の相談が実施され相談者の数が大幅に増加しました。今年度から、福岡県が「FUKUOKA IS OPEN センター」を開所し、同施設内の相談も開始され、他士業とも連携した相談体制が整っております。

通訳人の派遣事業

2024年中に当番弁護士制度で通訳人が派遣された件数は、62件であり、昨年の34件を大幅に上回りました。なお、当会の通訳人名簿は、掲載されている通訳人の同意のもとで、国選弁護事件を取り扱っている法テラス福岡にも提供されており、上記以外にも多くの国選弁護事件において通訳人が派遣されています。福岡に在留する方々の国籍の多様化が進むことに比例し、様々な言語に対応できるよう、通訳人名簿に掲載された方々との連携を強め、協力いただける通訳人の拡充に努めていきます。

ローエイシア加入

ローエイシア (LAWASIA) とは、アジア太平洋地域の法曹団体・法律家の団体です。1966年にオーストラリアのキャンベラで設立され、現在事務局はオーストラリアのシドニーに置かれています。

ローエイシア人権大会は、2019年から毎年、開催地の弁護士会と共催で、アジア太平洋地域の人権にかかわる法律家が、人権擁護に関する様々な課題を議論し、交流する場として開催されてきました。2023年の人権大会は、9月2日から9月4日にかけて、福岡県弁護士会館において日本で初めて開催されました。本年10月、福岡県弁護士会は、団体会員としてローエイシアに加入しました。

消費者の権利をまもる活動

● 消費者委員会の目的・活動の概要

消費者委員会は、生産者と消費者、流通業者と消費者、消費者信用業者と消費者という構造の中で、情報量などで弱い立場に置かれている消費者が、不可避免的に被害に遭いやすい問題（多重債務問題、投資トラブル、PL問題、欠陥住宅問題、訪問販売やインターネット等に関わるトラブルなど）につ

いて、いち早く情報を集約し、その内容を的確に分析・検討して、被害にあった消費者の救済、立法提言、啓発活動などを行うという役割を担っています。

法律相談会等の開催

消費者委員ほか弁護士からの情報、消費生活センターなどの外部機関からの情報、マスコミ報道などで、集団被害が見込まれるような事件が発生した場合には、適時に法律相談会等を開催し、また、必要に応じて委員有志による弁護団を立ち上げるなどして被害救済を目指します。

情報提供と研修等

消費者問題の解決にあたっては、「消費者契約法」「特定商取引に関する法律」「製造物責任法」「電子商取引法」など多くの特別法の理解や、商品先物取引、電子商取引の仕組みなど各分野における専門的知識が必要となります。

そこで、消費者委員会は、弁護士に向けてはもちろん、弁護士に限らず自治体の消費生活センター相談員や地方行政職員の方々に向けて、様々な情報提供および指導、研修に努めています。

外部機関との交流と連携

消費者委員会は、各行政窓口、消費生活センター、福岡県警などの行政機関のほか、CSOふくおかなどの外部機関との交流を通じて、早期に様々な情報を交換することに努めています。共同での研修会や事例検討会も開催し、情報収集と日常的な連携強化を図っています。

最近では、学生向けの消費者教育にも力を入れており、自治体との連携のもとで消費者教育事業に弁護士を講師として派遣しています。

消費者法制・消費者行政の改善に向けて

消費者問題は法の不備や法の隙間をかいくぐる悪質業者によって引き起こされることが少なくないので、当初は裁判で勝つことも難しく法的救済に大きな困難を伴うことは珍しくありません。しかし、ねばり強く裁判で闘うことや、全国の弁護士会が連携して同様の裁判を繰り広げることなどを通じ、裁判所に対して被害救済の必要性や法の趣旨・解釈を訴えることによって、裁判での勝訴を勝ち取ることが可能になってきます。また、それらの活動を通じてその問題性を社会にアピールし、適切な消費者行政の在り方や法改正の必要性を行政や国会議員などに訴え続けることによって、消費者被害が少しでも少なくなるように、適切な行政指導等を導いたり、消費者法制をより市民の立場に立ち、被害救済を図りやすい制度に改正することをめざしています。例えば、割賦販売法や貸金業法の改正にこうした成果が表れています。

● 2024年の活動

〈無料相談会の開催〉

耳目を賑わせた消費者被害事件等について、無料電話相談会を開催しました。

2024年度は、欠陥マンション・欠陥住宅無料電話相談、呉服販売トラブル110番、投資被害110番などを実施しています。

〈外部機関に対する情報提供と研修等〉

多重債務問題対策地域ネットワークへの委員派遣、消費生活センター専門相談員派遣、消費者安全確保地域協議会への講師派遣等の活動を行いました。

また、消費者委員ほかの弁護士は、2012年11月13日に消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けたNPO法人の消費者支援機構福岡の理事になったり、あるいは、専門勉強会に参

加するなどして、消費者契約法に違反している業者に対する差止請求訴訟を行ったり、消費者被害事件の問題点の検討やその解決のために努力しています。

中小企業に対する法律支援活動

● 中小企業法律支援センターの目的・活動の概要

中小企業の支援を、弁護士会の人権救済活動として捉えるべきではないか。

私たち福岡県弁護士会は、このような視点から、2010年（平成22年）4月、中小企業法律支援センターを設立しました。

中小企業は日本の企業全体の99%以上あり、雇用でも約70%近くを占めます。日本の経済は中小企業で支えられていると言っても過言ではありません。中小企業の経営安定は、新たな産業の創出、労働者にとっての就業の機会の増大、地域経済の活性化、町の発展を促進することにもつながります。

中小企業の運営にはすべて法律が関わっています。その活動全般において、法律専門家である弁護士による相談・助言を含む適切な法的サービスを提供できる基盤整備が必要かつ重要です。ところが、かつて、中小企業の法的支援は個々の弁護士に委ねられ、弁護士会としての組織的な取組みは十分ではありませんでした。

その反省に立って、中小企業法律支援センターでは、中小企業が日常気軽に弁護士にアクセスし、法律問題に関して法的助言や支援を受けられる環境整備を目指しています。

弁護士会内においては、中小企業の各分野における法的支援ニーズに的確に応えられるよう、会員に対する専門研修制度を充実させ、創業支援・事業承継・事業再生・海外展開支援等のテーマごとの研究を重ねています。

さらに、ひろく中小企業との接点を見いだすため、各中小企業支援機関・団体との連携・協力関係を構築し、経営指導員ほか各機関・団体職員との共同勉強会や中小企業向けセミナーの共催など、地道な努力を続けています。

● これまでの歩みとこれから

中小企業相談対応窓口（通称「ひまわりほっとダイヤル」）の運用

福岡県弁護士会は、2010年（平成22年）4月1日、日本弁護士連合会と連携し、中小企業が日常の経営の悩みや心配事を気軽に弁護士に面談相談できる窓口として「ひまわりほっとダイヤル」を開設しました。これは、中小企業が、全国统一電話番号（0570-001-240）に架電して、弁護士会の受付職員に企業の概要や連絡先を伝えると、配点を受けた弁護士が相談申込み企業に折返し電話をして日時を調整し、後日弁護士の事務所で面談相談を実施するという画期的なシステムです。弁護士をより身近に感じていただくため、相談担当弁護士の名簿は、福岡県下、福岡、北九州、筑後、筑豊の地域ごとに整備されています。多くの中小企業・小規模事業者に気軽に利用していただくため、福岡県弁護士会では、初回（面談）相談を無料としています。



福岡県弁護士会では、相談を担当する弁護士が、中小企業の信頼に応えるため一定のスキルを維持できるよう、相談に役立つ知識・情報を集約した研修を多数回実施し、相談担当弁護士名簿に登載されるための要件として受講義務を課しています。

中小企業向け全国一斉無料法律相談会の実施

福岡県弁護士会は、例年、7月20日の中小企業の日ないしその前後の時期に、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会と連携して、中小企業向けの全国一斉無料法律相談会及びセミナーを実施しています。相談会は、各企業が身近な場所で弁護士相談の機会を得られるよう、福岡、北九州、筑後、筑豊の4箇所で開催するほか、Webも活用しています。

各中小企業団体・支援機関との連携

より充実した中小企業支援を行うため、各中小企業支援機関・団体、士業団体等と交流し、連携を深める取組みに力を入れています。

一例として、2010年（平成22年）11月、日本政策金融公庫福岡支店と福岡県弁護士会との間で中小企業を法的・経済的に支援していくための連携覚書を締結しました。政府系金融機関と弁護士会との連携は全国初の試みであり、その後、日本政策金融公庫本部と日本弁護士連合会との連携覚書へと発展し、さらに全国各弁護士会と各地の公庫支店との連携というかたちで活動が拡がりました。その後も、2011年（平成23年）に福岡商工会議所と、2017年（平成29年）に福岡県信用保証協会と連携覚書を締結しました。

今後も、中小企業・小規模事業者への支援をより効果的なものにするため、各機関・団体（士業団体を含む）のご理解とご支援を得て、連携活動を進めてまいります。

中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームの活動

海外への進出を目指す中小企業、海外の企業と取引を開始するあるいはすでに取引を開始している中小企業の法的リスクを回避する観点から、福岡県弁護士会の国際委員会と協力して中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームを設置し、活動しています。

また、福岡商工会議所と連携し、YouTube（よかぞうチャンネル）に海外展開に関する諸課題について弁護士がわかりやすくレクチャーする動画を配信しています。

今後も、「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」、「ひまわりほっとダイヤル」の海外展開支援名簿の活用などを通じて、弁護士が中小企業の身近な相談相手として認知される努力を重ねるとともに、弁護士のスキルアップの観点から、中小企業の海外展開に関わる行政機関や経済団体等との連携や、PT内での毎月の勉強会などを通じて、海外展開支援に精通する弁護士の育成、中小企業からの相談対応態勢づくりに努めてまいります。

創業支援

福岡市（グローバル創業・雇用創出特区に指定）、福岡県ほか各自治体において中小企業の創業支援施策が活発化しています。

従前、中小企業の創業段階では弁護士が活用されていませんでした。創業段階で備えておくべき経営上必要な法律知識が十分でなかったことで創業後に法的トラブルに巻き込まれ夢半ばで営業継続を断念せざるを得ない企業も多数あります。創業段階から弁護士が中小企業に積極的に関わり、その後の企業経営が円滑に進められるよう支援する必要性は高く、中小企業法律支援センターでは、自治体や各種創業支援機関・団体と連携し、弁護士が加わる相談態勢の確立、中小企業向け創業セミナーの開催などを行ってきました。

今後も、各支援機関・団体と連携しながら、福岡県内の創業支援に取り組んでまいります。

中小企業の事業再生支援

福岡県弁護士会では、日本弁護士連合会が最高裁判所・中小企業庁・金融庁等と協議を重ね構築した特定調停スキームの活用を進めるべく、関係機関・団体との意見交換、事例の集積・分析を進めるほか、経営者保証ガイドラインの周知・活用を進める活動にも力を入れています。

中小企業の事業承継

福岡県弁護士会では、中小企業支援機関・団体（士業団体を含む）と連携して、中小企業のM&Aをはじめとする事業承継の支援を行っています。

2021年（令和3年）3月に九州北部税理士会と「事業承継支援に関する協定書」を締結し、事業承継支援における協力体制を整えました。

また、2023年（令和5年）5月には、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターとの間で「事業承継等支援の連携に関する協定書」を締結し、安心安全な事業承継の実現のため、意見交換や共同勉強会を行うほか、具体的な事案に関しても連携を強化し、中小企業に寄り添った事業承継支援を行っています。

ポストコロナ、アフターコロナにおける中小企業支援

福岡県弁護士会では、2021年（令和3年）5月の定期総会において、「中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言」を採択しました。

この宣言に基づいて、新型コロナ禍で苦しむ中小企業・小規模事業者も対象とする無料電話相談会やセミナーを開催してまいりました。

本年度も、新型コロナ禍の完全なる終息を祈りつつ、ポストコロナ、アフターコロナにおける中小企業支援に邁進してまいります。

民事介入暴力に対する取り組み

● 民事介入暴力対策委員会の目的・活動の概要

「民事介入暴力」（民暴）とは、「暴力団やその周辺者が、市民の日常生活や経済活動にともなう民事紛争に、当事者あるいは代理人として介入し、不当な利益の獲得を図る行為」のことを言います。

民事介入暴力対策委員会は、この民事介入暴力における被害の救済及び予防を目的として活動しています。具体的には、①民暴事案の情報・資料の収集、解決方法についての調査研究、②警察、(財)暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」といいます）、その他関連機関に対する協力要請・連携、③民暴事案の受任弁護士に対する指導、助言、協力等が、委員会としての活動内容です。

福岡県は、5つもの指定暴力団と山口組系組織が拠点を置き、抗争事件、発砲事件が相次ぐなど、厳しい暴力団情勢にあり、暴力団らの市民、企業に対する犯罪行為、不当要求も後を絶ちません。

特に、近年は、表向きは暴力団とは無関係であることを装ったいわゆる「暴力団フロント企業」、「企業舎弟」などを巧みに活用して、市民生活や企業活動に食い込んでいます。このような民事介入暴力は、「暴力」、「恐怖」を背景とした最大級の人権侵害であり、「法の支配」に対する重大な挑戦であるという意味において、我々弁護士が真正面から取り組まねばならない重要な課題です。

● 2024年の活動

暴力被害集中相談

10月19日、福岡、北九州、筑後の各地区で、福岡県警、暴追センターと共同して、暴力被害集中相談を実施しました。

民事介入暴力事業への対応

暴力団から受けた被害の回復や暴力団組事務所撤去のために、委員会有志が弁護団を組織して対応しました。

啓発活動

弁護士会の内外を問わず、民事介入暴力の被害実態とその対策について一人でも多くの方々に知っていただくために、責任者講習、暴力追放市民集会への講師派遣などを行っています。

行政問題に対する取り組み

● 行政問題委員会の目的・活動の概要

行政問題委員会は、行政事件及び行政訴訟について弁護士及び弁護士会が積極的に関与して市民及び行政からの要請に応えられる体制をつくるために、2003年9月から設置されています。当委員会が目的に掲げる主な活動は、①市民にとって使いやすい制度となるよう行政訴訟制度の改革に取り組むこと、②行政問題に関する市民相談の実施、③具体的な事案の事件活動を通して行政事件・行政訴訟の担い手となる弁護士を養成していくこと、④行政事件・行政訴訟についての専門的、実践的な知識及び技術を会員に広めるための研修等を行うことなどがあります。

行政ホットラインの定期的な開催

行政ホットラインは、行政についての市民からの相談に弁護士が無料で応じるものです。面談相談と電話相談の両方に対応し、相談内容に応じた助言を行っています。また、相談内容に照らして助言や指導だけでなく代理人としての関与が必要であるという場合には、相談者からの依頼を受けて交渉や訴訟等を受任することもあります。

行政についての相談に焦点を当てている弁護士の相談窓口は、全国的に見ても珍しいものです。当委員会は、2003年の発足当初からこのような活動を行っており、市民からの相談の実情を踏まえつつ相談の体制や広報の方法などに工夫を加えていながらこの活動を続けています。

当委員会がこのような活動を続けてきたのは、市民の側から行政に対する異議申立て等のアクセスや対話を活発なものとする事で法による支配を実現させたいという願いがあるからです。加えて、行政関連の事件という専門性が高い分野に取り組む弁護士側のマンパワーを強化していきたいということも、この活動の原動力となっています。

行政事件実務研究会

当委員会では、弁護士が行政関連の事件に取り組むために必要となる実務的知識を深め、広げていく場として、行政事件実務研究会を開催しています。近年では、単に研修会を催すだけでなく、実務的知識を解説する動画を作成してアーカイブとし、行政関連の事件に取り組もうとする弁護士がその必要に応じて有益な知識を得られるよう工夫を重ねています。

● 2024年の活動

行政ホットライン

2024年度も4月から3月まで、毎月1回、計12回にわたって行政ホットラインの相談活動を行い、毎回平均3～4件の行政問題に関する相談が寄せられました。

相談活動の終了後には、相談があった内容やこれに対して行った助言の内容等について当委員会内で検討を行い、市民が行政との間でどのようなトラブルや悩みを抱えているのかについて認識を共有しています。また、この検討において各委員のこれまでの経験などが示されることにより各委員のスキルアップが図られ、行政ホットラインの利用者の方々に対してより質の高い助言等を行えるようになっていきます。

行政調査手続への弁護士の関与

これまで弁護士の関与があまりなされていなかった税務調査や保険医に対する調査指導等といった行政調査手続について、他の委員会と協力してワーキンググループを設置し、弁護士による関与の拡大にむけた検討を行っています。

全国的に見ても議論がはじまったばかりとも言えるテーマですが、行政訴訟を行うのに多大な時間とエネルギーが必要となっている現状では、行政訴訟の前段階である行政調査手続に弁護士が積極的に関与して誤った行政処分をさせないようにすることが重要な課題になっています。

行政書士会等との意見交換をはじめており、行政調査手続への弁護士の関与を活発なものにしていく方策についてさらに議論を深めていきます。

環境問題に対する取り組み

● 公害・環境委員会の目的・活動の概要

公害・環境委員会は、1970年8月公害対策委員会として設立されました。その後、活動分野を環境問題にも広げるために、1990年2月に公害問題対策・環境保全委員会となり、1994年4月1日より現在の名称になりました。

これまで、廃棄物最終処分場問題、博多湾埋立て問題や曾根干潟保全に関する意見書の発表、気候変動問題、生物多様性について調査研究などの多様な活動を行ってきました。

ここ10年の主な活動テーマとしては、生物多様性保全、干潟・湿地保全、気候変動の問題、環境マネジメントシステムの導入、治水問題、動物愛護問題といった課題があります。また、2022年からは、福岡県弁護士会としてSDGs官民連携プラットフォームに参加して情報交換を行っています。

湿地の保全

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）は、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたものです。現在は、水鳥の生息地としてだけでなく、湿地に生息する他の生物を含めて私たちの生活環境を支える重要な生態系であるという認識のもと、幅広く湿地の保全が求められています。

福岡県内には和白干潟、曾根干潟、今津干潟さらには平尾台にある広谷湿原という重要な湿地があります。2019年10月には現に登録がなされている熊本県の荒尾干潟の現地調査も行いました。

私たちはこれらの干潟について、現地調査を繰り返すとともに、環境保護団体や漁業関係者、市

役所担当課などの関係者との間でヒアリング調査や保全に関する懇談を行ってきました。

環境宣言・環境マネジメントシステム

当会のこれまでの環境問題に対する活動をふまえて、当会自らも社会に対して環境の保全に取り組む決意を表明する必要があると考えたことから、2012年5月23日に開催された定期総会において、地球環境への負荷を可能な限り低減するために、省エネ活動や省資源活動の推進に取り組む努力をすることや、環境問題に関する提言・啓発活動に取り組むことなどを宣言する環境宣言を決議しました。

また、2014年からは、北九州部会で環境マネジメントシステム（エコアクション21）を導入しました。環境マネジメントシステムは、組織や事業者がその運営や経営の中で、環境に関する方針や目標を自ら設定し、それらの達成に向けて取り組むための仕組みです。この環境マネジメントシステムを採用することにより、弁護士会の活動による環境負荷を明らかにし、より環境負荷を低減すべく管理・運用を行っています。既に採用できた部会では大幅に電力使用量を減少させるなどの成果が出ており、今後、福岡県弁護士会全体でこのような環境負荷低減に向けた取り組みを広げるべく活動を行っています。

治水問題

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で毎年のように豪雨災害が発生しており、福岡県でも大きな被害が出ています。

その豪雨被害を防止する方法として、短絡的にダム建設が必要との声もありますが、果たしてそうでしょうか。異常な量の集中豪雨がどこに発生するか分からない現在の豪雨災害に対して、特定の集水域の貯水しかできないダムに依存した治水が有効とは思えません。堤防の整備や河川の掘削、農地を有効活用する田んぼダムなど、総合的な治水対策を検討しなければ、豪雨災害に対応することはできません。

当委員会では、頻発する豪雨災害に有効な治水がどのようなものかを調査、研究しています。

動物愛護問題

飼い主が飼えなくなった犬や猫等が捨てられ、野良犬、野良猫等が増えていくことは、住環境の悪化の問題となります。それに対して、未だ自治体によっては有効な対策を講じておらず、ボランティア団体等、民間の努力に委ねられているところもあります。

当委員会では、町から野良犬や野良猫等を減少させ、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、有効な取り組みについて調査、研究しています。

● 2024年の活動

2024年度は公害等調整委員会から講師をお招きして、弁護士会館で公害紛争処理制度に関する研修会を開催しました。

また、湿地保全に関連して、福岡市からのヒアリングや北九州市の曾根干潟の保全状況の調査を行ったほか、動物愛護に関連してボランティア団体との懇談も行いました。

次年度もこれらの活動を継続し、その他の公害・環境問題についても調査、研究を行っていきます。



多々良川河口に飛来した冬の使者
クロツラヘラサギ

法教育に対する取り組み

● 法教育委員会の目的・活動の概要

法教育とは、一般には「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義されています。

法教育は、法律専門家ではない一般の人々を対象とする点で、法学部などで体系的に法律を学習し法律の専門家を育成することを目指す法学教育とは異なります。

また、法や法制度の基礎となっている公平や正義といった基本的価値観を明確に意識しながら進めていくことを第一次の目標とする点で、法令の条文や法制度の知識の習得そのものを目標とする、従前から実践されてきた消費者教育・憲法教育・刑事裁判に関する知識教育といった司法教育とも異なるものといえます。

法教育はもともと諸外国で取り組まれてきたのですが、当会としても、自由で公正な民主主義社会において、あるべき市民を育成していくために非常に意義があると考え、2006年に法教育委員会を設置しました。

法教育委員会は、小中高校生を対象とした新たな法教育の教材の開発や、既存の教材の加工を行っており、これらの教材は、実際に学校現場の授業で活用されています。

法教育をカリキュラムに組み込んだ学習指導要領の改訂がなされ、小学校では2011年度、中学校では2012年度、高校では2013年度から完全実施されていますし、さらに高校では2022年度の新入生から法教育と内容の重なる多くの新科目「公共」も始まり、当委員会から学校へゲストティーチャーとしての派遣も行われております。

このような動きを踏まえ、当会は、法教育の普及に力を入れていく決意をますます強くしています。民主主義社会を担う子どもたちや一般市民に、法律や制度の背景にある基本的価値観を認識し、その価値観を用いる方法を習得してもらうことは極めて大切なことであり、それに力を尽くすことは、法律専門家である弁護士に市民が期待する役割の一つと確信しているからです。

● 2024年の活動

法教育センター

2011年4月1日、当会は法教育センターを立ち上げました。会をあげて、法教育の出前授業の普及に取り組むためです。毎年一定のクラス数までは当会で派遣費用を補助し、学校側の負担なく弁護士をゲストティーチャーとして派遣してきており、法教育の各学校への普及に結び付けてきています。

なお、コロナ禍への対応として学校の要望に応じ、弁護士がリモートで参加するオンライン授業も実施されました。

福岡法教育研究会

学校現場の教員が考え行おうとしている法教育の姿と、弁護士が考え行おうとしている法教育の姿を融合させていく、その議論を踏まえた教材開発や教材の実践などを目的として、弁護士や教員、その他の教育関係者による福岡法教育研究会を隔月の頻度で開催しています。2024年度には「学校へ行こう」ニュースの発刊を開始し、四半期に一度、当会法教育委員会の活動や裁判例の紹介、出

前授業の実践報告等を行い、学校の先生により身近に出前授業の申し込みをしていただけよう広報活動を強化しています。

ジュニアロースクール

本年は、2024年3月、弁護士会館大ホールで開催しました。「地域住民と野球団体の対立『野球専用グラウンド』は廃止か？ 存続か？」という現実にあるテーマをベースにした教材を作成し、地域住民と野球団体との間でどのような合意形成が可能かについて考えていただくものでした。参加した中高生にはそれぞれの立場に分かれてもらい、自分や相手の言い分の根拠や理由を考え、どうすれば合意できるのか解決策の検討と発表をしてもらいました。どのグループも白熱した議論と素晴らしい発表があり、大盛況でした。

今後も、学生が興味を持って取り組める題材で法的思考が養われる題材を考え、開催を続けていきたいと思えます。



2024年3月開催のジュニアロースクールの風景

「公共」プロジェクトチームから「学校へ行こう」プロジェクトチームへ

2020年度から高等学校で導入される必修科目「公共」が取り扱うテーマに沿った法教育の教材作成を行うことを目的とし、法教育委員会のメンバーでプロジェクトチームを立ち上げました。「公共」の授業にふさわしい議論型の題材を三種類（民主主義、ワークルール、ジェンダー平等）作成し、リーフレットにまとめ福岡県下の高校に出前授業の呼びかけをしました。その後、当プロジェクトチームは、「公共」という科目にこだわらず、広く様々な教科（政経、家庭科等）や探究学習などで弁護士を活用してもらうべく「学校へ行こう」プロジェクトチームと改編し、先述のようなニュースの発行、出前授業の教材提供等を行っています。

憲法問題に対する取り組み

● 憲法委員会の目的・活動の概要

当会は、「立憲主義並びにこれに基づく日本国憲法の基本原理である国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重の原則を堅持するとともに、社会のすみずみまで法の支配が行き渡り、個人が尊重される社会の実現を目指して、憲法に関する問題について、調査・研究・提言・啓発及び立案その他の活動を行う」ことを目的として、憲法委員会を置いています。弁護士法第1条が「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めるところを实践する活動の一環です。

そのため、当会では年に数回、憲法に関わる問題について、憲法委員会が主管して、講演会、ディベート、市民集会等を開催しています。この数年ほどは、これらとともに、日弁連と連動して、「平和を守る全国弁護士会アクションの日」と銘打った街頭宣伝活動も積極的に実施しています。

このような活動を通じて、立憲主義と民主主義、恒久平和主義、基本的人権の理念が日本の政治・社会にしっかりと根付き、1人1人の国民が個人として尊重される社会の実現に貢献したいと考えています。近年は、こうした憲法的価値がないがしろにされる動きが強まっており、しかもそれがしば

しばし手続的正義をも踏みにじる形でなされていますので、そのような動きに対しては、法律専門家団体として厳しい態度で臨んでいます。

● 2024年の活動

2024年度も、前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策が必要な環境下ではありましたが、オンライン参加と会場参加を併用する方法など工夫して、講演会を実施しています。

市民とともに考える憲法講座第12弾

「戦禍のガザ地区に平和を！」(2024年4月11日・福岡)

定期的で開催している市民とともに考える憲法講座の第12弾として、当会会館2階大ホール（ZOOM併用）にて、国際政治学者の酒井啓子氏をお招きして、イスラエル・パレスチナ紛争の実態、当該紛争が市民生活にどのような影響を与えるか、憲法上、どのような問題が生じうるのか等について、講演会を開催いたしました。会場参加120名、ZOOM参加52名でした。

憲法記念日にあたっての会長談話(2024年5月3日)

憲法施行から77周年を迎え、憲法制定の経緯及び意義について述べるとともに、国外では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、ハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエル攻撃を発端としたイスラエルによるパレスチナへの空爆を批判しつつ、国内では、札幌高等裁判所が、高裁として初めて、同性カップルにも憲法上の婚姻の自由の保障が及ぶとし、現行の法制度は違憲であると判断したことなどを挙げ、当会は、今後も憲法の基本原理や根本理念を尊重して基本的人権を擁護し、社会正義を実現すべく、法律専門家団体として全力で活動する決意を表明する談話を発しました。

市民とともに考える憲法講座第13弾

「検証 政治とカネ～上脇博之教授講演会～」(2024年9月9日・福岡、北九州)

定期的で開催している市民とともに考える憲法講座の第13弾として、当会会館2階大ホール及び北九州弁護士会館5階大ホール（ZOOM併用）にて、憲法学者の上脇博之氏をお招きして、裏金問題の本質や改正政治資金規正法の問題点、自浄作用の限界等について、オンライン講演会を開催いたしました。会場参加（二会場合計）69名、ZOOM参加65名でした。

「平和を守る全国弁護士会アクションの日」街頭宣伝(2024年12月14日・福岡)

日本弁護士連合会より、全国で平和を守る行動を展開するため、憲法公布日である11月3日を「平和を守る全国弁護士会アクションの日」と位置付け、全国の弁護士会等において、シンポジウム・学習会・街頭宣伝等を開催するよう要請がありました。

かかる要請を受け、当会では、後記憲法講座第14弾の開催に合わせて、福岡市六本松にて街頭宣伝行動を開催し、通行する市民の方々に、200部の啓発チラシ類をすべて配布いたしました。弁護士の参加は18名でした。

市民とともに考える憲法講座第14弾

「101年前、いま、みらい 朝鮮人虐殺からヘイト問題を考える」(2024年12月14日・福岡)

定期的に開催している市民とともに考える憲法講座の第14弾として、当会会館2階大ホール(ZOOM併用)にて、ノンフィクション作家の加藤直樹氏をお招きして、ヘイトスピーチをはじめとする人権や外国人差別の歴史や現状について、講演会を開催いたしました。会場参加63名、ZOOM41名でした。

刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動

● 活動の概要

当番弁護士制度の運用

当会では、1990年12月1日、逮捕・勾留された被疑者やその家族などから要請があれば、待機している弁護士が無料で出動し法的なアドバイスをするという「当番弁護士」制度を、全国に先駆けて始めました。

初年度は128件の要請しかありませんでしたが、認知されるとともに要請数も年々増加し、2005年には福岡県内で約3800件の要請があり、そのほとんどについて、当番弁護士として登録している当会の会員が出動し、逮捕・勾留された被疑者に法的なアドバイスを行い、弁護士費用を負担できない被疑者に対しては、後述するような援助事業を利用して、被疑者が経済的負担を負わない形で弁護人としての活動もしてきました。その運営費用や出動弁護士への日当などは、全て弁護士会、ひいては会費を納める会員弁護士が負担してきました。

当番弁護士制度はやがて全国にひろがり、これらの活動を通じて、起訴される前の被疑者段階に弁護士が関わることの意義と重要性が認められ、ついに国を動かし2006年からは、それまでにはなかった起訴前の国選弁護制度(被疑者国選制度)を創設させるに至りました。そして、2018年6月1日から被疑者国選制度の対象が全勾留事件にまで拡大しました。しかし、被疑者国選弁護人が付くまでのサポートとしての当番弁護士の重要性に変わりはなく、また被疑者国選から漏れる被疑者をサポートする制度として、その後も当番弁護士制度を続けています。

実際、被疑者国選の対象事件が全勾留事件に拡大した以降も当番弁護士の要請数は少なくありません。逮捕された被疑者の権利を守り、えん罪を防ぐための活動は続きます。刑事事件で身柄拘束された人についてはもっとも人権侵害が起こりやすく、その権利を擁護することは憲法にも定められた弁護士としての最重要の責務の一つです。

なお、このような当番弁護士制度が生まれ発展してきた歴史とその意義や成果をまとめた書籍「当番弁護士は刑事手続きを変えた ～弁護士たちの挑戦」(現代人文社)が2019年10月に当会編集のもと発刊されました。

被疑者弁護援助制度の法テラスへの委託と費用負担

この当番弁護士制度とともに、起訴前弁護の両輪をなしてきたのが、被疑者弁護援助制度です。

私選弁護を依頼することが経済的に困難な被疑者について、継続的な弁護活動の必要性が認められるときは、弁護費用を援助することにより、実質上無料で被疑者弁護人を付けることができるという制度です。従前は財団法人日本法律扶助協会が担ってきたもので、実際にはその費用の多くは

弁護士会、つまりは弁護士が負担してきたものです。

被疑者国選制度が発足する直前の2005年には、当番弁護士が出動後に弁護人として受任した割合は約26%、その内で被疑者援助制度を利用した割合は約9割であり、全国的に見ても非常に高い受任率となっていました。

その後、被疑者国選弁護制度が発足し、さらにその対象事件が全勾留事件にまで拡大されたため、被疑者援助制度の利用数は減少しましたが、被疑者国選が認められていない逮捕段階の被疑者からの申込みは続いており、現在も重要な役割を担っています。

法テラスが設立されて以降は、被疑者援助制度の運用は日弁連から法テラスに委託していますが、費用自体は弁護士会つまり全国の弁護士が特別会費を負担して拠出しており、多くの会員が被疑者援助による弁護人となって、この制度を支えています。

また、逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、2018年度から毎年6月から8月にかけて、当会会員に呼びかけ、「被疑者の不必要な身体拘束に対する準抗告申立等の勾留阻止運動」に重点的に取り組むとともに、被疑者弁護援助での弁護士費用に関して、勾留阻止活動に関する成果報酬を上乗せすることを2021年10月から始めました。

国選弁護人制度の下支え

上述したとおり、当会が先駆けとなった当番弁護士制度や被疑者援助制度の地道な活動により、被疑者段階での弁護活動の意義や重要性が認知され、2006年に被疑者国選制度が始まり、その対象を広げながら全勾留事件にまで拡大しました。

起訴される前の被疑者段階の弁護活動は、短期間の間に被疑者との接見や被害者交渉などの充実した弁護活動を行う必要があるため、起訴後の被告人段階以上に労力がかかる面もあり、特に弁護士数が少ない地域で対応体制をとることができるのか懸念されていました。しかし、当会では、多くの会員が国選弁護人に登録することにより、問題なく運用されています。

現在、国選弁護人指名などの事務手続きは法テラスが行っていますが、指名のルールは当会との取り決めによります。また、個々の国選弁護人登録者をサポートするために、当会独自に各種の研修や研究会などを実施したり、「刑弁ネット」と呼ばれる弁護士が弁護活動について気軽に相談できるメーリングリストを整備したりして、国選弁護制度を下支えしています。2014年冬には「刑事弁護通信福岡」を発刊して、紙ベースでも会員に情報が伝えられるようになりました。

また、国選弁護人の弁護活動で専門家に依頼する私的鑑定が必要となった場合に、その費用を補助する刑事私的鑑定等費用援助制度を2019年12月に創設しました。

裁判員裁判への対応体制構築や研修実施など

2009年から裁判員裁判が始まりましたが、当会では、裁判所や検察庁との模擬裁判や各協議会などを通じて、よりよい運用がなされるように裁判所等に働きかけてきました。また、2014年から研修を義務化した裁判員裁判用の弁護人バックアップ名簿を作成し、裁判員裁判を担当する弁護士の質の向上に努めています。裁判員裁判に特化した研修等も定期的に行い、裁判員裁判対象事件への対応体制を構築しています。

裁判員裁判が始まった後も、裁判所や検察庁と継続的に協議を行い、また会員向けにも裁判員裁判の研修や経験交流会などを実施しています。

刑事手続に関する運動等

当会では、最優先課題である勾留・保釈などの刑事身体拘束の問題など、刑事手続に関する様々な問題点について、具体的な刑事手続のなかで身体拘束からの解放を積極的に行うための研修の実施や呼びかけ、海外視察や研究などを行うとともに、シンポジウムを開催したり、総会決議を出したりするなどの運動を続けてきました。

また、2017年の刑事訴訟法改正に伴い、被疑者国選弁護の対象が全勾留事件に拡大しましたが、今後、被疑者国選弁護制度のさらなる拡大への運動に取り組んでいきます。

● 2024年の活動

当番弁護士制度の運用

2024年には、1422件の当番弁護士の要請を受け、1392件について実際に当会の会員弁護士が出動して、被疑者と接見し、それらの運営や費用負担は弁護士会が担いました。2024年4月1日段階の当番弁護士登録者数は905名で、これは当会会員数の約61%にあたります。

被疑者の身体拘束の早期解放に向けた取り組み

逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活性化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、2024年度も6月から8月にかけて、「不必要な身体拘束に対する準抗告申立等の勾留阻止運動」に重点的に取り組みました。

国選弁護人制度の下支え

2024年には、延べ3453名の被疑者国選弁護人と延べ2177名の被告人国選弁護人（うち、控訴審は246名）が選任されました。

2025年3月1日段階の国選弁護人登録者数は1142名で、これは当会会員数の約77%にあたります。

月1回のペースで若手弁護士向けに「刑事弁護研究会」を開催し、若手弁護士のスキルアップを図り、弁護士用刑事弁護相談MLである「刑弁ネット」では、多くのメールがやりとりされています。

また、刑事裁判の判決書の検討、経験交流会等を実施して、効果的な弁護活動をする上で必要な情報の収集検討も行っています。

触法精神障害者の権利をまもる活動

● 医療観察法対策委員会の目的・活動の概要

2005年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）が施行され、刑法39条1項の心神喪失を理由に不起訴または無罪となった人及び同2項の心神耗弱を理由に刑が減輕され執行猶予がついた人に対し、裁判官と精神保健審判員（精神保健判定医）による合議で審判を行い、処遇を決めるという制度が創設されました。

医療観察法審判手続や入院・通院処遇は対象者の自由を制限するものであり、対象者の防御権を実質的に保障し、適正手続を確保する必要があります。そのため、審判を受ける人は、弁護士を付添人として選任することができます。また、付添人がいない場合には裁判所が国選付添人を選任します。

これは、弁護士がそれまで行ってきた刑事弁護活動とも、精神障害者に対する援助活動とも異なるものです。当会は、この分野に対応するため、医療観察対応プロジェクトチーム（医療観察PT）を設置していましたが、医療観察法の法律上及び運用上の問題に継続的に対処するため同プロジェクトチームを平成26年4月に医療観察法対策委員会としました。

入院処遇が長期化している事例もあり、処遇中の対象者へのリーガルアクセスを保障する必要もあります。当初審判後の審判においては付添人の選任は任意的ですが、制度の保安処分化を防止するためにも、当初審判後の弁護士関与を促進する方法も模索しています。

活動の概要

国選付添人活動の充実・適正化をはかるために原則として最低3年に1回の研修受講を義務付けることとし、毎年1回登録要件となる実務研修として外部より講師を招いての講義及び会員による基礎知識の講義及びケース報告を行っています。また、付添人活動を充実化させるために、他の単体会弁護士や精神保健福祉士との協働時の費用規定の整備を進めました。また、司法及び行政各々の協議会への参加を申し入れ、弁護士が参加できるようになりました。その他、医療観察法手続全体における重要なキーパーソンである社会復帰調整官との意見交換会を実施、医療観察法関連職種研修会等の研修会への参加、精神保健福祉士協会との連携制度の構築等の活動を行いました。

● 2024年の活動

2024年は裁判所が主催する心神喪失者等医療観察法関係研究協議会に参加し、医療観察法審判の運用を踏まえ、意見交換を行いました。医療観察法関連職種研修会及び日本司法精神医学会大会等にも参加し、医療観察法関連職種の活動、医療観察法に基づく治療の実情・問題点等に関する情報収集を行いました。

犯罪の被害者を支援する活動

● 犯罪被害者支援に関する委員会の目的・活動の概要

弁護士法が謳う「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という弁護士の使命に鑑みると、弁護士には、伝統的に行われてきた刑事事件での被疑者・被告人の弁護だけでなく、犯罪によって被害を受けた方々の正当な権利・利益を擁護するための活動も、当然に求められているといえます。

特に1990年代以降、犯罪被害者支援の必要性が社会的にも強く自覚されるようになる中、当会でも2000年3月に犯罪被害者支援に関する委員会を設置しました。同委員会を通じて、当会としても、出来る限りの犯罪被害者の人権擁護という役割を果たそうと努めています。

犯罪被害者支援に関する委員会では、①被害者支援制度に関する調査・研究や会内研修、②犯罪被害者の方を対象とした無料の電話相談活動等を行う犯罪被害者支援センターの運営、③犯罪被害者支援基金の運営（刑事事件の被疑者・被告人による贖罪寄付等の受入・管理を行い、被害者支援団体である公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターに対して、2002年から2022年まで合計8400万円の運営資金を寄附して援助してきたほか、被害者及びその遺族の団体である「九州・沖縄犯罪被害者連絡会（みどりの風）」に対して、2012年から2020年まで合計460万円の運営資金を寄附して援助しました。）、さらには、④日本司法支援センターと協力して、同センターが犯罪被害者支援に精通したものとして

紹介する弁護士の名簿（いわゆる精通弁護士名簿）や、後記の国選被害者参加事件を担当する弁護士の名簿を整備するといった活動も行っています。

被害者参加制度等について

犯罪被害者の刑事事件への参加を認める諸制度が2008年からスタートし17年を経過しました。これは、一定の事件に関しては、被害者や遺族の方が傍聴席ではなく法廷の中に入って、検察官のそばで、証人尋問や被告人質問をすること、求刑についての意見を述べること等ができるものです（被害者参加制度）。その際、経済的に余裕の無い被害者のために、国費で弁護士に援助させる制度も設けられました（国選被害者参加弁護士）。さらに、刑事事件の審理の成果を利用するかたちで通常の民事裁判と比べて簡易迅速に加害者に対する損害賠償請求ができる制度（損害賠償命令制度）も同時に設けられました。

これらの新しい制度は被害者の人権保障の見地からも重要であり、より一層の定着が望まれます。犯罪被害者支援に関する委員会でも、同制度の適正な運用を図ることが重点課題であると考え、制度の周知・広報を図るとともに、制度の運用について関係機関と協議を行うなどしています。

地域での連携の必要性

近時、犯罪被害者の支援に関しては、警察や検察はもちろん、医師や福祉機関、被害者支援団体等、地域の関係機関が綿密に連携して、個々の被害者に対する支援の体制を整えることが重要であると指摘されています。

犯罪被害者支援に関する委員会でも、上記のような指摘を踏まえ、各関係機関との交流・連携を深めて、より充実かつ適切な犯罪被害者支援の一端を担うべく努力しています。

● 2023年の活動

電話相談等

前記の無料相談について、従来毎週1回（火曜日）であったものを、2013年7月より毎週2回（火・金曜日16-19時）、2018年7月より毎週平日（16-19時）に増加しました。その効果もあって、過去の相談件数は2017年303件、2018年354件、2019年394件、2020年411件、2021年483件、2022年479件、2023年557件と増加傾向にあり、社会への着実な浸透がうかがわれます。この電話相談は匿名でも可能であり、電話相談後に希望により面談相談も可能です（初回相談は無料です）。

パンフレットの作成

被害者参加制度や損害賠償命令制度の周知・徹底を図るため、これらの制度概要の説明と相談窓口を紹介したパンフレットを作成し、県内の関係各機関に配布しています。

研究活動

会内において、被害者支援の問題について理解を促すために、関係機関よりお招きした講演や、新規登録弁護士向けの研修を行いました。

また、被害者支援に関わった弁護士の全国的な経験交流集会



や、九州ブロックでの拡大協議会等に委員会の委員が参加して、全国各地における被害者支援の実情を知り、また、被害者を支援する弁護士の経験を共有化するようにしています。

各種名簿の整備

委員会が行った研修を受講した会員を対象に、前記の精通弁護士名簿や国選被害者参加弁護士名簿を改定し、日本司法支援センターに提供しました。

犯罪被害者支援活動の援助

犯罪被害者支援基金から寄付金として、「公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター」に対し400万円を援助しました。

弁護士会の人権救済活動

● 人権擁護委員会の目的及び活動の概要

人権擁護委員会は、弁護士会に寄せられる人権救済申立事件について調査を行い、事案に応じて適切な措置をとることを主な任務としています。基本的人権の擁護は弁護士法で定められた弁護士の使命であり、人権救済活動は弁護士会の基本的な役割です。人権救済申立は誰でも可能で随時受け付けており、費用はかかりません。

調査の結果、人権侵害（又は人権侵害のおそれ）が確認された場合は、人権侵害を行っている機関等に対し、①警告（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を通告し、厳しく反省を促し、又は是正処置をとることが必要であるとき）、②勧告（相手方、その監督者等に対して、被害者の救済又は今後の侵害の予防につき適当な改善処置をとるよう要請することが必要であるとき）、③要望（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待するとき）等の措置をとります。一方、人権侵害又はそのおそれの確認ができない時は不処置となります。

人権救済申立の多くはが受刑者など刑事施設の被拘禁者の処遇に関する訴えですが、学校やマスコミ、警察や自治体などを相手方とする人権救済申立事件もあり、当委員会ではこれまで多様な事件を取り扱ってきました（当委員会がこれまで調査を行い、措置を行った事案は弁護士会の公式ホームページに掲載しています）。

また、2019年10月から、福岡県の委託により、人権問題に関する無料電話相談である「ふくおか人権ホットライン」を毎月第4金曜日に実施しています。

● 2024年の活動

1 人権救済申立事件の措置

福岡市教育委員会に対する要望

A D H D、知的障害があり福岡市内の特別支援学校に在籍していた申立人に対し、同校が申立人をクールダウンさせるためという理由で、廊下の隅の階段の端にマットを敷き、窓ガラスにガードを付けて、段ボールで作った仕切りで囲った簡易スペースを設置し、同室を強制的に利用させようとしたというケースについて、人権救済申立がなされました。

調査の結果、上記スペースの利用を申立人が実際に強制されたという事実は認定できなかったものの、学校側が上記のような簡易スペースを設置した上で、申立人に、「学校でイライラしたり、教

室にいたくないときはここで休憩できる」旨説明を行っていたという点では事実には争いありませんでした。

一般にクールダウンルームは生徒の気持ちを落ち着かせるという設置目的から、生徒の気持ちを落ち着かせるために外部の音をなるべく遮り、外気温や湿度に左右されない空間であることが望ましいと考えられます。

しかし、本件で実際用意されていた簡易スペースは床や壁にマットが張り付けられているだけのものであり、また、階段近くに設置されていることから、廊下、階段を通る者から覗かれる可能性もあり、パニックを悪化させることが懸念されるもので、指導上・保健衛生上・安全安全管理上の適切さを備えたものか極めて疑わしいと考えられました。

そこで、当会は、福岡市内の特別支援学校の管理者である福岡市教育委員会に、「福岡市内の特別支援学校のクールダウンルームの実態を調査し、その結果を踏まえて自閉症・情緒障害者がそれぞれのニーズに応じた特別支援教育を受けるために必要な合理的配慮を実現できるクールダウンルームの設置基準の検討を含めた教育環境の整備を漸進的に進めるよう要望」を行いました。

2 その他の人権擁護活動

(1) 刑事法廷内における入退廷時の手錠・腰縄の使用の問題

当会では、刑事法廷内における入退廷時の手錠・腰縄の使用の問題について、2021年6月9日、人権擁護委員会、刑事弁護等委員会の各委員を構成員として、「手錠・腰縄問題に関するプロジェクトチーム」を設置し、同年8月から活動を開始しました。

2024年も引き続き、会員への情報提供、会員の裁判所への申入れ支援、申入れ結果のアンケート実施・分析、被告人へのアンケートの実施などの活動を継続しています。

(2) 旧優生保護法による被害者の救済

当会では、2022年3月16日、「旧優生保護法訴訟において国の賠償責任を認めた大阪高裁及び東京高裁違憲判決を踏まえて、被害者の全面救済を求める会長声明」を発出し、当会としても、旧優生保護法により侵害された尊厳の回復を含む真の被害回復の実現に向けて、真摯に取り組んでいくことを確認し、被害救済のため、同年12月には全国一斉電話相談を実施しました。

2023年5月11日には、「旧優生保護法に関し国に賠償を命じた度重なる地裁、高裁判決を踏まえて、改めて全面解決を求める会長声明」を発出しました。

2024年度は、7月3日に最高裁が国の責任を認める判決を言い渡したことを受け、7月10日に「旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて、全ての優生手術被害者に対する被害回復の実現を求める会長声明」を発出し、被害者の早期の全面救済を呼びかけました。7月と2025年1月には、被害救済のため全国一斉電話相談を実施しました。

2025年2月には、旧優生保護法による被害者を支援するため、会内に新たに旧優生保護法被害者支援プロジェクトチームを設置し、国が最高裁判決後に制定した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」による被害者救済手続を支援する活動を行っています。

(3) ヘイトスピーチのない社会の実現のための取組み

当会は、2022年5月27日の定期総会において、「ヘイトスピーチのない社会の実現のために行動する宣言」を行い、①ヘイトスピーチ問題を対象とする法律相談体制の充実化等の法的支援活動の推進、②教育活動等のヘイトスピーチ解消のための実効的施策の検討、③ヘイトスピーチをな

くすための条例制定等に向けて福岡県及び福岡県内の自治体との連携を図っていくことを宣言していますが、人権擁護委員会、国際委員会、憲法委員会、法教育委員会の各委員を構成員として、「ヘイトスピーチ問題対策ワーキンググループ」を設置し、2022年12月から活動を開始しました。

2023年は、同年6月18日にウリ・サフェ〈私たちの社会～「在日」の人権と生活を共に創造する会～〉が主催した講演&パネルディスカッション「ヘイトスピーチ解消のための条例制定に向けて」を当会も後援し、パネラーやコーディネーターを派遣しました。また、同年4月以降、福岡県、福岡市、北九州市、福岡法務局を訪問しての意見交換、その他の自治体（筑後地域）に対する文書照会を行い、被害の実態把握のために、同年5月11日には、北九州市折尾にある九州朝鮮初中高級学校を訪問し、同年10月24日には、福岡市東区和白にある福岡朝鮮初級学校を訪問するなど活動しました。

2024年度は、自治体への照会を継続して行うと共に、12月14日には、ノンフィクション作家の加藤直樹氏を講師に迎え、弁護士会館大ホールで「101年前、いま、みらい～朝鮮人虐殺からヘイト問題を考える」を開催しました。

(4) 再審法改正の実現

当会では、2019年8月8日に「再審制度の制度趣旨を没却する最高裁判所の大崎事件第三次再審請求棄却決定に対し抗議する会長声明」を发出するなど、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現に尽力する決意を表明しています。

2023年2月27日には「日野町事件第2次再審請求事件即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないよう求める会長声明」を、同年3月13日には「袴田事件」第2次再審請求差戻し後即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないこと等を求める会長声明」を、同年9月13日には「再審法の改正を求める決議」を、同年8月2日には「大崎事件」の再審請求即時抗告棄却決定に強く抗議する会長声明」を、同年10月25日には「袴田事件」の再審公判において検察官が再審請求審と同じ争点について有罪立証を行う方針を示したことに対し強く抗議するとともに、改めて速やかな再審法改正を求める会長声明」を发出しました。

2024年度は、7月に「飯塚事件第2次再審請求審の再審請求棄却決定についての会長声明」を、9月26日には同日の静岡地裁の袴田事件再審無罪判決を受け、「袴田事件」再審無罪判決を一日も早く確定させることを求めるとともに、改めて速やかな再審法改正を求める会長声明」を、2025年3月には「大崎事件」の再審請求棄却決定についての特別抗告棄却決定に強く抗議する会長声明」を发出しました。

自死問題に対する取り組み

● 活動の概要

日本国内の自殺者が1998年から2011年まで14年連続で年間3万人を越え、自殺の予防が国民的課題となる中、当会は、2010年度に、自死に関連する各種委員会（生存権擁護・支援対策本部、精神保健委員会、犯罪被害者支援委員会、消費者委員会、中小企業法律支援センター、子どもの権利委員会、高齢者・障害者等委員会）で「自死問題対策関連委員会連絡会議」を立ち上げて、この問題の取組みを開始しました。（「自死」という言葉は、自殺の社会的・道徳的非難をしない呼称です）。

その活動は次第に活発化し、2012年4月からは、上記連絡会議から発展した「自死問題対策委員会」を発足させ、以下のような様々な活動を行っています。

- (1) 自死の予防と弁護士役割に関する調査・研究
- (2) 国や自治体、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職団体との協議、連携
- (3) 自死予防に関する知識及び、自死企図者の法律相談技術の向上を図る研究会の開催
- (4) 自死企図者や、その援助をする専門職からの法律相談申込に対応するためのシステムの構築
- (5) 自死問題についての社会的啓蒙活動
- (6) その他自死問題に関わる活動

なかでも、当会の活動の中心となるのは、次の2つの相談制度です。

① 自死遺族法律相談

福岡市との共催で、毎月1回（原則として第1水曜日午後1時～4時）、福岡県弁護士会館に弁護士1名と心理専門職（福岡市が派遣）1名が待機し、自死遺族からの面談相談及び電話相談に応じます。専用電話番号は092-738-0073です。

北九州市では、相談受付は北九州市精神保健福祉センターが行い、法律問題が関わる場合に弁護士による無料相談を勧めていただき、同センターにおいて、弁護士1名とセンター職員（医師・保健師・心理士・福祉職・作業療法士）1名の原則2名体制で相談に応じています。

福岡県でも、毎月1回（原則として第4火曜日午後1時30分～4時30分）、福岡県精神保健福祉センターの相談室で弁護士が相談に応じます。事前予約制で、1日3件まで、1件につき相談時間50分が原則とされています。

② 自死問題支援者法律相談

自死の危険の高い人本人ではなく、それを支援する方々（例えば、家族・親族、学校関係者、自治体や町内会関係者、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、ソーシャルワーカーといった専門職など）からの相談申し込みを受け付けています。

平日の午前9時～午後4時まで、専用電話（092-741-3210）で相談の申し込みを受け付け、原則48時間以内に担当弁護士から電話連絡をし、電話による相談に応じます。その結果、面談相談が必要な場合は、無料の面談相談（心理専門職の同席も可）を行います。

また、筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形での相談にも応じており、大きな実績を上げています。

● 2024年の活動

様々な取り組みの結果、日本国内の自殺者数は2012年に15年ぶりに3万人を下回り、2019年には自殺者数が2万人を下回りました。しかし、コロナ禍によって自殺者数が徐々に増えていき、2020年の自殺者数は、リーマンショック後の2009年以来11年ぶりに増加に転じました。さらに、2023年の自殺者数は、総数で見ると前年に比べて44人の減少となったものの、男性は前年に続いて増加しており、引き続き自殺予防のための取り組みが必要な状態が続いています。

当会は自死問題関連の相談体制を維持しており、2024年も、自殺予防の取り組みとして、以下のような活動を行いました。

- ◆ 自死問題支援者法律相談を実施し、支援者からの相談に応じています。
- ◆ 福岡市・北九州市と連携して、自死遺族法律相談（面談・電話）を実施しています。
- ◆ 福岡県の実施する自死遺族法律相談（面談）に弁護士を派遣しています。
- ◆ 3月及び9月に実施された福岡市主催のこころと法律の相談会に弁護士を派遣しました。
- ◆ 10月と12月に、福岡大学病院精神科のスタッフとの自死問題に関する研究会を行いました。
- ◆ 3月に、市民向け自殺予防シンポ「～いのちを、共に支えるために～LGBTQ+の自殺予防を考えるシンポジウム」を開催しました（基調講演はみたらし加奈さん、パネリストにスクールソーシャルワーカーの池長絢さん、医師の永野健太さん、福岡県地域生活定着支援センター主任相談員の蔦谷暁さん、弁護士の寺井研一郎さん）。
- ◆ 8月に会内研修「心によりそう電話相談対応のスキル～電話口で「死にたい」と言われたら～」を開催しました（講師は精神科医の田辺等さん）。

情報問題対策委員会

● 活動の概要

情報問題対策委員会は、プライバシー・個人情報保護に関連する問題を取り扱っています。行政機関に対する情報公開の問題も取り扱っています。

過去には、特定秘密保護法、共謀罪法案の成立やマイナンバー制度の拡大、通信傍受法の適用対象の拡大等に反対する活動を行ってきました。シンポジウムの実施や街頭宣伝などの活動も行ってきました。

また、法律に基づくことなく監視カメラや顔認証装置の利用が広がっていくことにより、欧米民主主義国家では通常許されない、法律や令状に基づかない、罪もなき市民のプライバシー侵害の問題点を指摘し、プライバシーを保護するための立法を求める活動を行っています。

主権者の納めた税金を使って収集された行政情報の流通のあり方を決定できるのは、主権を有する国民（市民）自身です。また、主権者は、自らの幸福を最高度のものにするための手段として憲法によって設置されている行政機関から、必要もなく監視されたり、主権者として当然に許される政府批判の表現行動に対して干渉をされたりしないよう、民主主義社会の前提を守る必要があります。

主権者と政府の間に存在する報道機関が、政府の不正を暴いたり、政策の不備を批判したりするなど、民主主義の実現にふさわしい役割を果たすことができるよう、政府からの干渉を受けないことも、公的情報の流通の確保の観点から、大切なことです。

弁護士会として、2024年3月20日に、シンポジウム「マイナ保険証と人権を考えるー医療情報のデジタル化で社会はどう変わる？」を開催しました。

同シンポジウムは、武藤委員長による開会の挨拶に始まり、木本委員の基調報告、知念哲氏の基調講演、パネルディスカッションの三部構成で実施しました。

第一部の基調報告では、福岡県弁護士会のこれまでについて、当委員会の活動報告として、マイナンバーカードに関連して発出した会長声明、福岡市の行政効率化を目的とするDX戦略の状況についてのヒアリングの結果報告を行いました。

第二部の基調講演は、「マイナ保険証の仕組みと問題点」と題して、神奈川県保険医協会事務局次

長、全国保険医団体連合会・政策事務局小委員である知念哲氏に、医療保険についての仕組みを概観した上で、現行の保険証が廃止されるまでの流れについてご紹介いただきました。その他にも、マイナ保険証の普及状況に関する話題やオンライン資格義務不存在確認請求訴訟の状況についてもご報告いただいています。

第三部では、中央大学教授の宮下紘先生から人権保障やGDPR（EU一般データ保護規則）の観点からマイナ保険証に関する問題点に言及いただいた上で、パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、医療情報としてどういうものがデジタル化されて共有されると便利になるのか、研究・新薬開発などに対する診療情報の利活用への懸念・課題について、デジタル政策の中心にマイナンバーがあることについての問題点などが議論されました。

【会長声明等】

札幌高裁・東京地裁（二次）判決を受け、直ちに、 すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

（2024年4月9日発表）

- 1 同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う一連の裁判において、2024年3月14日、札幌高等裁判所及び東京地方裁判所において、判決が出された。

一連の訴訟は、札幌・東京（一次・二次）・名古屋・大阪・福岡の各地裁で提訴され、東京二次訴訟を除き、地裁レベルの判決が出され、いずれも原告側が控訴していたところ、今回の札幌高裁の判決は、高裁における初の判断である。また東京地裁は、二次訴訟についての判決であり、これをもって全ての地裁の判断が出そろったこととなる。

- 2 札幌高裁判決は、これまでの一連の判決からさらに踏み込んだ、極めて画期的なものであった。

札幌高裁判決は、本件諸規定は、憲法24条及び14条1項に違反するとした。

同判決は、本件諸規定が憲法13条に違反すると認めることはできないとしつつ、性的指向及び同性間の婚姻の自由は、憲法上の権利として保障される人格権の一内容を構成し得る重要な法的利益として、本件諸規定が同性婚を許していないことが憲法24条の定める立法裁量の範囲を超えるものであるか否かの検討にあたって考慮すべきと述べる。

そして、性的指向及び同性間の婚姻の自由は、個人の尊重及びこれに係る重要な法的利益であるのだから、憲法24条1項は、人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定める趣旨を含み、両性つまり異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても、異性間の場合と同じ程度に保障しているとした。そして、本件諸規定は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していないことから、個人の尊厳に立脚し、性的指向と同性間の婚姻の自由を保障するものと解される憲法24条の規定に照らして合理性を欠く制度であり、少なくとも現時点においては、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っていると指摘した。

憲法14条1項に関しても、国会が立法裁量を有することを考慮するとしても、本件諸規定が、異性愛者に対しては婚姻を定めているにもかかわらず、同性愛者に対して婚姻を許していないことは、現時点においては合理的な根拠を欠くものであって、本件諸規定が定める本件区別取扱いは、差別的取扱いに当たるとして、同項にも違反するとした。

当会は、後記のとおり、2019年の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障されていると論じたが、この判決は、それとほぼ同趣旨と評価でき、全く正当なものである。特に、憲法24条1項が、同性間の婚姻についても異性間の場合と同程度に保障しているとの判断は、一連の訴訟における判決の中でも初めてのものであり、初の高裁判断という点も含め、その意義は極めて重大である。

- 3 また、東京地裁（二次）判決では、本件諸規定が、同性カップル等の婚姻を認めず、また、法律上、同性カップル等が婚姻による法的利益と同様の法的利益を享受したり、社会的に交渉を受ける

利益を享受したりするための制度も何ら設けられていないのは、同性カップル等が、自己の性自認及び性的指向に即した生活を送るという重要な人格的利益を、同性カップル等から剥奪するものにほかならないのであるから、本件諸規定及び、上記のような立法がされていない状況は、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理的な理由があるとは認められず、憲法24条2項に違反する状態にある、との憲法判断が示された。

これは、類似の判断を示した、東京地裁（一次）、名古屋地裁及び福岡地裁の一連の判決の流れを踏襲した判断といえる。

4 前記のとおり、この東京地裁（二次）判決をもって、一連の訴訟の地裁レベルの判決が出そろった。その結論は、違憲2件（札幌地裁・名古屋地裁）、違憲状態3件（東京地裁（一次・二次）・福岡地裁）、合憲1件（大阪地裁）であり、合憲判断である大阪地裁判決でも、将来的に違憲となる可能性を指摘している、同性カップルについて、異性カップルと同様、婚姻（家族として法的に保護するための制度）が必要であるとの司法判断の流れは確定し、もはや動かしがたい。

そして、札幌高裁においては、憲法24条1項が、同性間の婚姻についても異性間の場合と同程度に保障しているとの判断が示されており、今後の高裁判決においても、この流れはさらに加速していくものと思われる。

これらの判決を踏まえれば、国は、さらなる高裁判決、ないしその先の最高裁判決を待つことなく、速やかに立法をもってこの違憲の状況を解消すべきであることは、明らかである。

5 しかし、本問題に関する政府・与党の姿勢は、従前と全く変わらず、極めて後ろ向きである。

政府は、従前から、同性間の婚姻制度の導入について、「極めて慎重な検討を要する」との紋切り型の答弁を繰り返すばかりであったが、上記判決を受けても、確定前の判決であり、同種訴訟の判断を注視していくとか、判断の中身を注視していく、国民的なコンセンサスと理解が求められる、などの発言がなされ、事態を動かそうという気配は全く見受けられない。小泉龍司法務大臣は、「自治体のパートナーシップ制度の導入・運用状況などを見て、国民に議論してもらいたい。」と述べたが、いずれの判決中でも指摘されているとおり、各種世論調査の結果や自治体におけるパートナーシップ制度の広がりなど、同性婚に関する国民の認識が高まってきていることは明らかである。しかるに、国会での議論は、令和元年には野党から同性婚を法制化する法律案が提出されるも、審議されないまま廃案となるなど、極めて低調である。これだけ憲法違反を示す判断が積み重なっている中で、積極的に議論を行い、解決策を検討しなければならないのは、抽象的な「国民」ではなく、立法府たる「国会」であり、人権を尊重した施策を検討・実施すべき「政府」である。これら一連の政府関係者の発言からは、その自覚は、全くうかがわれない。

6 当会は、2019年5月29日の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされているのだから、国は公権力やその他の権力から性的少数者が社会的存在として排除を受けるおそれなく、人生において重要な婚姻制度を利用できる社会を作る義務があること、しかし現状は同性間における婚姻は制度として認められておらず、平等原則に抵触する不合理な差別が継続していることを明らかにし、政府及び国会に対し、同性者間の婚姻を認める法制度の整備を求めた。また、前記札幌地裁判決、大阪地裁判決、東京地

裁（一次）判決、名古屋・福岡地裁判決に際しても、それぞれ2021年4月28日、2022年8月10日、2023年1月18日、2023年6月15日に会長声明を発し、政府・国会に対し、同性間の婚姻制度を早急に整備することを改めて求めてきた。

今回、札幌高裁判決は、「根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということであって、同性愛者は、日々の社会生活において不利益を受け、自身の存在の喪失感に直面しているのだから、その対策を急いで講じる必要がある。したがって、喫緊の課題として、同性婚につき異性婚と同じ婚姻制度を適用することを含め、早急に真摯な議論と対応をすることが望まれる」と付言した。

東京地裁（二次）判決も、「国会において、日本社会及び日本国民の理解に根ざした、適切な同性カップル等の婚姻に係る法制度化がされるよう、強く期待される」と述べている。

もはや、これ以上の立法・施策の懈怠は許されない。政府・国会は、直ちに、同性間の婚姻制度を整備すべきである。

当会は今後も、性的少数者を含めたすべての人にとって平等な婚姻制度の実現に向け、努力していく所存である。

憲法記念日にあたっての会長談話

(2024年5月3日発表)

本日、日本国憲法は施行から77年を迎えます。

世界では悲惨な紛争やテロが起っています。

2022年2月から始まったロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻は今なお停戦、休戦の兆しはなく、ウクライナの民間人だけでも1万人以上もの人々が亡くなったと報道されています。

また、昨年10月から、ハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエル攻撃を発端としたイスラエルによるパレスチナへの空爆が始まりました。ハマスを壊滅するとの名目の下、乳幼児を含む市民3万3000人以上が死傷し、街は破壊され、人々は絶望的な状況の中にいます。

この暗澹たる惨状を目にしたとき、暴力や武力によって要求を押し通そうとすることの悲惨さを痛感するとともに、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認した日本国憲法前文の理想を思い起こさずにはいられません。日本国憲法は、武力ではなく対話と協調による外交努力によって平和を維持することを目指しています。今こそ日本国憲法の力を活かすときであり、日本政府が国際社会に対して平和の実現を真摯に働きかけることが望まれます。当会は昨年12月6日に、ハマス等パレスチナ武装勢力及びイスラエル双方に対して直ちに停戦を求め、日本政府に対して停戦の実現に向けて働き掛けることを求める会長声明を発出しました。

一方で、国内に目を転じれば、憲法の三原則のうちの一つ、基本的人権を尊重する取組みや裁判例が出ています。

例えば、同性間での婚姻を認めない現在の法制度が憲法違反であるとの裁判が各地で起こされていますが、既に4つの地方裁判所で、同性婚を認めないことは違憲または違憲状態であるとの判決が出されています。これに加え、本年3月14日には札幌高等裁判所が、高裁として初めて、同性カップルにも憲法上の婚姻の自由の保障が及ぶとし、現行の法制度は違憲であると判断しました。札幌高裁は

同性婚について「根源的には個人の尊厳に関わる事柄であり、個人を尊重するということ」であると指摘し、同性婚について早急に真摯な議論と対応をすることが望まれると付言しました。司法が、多様な性のありかたを前提として、個人を尊重する動きを強く後押しするものといえるでしょう。当会もこの札幌高裁の判決を受け、本年4月9日に、直ちにすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明を発出しています。

他にも、2023年4月に子ども基本法が施行され、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」子ども施策を推進していくことが定められました。また、ここ1、2年の間で、中学校の校則見直しを行う動きが全国的に広まっていますが、これも子どもを「個人として尊重する」という憲法の理念を実現する動きの表れであるといえます。

人を個人として尊重し、基本的人権を尊重するという憲法の理念を実現するために、今後もさらに憲法を活かしていくことが求められています。

世界各地で多発する紛争、地球規模で進行する気候変動、AI等これまでにないレベルで発展する技術、多様化する価値観があり、世界も日本も情勢は目まぐるしく変化しています。その中で日本国憲法が基本原理とする基本的人権の尊重、国民主権、平和主義は今後日本がどのように振る舞うべきかの指針であり、その実現のために不断の努力が求められています。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義を使命とする法律家団体として、憲法の理念を踏まえ、平和と人権擁護のために全力をあげて活動してまいります。

暴力団被害者の支援の拡充を求める決議

(2024年5月24日発表)

決議の趣旨

当会は、以下のとおり、暴力団等による組織的な犯罪行為の被害者（以下「暴力団被害者」という。）に対する支援の拡充を求める。

- 1 福岡県に対し、暴力団被害者に対する居住支援、雇用支援その他の日常生活支援を拡充すること。
- 2 国に対し、暴力団等に対する求償訴訟の積極的な活用や、立替払制度・回収制度、適格団体訴訟制度の拡張といった暴力団被害者の被害回復に関する抜本的な救済制度を創設するなどの暴力団被害者に対する被害回復支援を拡充すること。

決議の理由

第1 福岡県における暴力団被害の実情と課題

福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団の本拠が存在し、長年にわたり、暴力団の存在や活動が市民の安全で平穏な生活の大きな脅威となっており、実際に一般の市民が暴力団同士の対立抗争に巻き込まれ、あるいは暴力団の標的となり殺傷等の被害を受ける事件も多数発生している。そのため、当会の民事介入暴力対策委員会に所属する会員有志らは、このような暴力団被害者の代理人として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第31条の2に基づく指定暴力団の代表者等の損害賠償責任を追及する訴訟（以下「組長責任訴訟」という。）を提起するなど、これまで暴力団被害者の被害回復に取り組んできたところである。

そして、福岡県においても、福岡県暴力団排除条例第9条に基づき、組長責任訴訟を提起し、又は提起しようとする者に対し、訴訟費用に充てる資金の貸付けを行うなどの必要な援助を行ってきたところであり、かつ、2023年度には、暴力団等（なお、本決議において、「暴力団等」とは暴対法第2条第2号に規定する暴力団のほか、いわゆる準暴力団（暴力団のような明確な組織構造は有しないが、犯罪組織との密接な関係がうかがわれるもの）を含む概念として用いている。）が関与する特殊詐欺等の組織犯罪に関し、弁護士の調査費用を調査委託費として公費で負担する全国初の取り組みを開始するなど先進的に暴力団被害者の被害回復に取り組んできたところである。

しかしながら、暴力団被害は、暴力団等の凶悪かつ強大な組織によって引き起こされるものであるから、仮に実行犯が検挙されたとしても、被害申告や捜査協力に対する報復や証人威迫、口封じといった組織を通じての再被害（被害者が加害者より再び危害を加えられること）に対する不安が直ちに払拭されるものではないという特性がある。

そのため、暴力団被害者の中には、当該暴力団等の影響力の少ない遠隔地への転居を余儀なくされ、あるいはそれまでの就業先を失わざるを得ないなどの大きな経済的負担を被ることもある。

また、同様の理由により暴力団被害者がその被害回復を求めて自ら組長責任訴訟等の法的手続をとることは容易ではなく、さらに仮に民事訴訟で勝訴判決を得ても、その回収は困難を極める実情がある。

このように、暴力団被害者の被害は重大であるにも関わらず、被害回復は困難を極めるから、暴力団被害者に対する十分な支援が必要である。

第2 暴力団被害者に対する日常生活支援拡充の必要性

1 居住に関する支援

暴力団被害者が犯罪被害者（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族。以下「犯罪被害者等」という。）である場合、暴力団被害者についても福岡県における一時避難場所の確保に係る公費支出制度の利用や各自自治体が行う公営住宅への入居に関する優遇措置などは利用可能であるが、暴力団被害者は当該暴力団等が存在する限り再被害の不安を払拭できないから、一時避難場所の提供では支援として不十分であるし、公営住宅では暴力団等からの保護対策の観点上安全な環境とは言い難く、暴力団被害者に対する居住支援としては不十分である。また、福岡県は、2023年4月1日、殺人や傷害等の故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族、又は重傷病を負った犯罪被害者が、当該犯罪行為が行われた時に福岡県内に住所を有する場合、見舞金を支給する制度を創設しており、このような見舞金は犯罪被害者等の転居費用にも充てられることが想定されるが、遺族見舞金は30万円、重傷病見舞金は10万円にとどまっており、犯罪被害者等が暴力団被害者で、当該暴力団等の影響力の少ない遠隔地への転居を余儀なくされる場合には、到底十分な金額とはならない。

そこで、例えば、上記見舞金支給制度を拡充し、暴力団被害者を含む犯罪被害者等が遠隔地に転居することが相当な場合には、実際にかかった転居費用を追加して補助する等の暴力団被害を含む犯罪被害の実情に沿った居住支援制度の拡充が必要である。

2 雇用に関する支援

暴力団被害者は、心身に重大な被害を受け就業困難に陥り、あるいは暴力団等による再被害をおそれて遠隔地に転居するなどすることで、転職や廃業を余儀なくされる場合がある。しかし、このような暴力団被害者の雇用の維持及び確保に関する支援としては、就職支援センターにおける就職

支援などの一般的な福祉制度を利用するほかなく、暴力団被害者の被害の実情を鑑みれば、暴力団被害者に対する雇用支援としては不十分である。そこで、暴力団被害者を含む犯罪被害者等やこれらの者を雇用する企業に対する給付金・補助金の支援制度や、遠隔地での就業を希望するこれらの者に就業先を紹介する等の支援をするための広域連携協定の締結といった暴力団被害を含む犯罪被害の実情に沿った雇用支援制度の創設が必要である。

3 その他の支援

暴力団被害者は、心身に重大な被害を受けることが多く、治療やカウンセリングのための医療費の負担が生じるほか、再被害の不安や保護対策を受けることとの関係上、日常生活にまで不自由が生じることが多い。また、暴力団被害は被害者本人のみならず、その家族や関係者に対しても及ぶことがあり、支援は被害者本人のみならず家族や関係者に対しても必要となる。

しかし、医療、家事、育児、介護あるいは教育等の日常生活面において、暴力団被害者特有の支援制度はとくに存在せず、支援者側の安全の確保等の観点から民間支援団体による支援につなげることすら難しい現状がある。

そのため、このような暴力団被害を含む犯罪被害の実情に沿った医療、家事、育児、介護あるいは教育等の日常生活面における支援のさらなる拡充を実現すべきである。また、それにあたって、暴力団被害者の支援の担い手となる民間支援団体等に対する警察による保護対策の強化や担い手の確保等にも取り組むべきである。

第3 暴力団被害者の被害回復支援の拡充の必要性

1 暴力団被害者が自ら損害賠償請求訴訟を提起することの困難さ

福岡県における訴訟費用に充てる費用の貸付制度等をもってしても、暴力団被害者の再被害に対する不安に鑑みると、暴力団被害者が自ら組長責任訴訟等を提起することは困難を極める。そのため暴力団被害者の被害回復支援の拡充が必要である。

2 国の求償訴訟の積極的活用の提言

犯罪被害者等に対する国の被害補償制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）に基づく犯罪被害給付制度が存在し、暴力団被害者についても同制度による支援を受けることが可能である。そして、犯罪被害給付制度では、国は、その支給した犯罪被害者等給付金（以下「犯給金」という。）の限度において、当該犯給金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得することになる（犯給法第8条2項）。しかし、これまで国が実際にこの求償権を加害者側に行使した例は僅かにとどまっているようである。その理由については、求償権を行使しても加害者が無資力などで回収困難な場合が多いことや犯罪被害者等の救済を優先するためと考えられている。

しかしながら、暴力団被害については、資力のない実行犯等のみならず、民法第715条に基づく使用者責任を追及する訴訟や組長責任訴訟を暴力団の代表者等に対して提起することが可能な場合があり、そのような場合には回収可能性が認められることも多い。とすれば、暴力団被害の場合に国が求償権を行使しない理由はないといえる。むしろ国が求償権を積極的に行使しないのであれば、かえって暴力団側に不当な利益を与えることになりかねず、暴力団の不当な活動を助長するおそれすらある。

また、犯罪被害給付制度により暴力団被害者の全ての被害が補償されるものではないため、暴力団被害者の被害回復には犯罪被害給付制度の拡充もあわせて必要となるが、少なくとも国が積極的にこのような求償訴訟を提起すれば、暴力団被害者が単独で組長責任訴訟等を提起する場合と比較して、民事訴訟提起に伴う暴力団被害者の不安が緩和される効果が生じることが期待できる。

3 立替払制度・回収制度の創設等の提言

日弁連の2023年3月16日「犯罪被害者等補償法制定を求める意見書」は、国が犯罪被害者等に対する経済的支援を拡充するため、①加害者に対する損害賠償請求により債務名義を取得した犯罪被害者等への国による損害賠償金の立替払制度、②加害者に対する債務名義を取得することができない犯罪被害者等への補償制度、の2つを柱とし、現行の犯給法による経済的支援を包摂した新たな犯罪被害者等補償法を制定するべきとする。

同意見書は、意見の理由として、犯罪被害者等が受ける経済的被害の実情や犯罪被害給付金制度が不十分であることを指摘するが、このような指摘は、まさに暴力団被害者にも強く妥当するといえる。

そして、これまでは、暴力団被害者については、組長責任訴訟等を提起することで損害賠償を受けることが可能であったが、暴対法や各地の暴力団排除条例等に基づく暴力団対策の強化により、将来、暴力団等の活動の匿名化・非公然化が進む危険性も指摘されており、その場合、暴力団の代表者等に対する勝訴判決を得ても、任意の弁済を受けることは期待し難く、また財産の隠匿等により強制執行も困難になるなど、現実の回収に至らない例が増加することが危惧される。

そのような場合、組長責任訴訟等により暴力団の代表者等に対する債務名義を取得した暴力団被害者への国による損害賠償金の立替払制度や、債務名義を取得した後の債権回収を暴力団被害者が国の機関に委託する回収制度の創設は、いずれも有益であり、暴力団被害者の支援に資するものとなる。

日弁連の上記意見書では、参考として、スウェーデンにおける強制執行庁による債務名義に基づく損害賠償金の回収制度が挙げられているが、国としては、このような制度を参考として早期に国による損害賠償金の立替払制度や回収制度を検討するべきである。

4 適格団体訴訟制度の拡張の提言

暴対法第32条の4第1項は、適格都道府県センターに対し、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもって、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有すると定めている（いわゆる適格団体訴訟制度）。暴力団被害者は暴力団からの報復をおそれ、暴力団に対する法的手続を躊躇する傾向にあるため、このような適格団体訴訟制度は暴力団被害者の保護に資するといえるが、現行法では、指定暴力団等の事務所使用差止請求にしか活用できない。そこで、消費者裁判手続特例法における被害回復関係業務に係る規律を参考に新たな立法的枠組みを創設するなどして、組長責任訴訟やそれを債務名義とする強制執行手続においても適格都道府県センターに訴訟担当適格や執行担当適格を認めることで、暴力団被害者の被害回復を容易にすることも考えられるところである。

第4 結語

以上のとおりであるから、当会は、暴力団被害者を支援するため、第一に、福岡県に対し、暴力団被害者に対する居住支援、雇用支援その他の日常生活支援を拡充すること、第二に、国に対し、暴力団等に対する求償訴訟の積極的な活用や、立替払制度・回収制度、適格団体訴訟制度の拡張といった暴力団被害者の被害回復に関する抜本的な救済制度を創設するなどの暴力団被害者に対する被害回復支援を拡充することを求める。

刑事身体拘束手続に関する裁判所の運用改善を求める決議

(2024年5月24日発表)

(決議の趣旨)

当会は、「人質司法」という言葉に代表される日本の刑事身体拘束を巡る問題を改革するために、以下のような裁判所及び裁判官の運用改善を求める。

(1) 各裁判官に対して

ア 勾留質問において勾留理由に関する具体的な質問をするなどして実質的な勾留質問を行い、これを適切に勾留質問調書に記載する運用とすること。

イ 勾留質問への弁護人の立会いを認める運用とすること。

ウ 勾留の判断にあたっては、防犯カメラの普及や科学技術・IT技術の進展、各人がスマートフォン等の電子機器によって容易に録画録音が可能となる等、勾留理由が認められにくくなった社会変化を前提に、身体不拘束の原則や比例原則も踏まえて勾留理由を厳格に判断する運用とすること。

(2) 最高裁判所に対して

ア 勾留質問調書の参考書式について罪証隠滅や逃亡のおそれなどの勾留理由に関する具体的な質問を促すものに変更すること。

イ 勾留質問に際しては、被疑事実に関する陳述の聴取に留まらず、必要な範囲で勾留理由の有無を判断するのに必要な事情を聴取すべきであることを各裁判所に通達又は通知すること。

(決議理由)

1 日本における刑事身体拘束手続の問題

(1) 憲法34条は「何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」と規定している。

これを受けて刑事訴訟法では、逮捕要件や勾留要件を定めた上で、逮捕や勾留について裁判所による令状審査を要求した上で、特に勾留に当たっては、裁判官が直接被疑者・被告人に面談する勾留質問の手続を経なければならないと定めている。

また、日本も批准する国際人権（自由権）規約9条3項は、逮捕・抑留された者は、司法機関の面前に速やかに引致され、引致後「妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される」権利を有することを保障し、「裁判に付される者を抑留することが原則であってはならぬ」と定め、身体不拘束の原則を明らかにしている。

(2) ところが、このような憲法や刑事訴訟法、そして国際人権（自由権）規約の定めがあるにも関わらず、実際には刑事訴訟法が歪曲された形で運用され、憲法が「正当な理由」を求め、刑事訴訟法

が「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を求める被疑者の勾留の要件について、実務においては、抽象的な「証拠隠滅のおそれ（＝可能性）」として解釈し、安易に勾留が認められる傾向にある。

そして、いったん勾留されれば、起訴前保釈制度がない中で最長23日間の長期にわたって身体拘束を余儀なくされ、起訴後も保釈が認められなければ判決まで身体拘束が続くことになる。

特に、被疑者が否認するなど事実関係を争ったり、あるいは黙秘権を行使したりしている場合には、安易に「罪証隠滅のおそれ」を認めて勾留し、判決まで、あるいは証人の証拠調べ等が終わるまでは保釈も認められないことから、被疑者自身の身体を人質として自白を強要する「人質司法」と呼ばれてきた。

また、被疑者が罪を認めている事件で、罰金刑や執行猶予判決が見込まれ、実際には刑務所に収監されないようなケースでも、起訴前・起訴後の勾留が認められるケースは非常に多い。令和4年の司法統計年報を見ても、起訴後に勾留された人員総数（起訴後に保釈等で釈放された被告人も含む。）が32,308人であるのに対して、死刑及び実刑判決を受けた総数は14,184人に過ぎない。

裁判で有罪になっても処罰としては身体拘束を受けないにも関わらず、捜査段階では身体拘束が認められるというのは、裁判を目的として捜査が行われるという制度上の関係から考えれば、明らかに異常なことである。

しかし、検察官も裁判官も何ら疑問を持たずに安易に勾留が認められ、弁護人ですらその異常さに慣れてしまっている現状にある。

2 当会や日弁連の取り組み

- (1) かかる日本の刑事身体拘束手続の問題に関しては、古くから当会も日本弁護士連合会も問題を指摘するとともに、様々な宣言や決議をしたり、意見書をまとめたりしてきた。

その後の刑事司法改革の中で、被疑者国選弁護制度の導入や拡大、裁判員裁判制度の誕生、公判前整理手続の導入、一部事件についての取調べの録画録音の義務付けといった法改正を伴う制度改革は行われてきた。

しかし、刑事身体拘束に関する制度改革は特になされず、逆に2023（令和5）年には公判期日等への出頭及び裁判の執行の確保を目的とした刑事訴訟法改正がなされるような状況にある。

- (2) このような状況の中で、埼玉弁護士会が全国に先駆けて2010（平成22）年から「被疑者の unnecessary 身体拘束に対する全件不服申立運動」を実施し、これが全国に広がっていった。

九州弁護士会連合会においても各地でこの運動を開始し、当会では2017（平成29）年に北九州部会で先行して運動を始め、全県的にも当会の刑事弁護等委員会が呼びかける形で2018（平成30）年以降、本年に至るまで運動を実施してきており、勾留請求や勾留決定そのものを阻止したり、不服申立によって勾留決定が取り消されたりするなど、個々の弁護実践の中でも一定の成果を上げてきた。そして、2020（令和2）年9月には、当会の臨時総会において「刑事身体拘束手続に関する法改正と運用改善を求める決議」がなされ、勾留質問時の弁護人立会権の保障や勾留判断における比例原則適用を明記する刑事訴訟法の改正、勾留質問・勾留理由開示手続・勾留判断における運用改善を求めた。

このうち、勾留質問の運用改善に関しては、勾留質問において罪証隠滅や逃亡のおそれなどの勾留理由に関する具体的な質問をするなどして実質的な勾留質問を行う運用や、勾留質問への弁護人の立会いを認める運用改善を求めた。

そして、決議後には個々の事件において勾留質問の実質化や弁護人立会いを求める申入書を裁判

官に提出するよう会員に呼びかけ、実際に少なくない事件で勾留質問の実質化や弁護士立会いを求める申入書が提出されてきている。

- (3) このような取り組みの影響もあってか、2009（平成21）年までは1%を切っていた勾留請求却下率が急激に増加し、2014（平成26）年には2%を超え、2019（令和元）年には5%を上回るに至った。

このような勾留請求却下率の動きは、一見すると裁判官が勾留判断を厳格に行うようになったようにも受け止められる。

しかし、勾留請求却下率はその後減少に転じ、2022（令和4）年には4%を割り込んでいる。

一方で、検察統計年報における在宅・身柄付を問わずに送検された被疑者（検察官逮捕を含み、自動車による過失致死傷等や道路交通法違反被疑事件は除く）に対して勾留が許可された件数の割合を見ると、1980（昭和55）年は約16%だったのに対して、年々割合が増えて行って2000（平成12）年から2003（平成15）年に30%を超えて倍近くになり、その後若干減ったものの、2011年（平成23）年に再び増加に転じ、2012年（平成24）年から2022（令和4）年まではずっと30%を超える状況が維持されている。

送検された事件数全体に対する勾留許可件数の割合が倍近く増えているというのは、全く同じ基準で判断しているとすれば起こり得ない異常な増え方であって、勾留を許可するハードルが下がり、1980年頃であれば勾留が認められなかったようなケースでも勾留が認められるようになってしまっていると考えざるを得ない。

この間、勾留の要件に関する法改正はないのであり、そうである以上、勾留判断に関する裁判官の運用が変わってきたとしか評価できない。

そして、上述したとおり2014年（平成26）以降は勾留請求却下率が増えているものの、送検された事件数全体に対する勾留許可件数の割合は30%以上のままであることからすれば、検察官が以前よりも広く勾留請求するようになったため勾留請求却下率が増えていたとも捉えられ、勾留判断に関する裁判官の運用改悪の状況に変わりはないといえる。

こうした状況の中、2020（令和2）年3月11日に、そもそも犯罪が成立しない事案について、会社の代表者らが逮捕・勾留され、検察官による公訴提起が行われ、約11か月もの間身体拘束された後、公訴提起から約1年4か月経過し第1回公判の直前であった2021（令和3）年7月30日に検察官が公訴取消しをするという、えん罪事件が発生した（大川原化工機事件）。勾留中に被告人のうち1名に重篤な病気が判明するも、保釈が認められず、後に勾留執行停止になるが、死亡するなどの重大な結果も生じており、2023（令和5）年12月27日、東京地裁は、警視庁公安部の警察官による逮捕および取調べ、ならびに検察官による勾留請求および公訴提起が違法であると認定し、被告国と東京都に対して約1億6200万円の支払いを命じる判決を出した。

人質司法の問題が現在も続いていることを示している事案であって、人質司法が人の命まで奪うような重大な問題であることを表している。

3 勾留判断や勾留質問に関する運用改善の必要性

- (1) 以上述べてきたとおりであって、刑事身体拘束の問題の本質は改善されておらず、法改正による抜本的な改革が必要であって、当会としても刑事身体拘束に関する法改正を求めていくことに変わりはない。

しかしながら、法改正には相当の時間がかかる一方で、被疑者・被告人の身体拘束による不利益は日々刻々と生み出されており、上記大川原化工機事件のような悲劇を繰り返さないためにも、こ

のような事態は運用面において直ちに解消されなければならない。

そこで、法改正を目指した粘り強い運動については継続していきつつも、勾留判断や勾留判断に直結する勾留質問に関しては、運用の改善を求めていくことが早急に必要であることから、下記のような運用改善を求めることとした。

(2) 必要な運用の改善

ア 勾留質問の実質化

刑事訴訟法61条は、勾留の判断にあたって勾留質問することを裁判官に義務付けている。

そして、勾留判断の前提としてなされる以上、勾留質問においては、単に犯罪事実に関する意見、陳述を聞くだけではなく勾留理由（勾留要件）に関する意見、陳述も聞くことが当然の前提となっている（最高裁判所判例解説刑事篇昭和41年度193頁（最高裁判所昭和41年10月19日第三小法廷決定）、注解刑事訴訟法上巻〔全訂新版〕214頁以下）。

したがって、本来勾留質問においては、勾留理由に関する陳述を聞くために、罪証隠滅を疑うに足りる相当な理由の判断要素（被害者、目撃者、共犯者との関係性や逮捕までの接触の有無）や逃亡を疑うに足りる相当な理由の判断要素（家族、仕事、住居関係や任意聴取の求めが事前にあったか否か）などについての具体的質問が必要なはずである。

ところが、現在の勾留質問は、もっぱら被疑事実そのものに関する弁解について質問されているだけで、罪証隠滅や逃亡のおそれに関する具体的な質問はほとんどなされておらず、勾留の判断のための手続として刑事訴訟法が予定している勾留質問手続が単なる形式的な手続となり、形骸化してしまっている。

このような形骸化した勾留質問が行われている背景事情として考えられるのは、刑事訴訟法61条が「被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これを行うことができない。」と規定し、勾留理由に関する質問について明記されていないことに加え、最高裁判所が作成して各裁判所に配布している勾留質問調書の参考書式が、もっぱら被疑事実そのものに関する弁解についての回答だけを記載すれば足りるかのような書式になっていることも大きな影響を与えていると考えられる。

すなわち、勾留質問調書の参考書式では、調書作成の効率化のためか、裁判官からの説明部分や質問部分は最初から印字されており、空欄となって回答が予定されているのは、①被疑者の氏名・年齢・生年月日・住居・本籍・職業、②被疑事実そのものに対する弁解内容、③勾留通知先だけとなっている。

したがって、この参考書式のとおり説明や質問を行えば、罪証隠滅や逃亡のおそれに関する質問をすることはなく、あえてこれらの事情について質問をして回答を得た場合、この書式自体にはその内容を記載するスペースはなく、わざわざ別紙を用意して別紙の方に自由記載の形で勾留理由に関する質問や回答内容を記載しなければならない。

このような参考書式が準備され、これを用いた勾留質問が一般化してしまえば、勾留質問においてもっぱら被疑事実そのものに関する弁解しか質問されず、逃亡や罪証隠滅のおそれに関する具体的な質問はほとんどなされない運用が定着してしまうのも無理からぬところがあると言える。

かかる勾留質問手続の形骸化は、勾留要件に関して具体的な事情に踏み込んで判断する姿勢を失わせ、抽象的な理由でしか判断できず、安易に勾留を認めるという結果に結びついてしまいかねない。

勾留理由に関する具体的な質問なしに、勾留理由について適切な判断をすることができるはずがないのだから、本来の憲法及び刑事訴訟法の趣旨に則って、裁判官が勾留理由に関する具体的な質問をするなどして実質的な勾留質問をするよう運用が改善されるべきである。

そして、それを促すためにも、最高裁判所は、現在作成・送付している勾留質問調書の参考書式について、「同居者の有無やその扶養の状況」「住居の所有・賃貸の別や居住年数」「勤続歴や就労状況、職場での立場」「被害者との面識の有無、住所や連絡先についての認識」「目撃者等の関係者との面識の有無、住所や連絡先についての認識」などの項目を列挙するなどして改訂し、罪証隠滅や逃亡のおそれに関する具体的な質問が必要であることを示すとともに、質問に漏れが生じにくいような工夫を行うべきである。

そして、最高裁判所は各裁判所に対して、勾留質問に際しては、被疑事実に関する陳述の聴取に留まらず、必要な範囲で勾留理由の有無を判断するのに必要な事情を聴取すべきであることを通達し、あるいは通知するべきである。

イ 勾留質問への弁護人の立会いの許可

現在の刑事訴訟法では、勾留質問への弁護人の立会いに関する規定は存在せず、勾留質問への弁護人の立会いを申し入れても、立会いが認められないケースがほとんどである。

しかし、憲法34条が被疑者の勾留に関して、「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。」としていることからすれば、非公開の場とはいえ、勾留質問の段階で勾留の理由を説明することは憲法34条の趣旨に適う制度・運用であると言えるし、これに対する被疑者や弁護人の意見をその場で聴取することができれば、より慎重に勾留の判断をすることができ、無用な被疑者の身体拘束を避けることができる。

この点、当番弁護士制度や被疑者国選弁護制度が普及するまでは、被疑者段階で弁護人が選任されること自体が少なく、まして勾留質問段階で弁護人が選任されていることは期待できない面があった。しかし、当番弁護士制度が普及した上に、被疑者国選弁護の対象が勾留された全事件に拡大され、逮捕段階から弁護人が関与するケースが大幅に増加した現在、勾留質問に弁護人が立ち会うことが可能なケースは大幅に増えている。

このような弁護人を巡る状況の変化に加え、勾留質問手続の形骸化を防ぎ、憲法34条の趣旨に沿って無用な被疑者の身体拘束を避けるためには、本来、勾留質問時の弁護人の立会権を保障するよう刑事訴訟法を改正すべきであるが、現行の刑事訴訟法においても弁護人の勾留質問への立会いを禁止する規定はなく、改正を待たずとも、裁判官において弁護人の勾留質問への立会いを認めることは可能である。

実際に、過去には勾留質問への弁護人の立ち会いを認めた例もある。

一方で、弁護人は、勾留質問の時点ですでに被疑者のみならず家族や関係者から一定の事情を聞いており、勾留要件に関する事情も把握しており、勾留質問への弁護人の立会いが認められれば、裁判官による勾留質問に付随して勾留要件に関する事情を補足したり、勾留理由開示や準抗告を待たずに勾留理由に関する弁護人の意見を述べたりすることができ、裁判官はそれらの補足事情や弁護人意見も踏まえて、より適正に勾留の判断を行うことが可能となる。

したがって、勾留質問への弁護人立会いを許可するよう裁判官における運用が改善されるべきである。

ウ 社会変化を前提とした比例原則等を踏まえた勾留に関する厳格な判断

上述したとおり、送検された事件総数に対する勾留許可件数の割合は、1980年頃に比べて倍近

くとなっている。

この間の社会変化が犯罪捜査や刑事裁判に与えた影響は大きく、防犯カメラが普及して様々な場所に設置され、また防犯カメラそのものやデータ保存方法や保存媒体が発展したこともあり、防犯カメラ映像は犯人検挙や公判立証に欠かせないものとなっている。

また、スマートフォンの普及により、GPS機能や基地局情報などから特定日時にどの場所にいたかの特定が容易になり、スマートフォン自体の機能を用いて誰でもいつでも容易に録画録音が可能になり、これらの情報や映像・音声も犯人検挙や公判立証に役立っている。

その他、従来の指紋や足跡痕等に頼った科学的な犯人特定方法についても、DNA鑑定や顔貌を含む画像鑑定等の発展により、様々な形で情報取得ができるようになってきている。

それに加えて情報化社会の進展により、銀行取引を含む様々な取引が電子化・オンライン化される一方、口座開設や携帯電話の契約など様々な場面で本人確認が必要となり、身分を隠したまま生活を送ることの困難さはより増しているといえる。

このような現代社会では、逃亡を試みたとしても防犯カメラやスマートフォン、銀行取引その他の取引情報などから、居場所は特定され、仮に逃亡自体に成功したとしても長期間の逃亡生活を送ることは極めて困難で、それまでの利便性の高い生活の多くを犠牲にせざるを得ない。

かかる社会変化を踏まえれば、普通の社会生活を送っている人であれば、パニック状態となって一時的に逃げ出すことはあっても、逃亡して訴追を逃れ続けようとする可能性が1980年頃と比べて大きく低下していることは明らかである。

また、罪証隠滅のおそれという観点から考えても、被害者や目撃者等の関係者への働きかけをしようとしても、誰もが常にスマートフォンを保有している現代では、その働きかけの行為自体が相手や周囲に録画録音され、かえって罪を重くする結果となるリスクが高いのであり、そのようなリスクを負って証拠隠滅を図るとは考え難く、少なくとも1980年頃と比較すれば罪証隠滅のおそれは相対的に低くなっているはずである。

つまり、この間の社会変化を前提とすれば、1980年頃と比べて勾留理由は認められにくく、勾留されにくくなっているはずである。

にもかかわらず、実際には送検事件総数に対する勾留許可の割合が逆に倍近く増加しているというのは、上記のような社会変化を考慮せず、逆に勾留判断のハードルを下げてしまっているからとしか考えられない。

いずれにせよ、勾留理由を判断するに当たっては、上記のような社会変化を踏まえて具体的に判断する必要がある。

また、日本も批准する国際人権（自由権）規約9条3項は、身体不拘束の原則を明らかにしているが、日本での起訴時点での身体拘束率は7割を超えているのであって、身体不拘束の原則から外れてしまっていると言わざるを得ない。

この点、1990（平成2）年の「犯罪防止と犯罪者処遇に関する第8回国際連合会議」での「未決拘禁に関する決議」では、「未決拘禁は、自由の剥奪が、容疑犯罪及び予想される刑罰に比して不均衡となる場合には、命じられないものとする。」として、未決拘禁において比例原則が適用されることを明らかにしている。

比例原則自体は、日本の行政法や刑事訴訟法でも認められている基準であり、憲法において勾留に「正当な理由」が要求されていることからしても、日本における勾留の判断においても比例原則が適用されるはずである。

しかし、上述したとおり、比例原則の観点からすれば原則として勾留が許されないはずである罰金刑や執行猶予刑が見込まれるような被疑者や被告人について勾留が認められるケースが多いのが実情であり、現在の裁判実務では勾留判断において比例原則を極めて軽視した判断がなされていると言わざるを得ない。

したがって、勾留の判断において、社会変化によって逃亡や罪証隠滅のおそれが相対的に低くなっているという現状認識を前提として、身体不拘束の原則や比例原則が適用されることを踏まえて、勾留理由について厳格に判断するよう裁判官における運用が改善されるべきである。

4 結語

そこで、当会としては、上述したような運用改善を、各裁判官と最高裁判所に求める。

また、当会としては、今後もシンポジウム等を通じて刑事身体拘束に関する法制度の改革や運用改善の必要性を広く市民と共有していくとともに、個別の弁護活動における勾留質問の実質化や勾留質問への弁護人の立会い、準抗告等の勾留に対する不服申立を積極的に行っていく運動や取り組みを通じて、法改正や運用改善を引き続き目指していく所存である。

最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める会長声明

(2024年6月19日発表)

福岡県においては、昨年度、福岡県最低賃金を前年度比41円増額の時間額941円とする改正が行われた。しかし、時給941円は、1か月の平均所定労働時間の上限173.8時間で計算しても月額16万3500円程度と、未だ、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっている。

原材料価格の高騰や近年の極端な円安の進行、食料品・日用品や光熱費など生活関連品の価格が昨年に引き続き上昇傾向にあることをふまえると、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大きく引き上げて賃金全体の底上げを図ることが不可欠である。

同時に、最低賃金法第9条以下の地域別最低賃金制度を抜本的に見直し、地域間格差の解消に向けて全国一律最低賃金制度の導入についても検討されるべきである。

中央最低賃金審議会は、昨年度、地域別のランク制度を4段階から3段階に改定し地域間格差の解消を図ったが、その効果は限定的である。2023年度（令和5年度）の最低賃金は、最も高い東京都で時給1113円であるのに対し、福岡県では時給941円、12県では時給890円台にとどまり、時給格差はなおも縮まる傾向を示していない。

地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。地域間格差の解消は、地域経済にとってもプラスの影響をもたらすものである。また、地域別の労働者の生計費の差についていえば、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。この点からも、地方の最低賃金を都市部の水準にまで引き上げることが検討されるべきである。

一方で、地域経済を支える中小企業への支援策も不可欠である。最低賃金の引き上げと同時に、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することや、賃上げを実施したす

すべての中小企業が対象となる利用しやすい助成金制度の創設、原材料費等の価格上昇を取引に正しく反映させることを可能にするような公正取引規制の徹底などの支援策が考えられる。

ここ数年、全国の地方公共団体において、最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書を採択する動きが相次いでおり、福岡県内でも福岡県及び60市町村のうち22市町村において同様の意見書が採択されている（全国一律を求める意見書の採択は17市町村）。

当会は、各地域との連携も図りつつ、引き続き、国に対し、中小企業への十分な支援策を求めるとともに、本年度、中央最低賃金審議会が、厚生労働大臣に対し、地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金の引上げを答申すべきこと、福岡地方最低賃金審議会が、福岡労働局長に対し最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを強く求める。

商業登記規則等の一部を改正する省令における代表取締役等住所非表示措置について、 弁護士が代表取締役等の住所情報にアクセスできる制度の創設を求める意見書

(2024年6月19日発表)

第1 意見の趣旨

当会は、国に対し、商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）における代表取締役等の住所非表示措置について、弁護士が職務上必要な場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスすること（オンラインにより住所情報を取得することを含む。）を可能とするための措置の創設を求める。

第2 意見の理由

1 省令の改正内容

2024年（令和6年）4月16日、「商業登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第28号）」（以下「本省令」という。）が公布された。

この省令は、一定の要件を満たした場合には、申出により、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）の住所の一部について、登記事項証明書や登記事項要約書、登記情報提供サービスに表示しないこととする措置（以下「住所非表示措置」という。）を定めたものである。

住所非表示措置がとられると、代表取締役等の住所は最小行政区画までしか記載されないこととなる。

本省令は、2024年（令和6年）10月1日の施行が予定されている。

2 本省令施行後の対応

本省令施行後は、代表取締役等の住所非開示措置が講じられた場合で、代表取締役等の住所を把握する必要があるときには、管轄法務局に対し、代表取締役等の住所が記載された書面を閲覧することについて法律上の利害関係を有することを疎明した上で、管轄法務局の登記官の面前で閲覧をするか、または、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和6年法務省令第32号）で導入されたウェブ会議システムを利用した非対面で閲覧する方法をとらなければならないことになる。

前者の方法では、利害関係を疎明する資料の作成に手間を要し、管轄法務局の窓口まで出向か

なければならないことになる。また、後者の方法でも、請求者が、窓口または郵送で、所定の方式により登記申請書の閲覧請求を行った後、登記官が、これを相当と認め、かつ、正当な理由があると判断した場合に、請求人に連絡して日程調整を行い、実際の閲覧手続に進むというものであって、実際の閲覧に至るまでには相当の時間を要するものと見込まれる。

3 手当の必要性

本省令は、代表取締役等のプライバシーを保護するという趣旨によるものであるが、その趣旨には賛同する。

しかし、商業登記における代表取締役等の住所の公開は、①会社に事務所や営業所がない場合の普通裁判籍を決する基準となるものであり、本店所在地への送達が不能となった場合での送達場所ともなるものである。また、②会社を悪用した詐欺商法を含む消費者被害等の救済にあたっては、代表取締役等の住所地は大きな手がかりとなるものであるが、本省令では②の点について特段の手当てはない。

昨今、国際ロマンス詐欺やSNS型投資詐欺等の詐欺商法が多数発生し、社会問題化しているが、被害金の振込先等で会社名義の預金口座等が多数悪用されている。上記②の点について手当がないままであれば、今後も会社名義が悪用された詐欺商法が一層増加することが懸念される。

このような被害者の被害回復を図るためには、裁判手続における送達場所となったり、法的責任（会社法第429条1項等）を負ったりする代表取締役等の住所を迅速に特定することが必要であって、特に被害回復のために保全の手続が必要であったり、消滅時効の問題があったりする場合等は、即時に住所を把握しなければならない。代表取締役等の住所を迅速に特定できるか否かは、弁護士が相談を受けた際の初期段階における方針策定や依頼の可否・要否の判断に非常に重要である。代表取締役等の住所を特定する方法として附属書類等の閲覧しか手段が確保されないのであれば、現行制度では被害回復が可能なケースであっても、これが難しくなる場合が発生する事態を許容することとなり、十分とはいえない。

4 結語

そこで、弁護士がその職務として行う場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスできる仕組みを設けることで、プライバシー保護との調整を図るべきである。

商業登記よりもプライバシー情報の量が多い戸籍や住民票について、弁護士による職務上請求が認められていることに鑑みても（戸籍法第10条の2及び住民基本台帳法第12条の3参照）、代表取締役等の住所についての弁護士による職務上請求制度の創設がなされることに問題はない。

また、デジタル化推進の中においては、戸籍や住民票の職務上請求と同様の要件を満たす場合には、オンラインによる請求でも代表取締役等の住所の情報を迅速に弁護士が入手できる仕組みも必要である。

以上のとおりであるから、当会は、国に対し、本省令における代表取締役等の住所非表示措置について、弁護士が職務上必要な場合には、迅速に代表取締役等の住所情報にアクセスすること（オンラインにより住所情報を取得することを含む。）を可能とするための措置の創設を求める。

飯塚事件第2次再審請求審の再審請求棄却決定についての会長声明

(2024年7月10日発表)

- 1 いわゆる「飯塚事件」の第2次再審請求事件において、福岡地方裁判所（鈴嶋晋一裁判長）は、

2024年（令和6年）6月5日、再審請求を棄却する旨の決定（以下「本決定」という。）をした。

- 2 「飯塚事件」は、1992年（平成4年）2月20日に福岡県飯塚市において通学途中の女兒2名（いずれも当時7歳。以下「被害女兒」という。）が失踪し、翌日甘木市内（当時）の山中で被害女兒がそれぞれ遺体となって発見された事件である。福岡県警は、その約2年7ヶ月後に、久間三千年氏（以下「久間氏」という。）を死体遺棄の被疑事実で逮捕した。久間氏は一貫して無実を主張していたが、福岡地検は死体遺棄罪、略取誘拐罪及び殺人罪で久間氏を起訴した。福岡地裁は、1999年（平成11年）9月29日に久間氏に対して死刑を言い渡した（以下「確定判決」という。）。控訴及び上告がそれぞれ棄却され、2006年（平成18年）10月8日、第1審の死刑判決が確定した。

確定判決は、久間氏が犯人であることを直接に証明する証拠がないことを認めつつ、情況証拠の積み重ねによって久間氏が犯人であることについて合理的疑いを超えて認定できるとして、久間氏を死刑に処した。有罪認定における重要な証拠として、①被害女兒の遺体から採取された血液の中に、犯人に由来すると認められる血液が混在し、その血液から検出されたDNA型が久間氏のそれと一致したとする警察庁科学警察研究所の鑑定結果（MC T118型鑑定）のほか、②事件当日に拐取現場とみられる通学路上で被害女兒を目撃したとする供述調書や、③遺留品発見現場とされる地点付近で事件当日に久間氏の所有車両と特徴が一致するとみられる車両を見たとする目撃証言などが挙げられた。

久間氏はその後も無実を訴え、再審請求を準備していた。しかし、死刑判決の確定から2年後の2008年（平成20年）10月28日、久間氏に対する死刑が執行された。そのため、久間氏の遺志を引き継いだ久間氏の遺族によって再審請求が行われていた。

- 3 ところが、①に関して、第1次再審請求において、DNA型鑑定結果については写真の改ざん等の重大な欠陥があったことが明らかとなり、その信用性に疑問が呈されたものであったが、他の証拠を総合すれば、結論として確定判決の有罪認定が揺らぐことはないと言われたのである。

そこで、今般の第2次再審請求においては、主として2名の供述証拠が新証拠として提出され、これらについて新たに証人尋問が行われた。②との関係では、事件当日に被害女兒を目撃した旨供述していた目撃者（②の供述者）は、被害女兒を見たのは事件当日ではないこと、当時の供述は警察官による強引な誘導によってなされたものであることなどの証言をした。③の証明力を減殺するものとして、事件当日に不審車両を目撃した別の目撃者は、事件現場近くのバイパスで、小学校低学年の女兒2名が後部座席に乗車している犯行車両と思われる不審車両を目撃して翌朝警察に通報したが、その際に目撃した車は久間氏の所有車両の特徴と異なる白のライトバンであったこと、犯人と思しき人物の外見が久間氏の外見とは全く違うことなどの証言をした。

- 4 本決定は、これらの証言の信用性を認めず、それぞれ確定判決が有罪認定に用いた各証拠の信用性を減殺することなく、確定判決の認定は揺るがないとして、いずれの新証拠について明白性を否定し、再審請求を棄却した。本決定は、新証拠がそれ自体で確定判決の有罪認定を揺らげる程度に高度な信用性を備えていることを要求するものと理解せざるを得ない。まさに明白性の有無や程度の判断において、新証拠がそれ自体で確定判決の有罪認定を決定的に揺らげるものでなければならぬとする孤立評価説そのものであって支持できない。本決定がこのように各証言の信用性を否定したその結論には重大な疑問があり、新証拠としての明白性を否定した点は、「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則が再審開始の要件である新証拠の明白性の有無を検討する際にも適用される旨を示したいいわゆる白鳥・財田川決定に違反する判断であり、到底是認できない。

- 5 なお、第2次再審請求の審理においては、裁判所が、請求人の求めに応じて、検察庁に警察から

の送致文書リストを開示するよう文書で勧告したところ、検察官は裁判所にそのような勧告を行う権限がないとしてこれを拒絶した。このような検察官の対応は、真実を探求し、正義を実現するという検察官の使命に背くものであり、全く許されないことである。

こうした背景には、現行の刑事訴訟法には再審請求審における証拠開示の明文規定がなく再審請求の審理に関して裁判体による格差が生じていることで裁判所の勧告に検察官への拘束力が生じないということが挙げられる。まさに当会が2022年（令和4年）8月24日付け会長声明で宣明しているとおり、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現が不可欠であることを示している。加えて、当会は2020年（令和2年）9月18日に、政府及び国会に対して、死刑制度を廃止すること、死刑の代替刑として終身刑を導入すること、死刑制度廃止のための関連法案が成立・施行されるまで、死刑執行を停止することを求める「死刑制度の廃止を求める決議」を行っているところ、その理由中にも述べているとおり、本件は、えん罪の疑いのある事件であるにもかかわらず、再審準備中に死刑が執行されており、死刑制度の非人道性を改めて浮き彫りにしている。

当会は、本件の再審請求につき注視するとともに、これまで以上に、死刑廃止及び再審請求事件における証拠開示の制度化を含む再審法改正等、えん罪を防止・救済するための制度改革の実現を目指して全力を尽くす決意である。

旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて、全ての優生手術被害者に対する 被害回復の実現を求める会長声明

（2024年7月10日発表）

2024年（令和6年）7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法違憲国家賠償請求訴訟について、同法のいわゆる優生条項が憲法13条及び14条1項に違反することを明らかにした上で、被害者らの賠償請求を認容する判決（以下「本判決」という）を言い渡した。

旧優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」として1948年に制定された法律である。

同法が個人の尊厳と人格の尊重を定める憲法13条、法の下での平等を定める憲法14条に違反することは明白であるが、1996年に母体保護法に改正されるまでの48年間もの長きにわたって存続し、その間、少なくとも約2万5000人に不妊手術が実施されたほか、優生思想に基づく教育がなされるなどの優生政策が推進されたのである。

その結果、日本の社会には優生思想が深く浸透し、今もなお障がいをもつ人々に対する根強い偏見差別が存在している。

国は、優生保護法が改廃された後も、不妊手術の実施なども「かつては合法であった」などと強弁し続け、国連や日弁連の勧告などにも耳を貸さなかった。

それでも、2018年に不妊手術を受けさせられた被害者が仙台地裁に国家賠償請求訴訟を提起したことがきっかけとなって、いわゆる一時金支給法が制定されるに至ったが、真の権利回復にはほど遠い状況であった。

しかも、国は、各地の同種訴訟において、旧優生保護法の違憲性を認めることを回避した上で、改正前民法第724条後段の除斥期間の経過により被害者の損害賠償請求権は消滅したと主張してきた。

しかし、本判決は、このような国の主張を一蹴し、国が除斥期間の経過を主張して損害賠償責任を免れることは著しく正義・公平の理念に反し、到底容認できないと述べた上で、国の除斥期間の主張は信義則違反又は権利の濫用で許されないと判断した。15人の裁判官が、全員一致で、国の主張の根拠とされてきた最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決を見直すことを明言し、これにより、全ての被害者の権利回復の途がひらかれたのである。まさに、画期的な判断である。

当会は、最高裁判所が旧優生保護法による被害者の声を正面から受け止め、人権保障の最後の砦としての役割を果たしたことを高く評価する。

国は、本判決を厳粛に受け止め、旧優生保護法による全ての被害者に謝罪するとともに、被害の全面救済に向けた取り組みを早急に開始すべきである。

当会としても引き続き、旧優生保護法による全ての被害者の被害回復の実現に向けて、必要な提言、相談会の実施等の取り組みを行っていくとともに、今なお社会に存在する優生思想に基づく障がい者に対する差別・偏見を解消すべく活動していく決意である。

子どもの権利条約に参加して30年（会長談話）

ねん がつ にちほっぴょう
(2024年9月2日発表)

わたし ふくおかけんべんごしかい ふくおかけんべんごしかい ふくおかけん かつどう べんごし かにゅう
私たちは、福岡県弁護士会です。福岡県弁護士会には、福岡県で活動しているすべての弁護士が加入
しています。これからお伝えするのは、私たちからみなさんへのメッセージです。

ねん へいせいがんねん せかい くに きょうりやく こ けんり まも やくそく こ
1989年（平成元年）、世界の国々が協力して子どもの権利を守っていきこうと約束し、「子どもの
けんりじょうやく
権利条約」ができました。日本は、1994年（平成6年）に子どもの権利条約を守る国に仲間入りした
ので、今年で30年になります。

こ けんりじょうやく
子どもの権利条約は、子どもは生まれたときから一人の人間として大切にされることを定めていま
す。みなさんはおとな おな 同じくたくさんのけんり も ひとりひとり じんせい しゅじんこう
を「権利の主体」といいます。

おとな こ 子どもをみじく ほご かんが こ 子どもがけんり しゅたい わす
大人は、子どもを未熟で「保護されるもの」と考えて子どもが権利の主体であることを忘れがちで
す。たほう で、みなさんが持っているこ けんり じゅうぶん つか おとな から住むところや食べ
もの ようふく などをようい もらったり、いろんないちじょう おとな
物、洋服などを用意してもらったり、いろいろな助けが必要ですし、成長して大人になるためには周り
おとな が てきせつ ちしき はたら ひつよう
の大人の適切な知識や働きかけが必要です。

だから、こ 子どもが生まれながらにけんり しゅたい であることをかくにん し、さらにおとな たす てきせつ
知識・働きかけを受けられるように、こ けんりじょうやく につく
子どもの権利条約が作られました。

みなさんは、じぶん えいきょう かんけい することすべてについて、自分の気持ちや考えをじゆう あらわ
の気持ちや考えを大切に受け止めてもらうけんり があります。これを意見表明権といいます。また、大人
は、こ 子どものことをきめたり じっごう と けんり こ 子どもにとって最もよいこと（最善の利益）を
いちばん かんが なければなりません。「最善の利益」は、大人ではなく、みなさん自身が考える「最善の利
えき
益」です。このようないちじょう けんりじょうやく ないよう まも
子ども権利条約の内容が守られるように、日本も新しい法律「こども基本法」
をつく おとな
を作りました。大人はみなさんが持っている意見表明権を大切にし、みなさんの「最善の利益」を一番
かんが えんりよ
に考えます。ぜひ遠慮せずいろいろなことをはな しててください。もし、みなさんの中で、大人に心配を

かけたくないとかどうせ聴いてくれないとか思って、自分の本当の気持ちや考えを大人に伝えることをあきらめてしまっている人がいたら、私たちに相談してくださいね。

日本が子どもの権利条約の仲間に入って30年が過ぎた今でも、家で大人から大切にされなかったり、たたかれたりする子どもがいます。いじめやいろいろな理由で学校に行くことができない子どもがいます。

私たち福岡県弁護士会は、みなさんがもっと幸せに生きることができるように、みなさんの声をもっと大切にされるように、国や自治体、地域に対して、子どもの権利条約がちゃんと守られる社会を実現することを求めています。

「袴田事件」再審無罪判決を一日も早く確定させることを求めるとともに、 改めて速やかな再審法改正を求める会長声明

(2024年9月26日発表)

- 1 本日、静岡地方裁判所（國井恒志裁判長）は、いわゆる「袴田事件」について、袴田巖氏（以下「袴田氏」という。）に対し、無罪を言い渡した。二度にわたる再審請求を経て再審開始が確定し、再審公判が開かれ、本日、無罪判決が言い渡されたものである。当会は、本判決を高く評価し歓迎する。
- 2 「袴田事件」は、1966年（昭和41年）6月30日未明、静岡県清水市（現：静岡市清水区）のみそ製造販売会社専務宅で一家4名が殺害され、同宅が放火されたという事件である。静岡県警は、1966年（昭和41年）8月18日に同社従業員であった袴田氏を本件の犯人として逮捕した。袴田氏は、当初無実を主張していたものの、その後関与を認める自白をしたことなどもあり、起訴された。袴田氏は一審の公判では否認していたものの、静岡地裁は、1968年（昭和43年）9月11日に袴田氏に死刑を言い渡した。控訴及び上告も棄却され、1980年（昭和55年）12月12日に同判決が確定した。
しかし、その後も、袴田氏は無実を訴え、再審請求を続けてきた。その再審無罪判決までの闘いは非常に長期に及んだ。
- 3 第1次再審請求は約27年間もの長期に及んだが、棄却されて終わった。第2次再審請求について、静岡地裁（村山浩昭裁判長）が再審開始を決定し、併せて死刑及び拘置の執行停止を決定したのは2014年（平成26年）3月27日のことであった。
ところが、この再審開始決定に対して検察官が即時抗告をするなどしたため、同決定の確定まで9年もの期間を要した末に再審公判が開かれ、本日、無罪判決がなされたものである。
逮捕当時30歳であった袴田氏は現在88歳である。実に逮捕から58年以上もの長きにわたって犯人であるとの汚名を着せられ続けたことになる。人生の大半を自己のえん罪を晴らすための闘いに費やさざるを得なかったその余りの残酷さは筆舌に尽くしがたいものがある。このような残酷な立場に袴田氏を置き続けたことについて、検察官はもとより、刑事司法に携わるすべての者が深く猛省せねばならない。
- 4 そこで、当会は、検察官に対し、更なる有罪立証がもはや許されないことを自覚し、本日の無罪判決を尊重して上訴権を放棄し、直ちに無罪判決を確定させる所要の措置を講じることを強く求める。
- 5 なお、わが国では、死刑判決が確定した後、再審によって無罪判決が出された事件が過去に4件

ある（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）が、今回、「袴田事件」がこれに加わることとなる。

死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰であって、死刑判決がえん罪であった場合、これが執行されてしまうと取り返しが見つからない。「袴田事件」は、その危険性に改めて警鐘を鳴らすものである。

誤った死刑判決に基づく死刑の執行を防ぐには、死刑制度を廃止する以外に途はない。当会は、引き続き死刑制度の廃止を強く求める。

- 6 同時に、「袴田事件」は、現行の再審法の不備を改めて浮き彫りにしている。現在の再審法には再審請求審の手続をどのように進めるかという再審請求手続における手続規定が定められておらず、証拠開示のルール（再審における証拠開示の制度）も設けられていない。

現に、第1次再審請求の即時抗告審である東京高裁（安廣文夫裁判長）は、事実の取調べ（刑訴法43条3項、445条）として証人尋問等を実施するか否かは裁判所の合理的な裁量に委ねられるべき問題であり、証拠開示についても同様であるとしていた。

このような問題は、他の再審事件でも同様に見られるところであり、まさに制度的・構造的な問題であるといわざるを得ない。

そこで、当会は、「袴田事件」のみならず、「大崎事件」や「日野町事件」などについて、繰り返し再審請求手続における証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、再審請求手続における手続規定の整備を含む、再審法の全面的な改正を求める会長声明を発してきた。

ここに改めて、政府及び国会に対し、再審法の改正を強く求める。

能登半島地震に関し、法テラス支援特例法の制定等による法的支援の継続を求める会長声明

（2024年10月25日発表）

第1 声明の趣旨

- 1 国は、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）について、東日本大震災における対応と同様、被災地に住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）を有していた者であれば資力を問わず日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）における法律相談援助、代理援助等を受けられること、裁判所の手続のほかにADRなどについても代理援助・書類作成援助の対象とすること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されること、などを含む法テラスの業務に関する特例法を制定すべきである。
- 2 国は、現在1年以内とされている綜合法律支援法第30条第1項第4号における政令による指定期間を柔軟に延長することが可能な法改正をし、令和7年1月1日以降も法テラスにおける能登半島地震の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の実施を可能とすべきである。

第2 声明の理由

- 1 能登半島地震の発災から約10か月が経過した。内閣府の非常災害対策本部の発表によれば、令和6年10月1日時点での被害状況は、死者・行方不明者が404名（うち災害関連死が174名）、負傷者が1336名、半壊以上の住家被害が2万9244件となっており、平成23年に発生した東日本大震災以降最大の被害が発生している。また、10月1日時点において、石川県内では、依然として348名の被災者が避難所での避難生活を余儀なくされている状況である。

被災地では、復旧に向けた関係各位の懸命な活動が続いており、徐々に復旧が進みつつあるが、

被災地へのアクセスの困難さや自治体、関係事業者のリソース不足もあり、公費解体の遅れ等の問題も生じている。

- 2 能登半島地震は、令和6年1月11日に、政令により、総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する非常災害に指定されており、法テラスにおける「大規模災害の被害者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助制度」という。）の適用対象となっている。この制度は、政令で非常災害と指定された災害について、発災後最長で1年間、被災地域に住所等を有する者に対し、資力を問わずに法テラスにおける無料相談を実施する制度であり、過去には、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨にも適用された。

能登半島地震の被災地では、法テラスの事務所における相談に加えて、事務所へのアクセスが困難な地域には移動相談車両（法テラス号）を派遣するなどの対応がとられており、被災者法律相談援助制度は、能登半島地震の被災者の法律相談ニーズに応えるうえで重要な役割を果たしている。

- 3 上記のとおり、被災者法律相談援助制度は、発災後最長1年間という期間が定められており、能登半島地震についても、令和6年12月31日までの期間が定められている。

その一方で、上記1でも述べたとおり、発災後約10か月が経過した現時点においても、依然として多くの被災者が避難を余儀なくされており、公費解体も十分には進んでいないなど、生活再建の入り口にすら立っていない被災者も多数存在する。被災者支援制度の基礎となる罹災証明書についても、判定そのものやその基礎となる資料の情報公開等について問題が指摘されており、被災者からの相談も継続すると考えられる。また、被災地では、災害関連死の認定数も増加しており、災害関連死の申請に関する相談や対応も継続する可能性が高い。これらに加えて、各種の支援金の申請、地震に起因する紛争の解決、自然災害債務整理ガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など、さらに多数の相談ニーズや紛争処理のニーズが生じることが容易に予想される。

さらに、能登半島においては、令和6年9月20日からの大雨によって、激甚災害（本激）に指定される規模の災害が発生し、能登半島地震の被災者が復興途上で再び被災するという事態も生じている。

特定非常災害に指定される規模の大地震と、激甚災害に指定される規模の大雨との複合災害という、極めて稀かつ酷な事態に直面した被災者に対する法的支援の必要性は、同大雨の前よりも一層高まっている。

このような状況であるにもかかわらず、被災者法律相談援助制度が1年間で終了するとすれば、被災者に対する法的支援としては十分とは言えないものと考えられる。

- 4 平成23年に発生した東日本大震災の際には、上記の総合法律支援法に基づく非常災害の指定の制度はまだ存在しなかったが、発災から約1年後の平成24年3月23日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が制定され、同年4月1日から施行された。この特例法による制度は、被災地に住所等があった者であれば、資力を問わず法テラスにおける法律相談援助、代理援助等を受けられること、裁判所の手続のほかにADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があり、当初は3年間の時限立法であったが、令和3年3月31日まで期間が延長された。

能登半島地震については、東日本大震災以降最大規模の被害が生じていることに加え、上記のとおり、災害からの復旧や生活再建が様々な事情から停滞していることからすれば、同地震に関しても同様の特例法を制定し、法テラスによる支援を継続すべきである。

- 5 また、今後も確実に生じる被災地における法律相談ニーズに十分に応えるため、総合法律支援法

の改正により、現在1年以内とされている同法第30条第1項第4号における政令による指定期間をより柔軟に延長することを可能とし、令和7年1月1日以降も法テラスにおいて能登半島地震の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の実施を可能とすべきである。

この改正は、能登半島地震のみならず、今後発生する可能性がある大規模な自然災害への対応を考えても、必要な法改正であると考えられる。

選択的夫婦別姓の早期実現を求める会長声明

(2024年12月5日発表)

国際連合の女性差別撤廃委員会（以下「委員会」という。）は、2024年10月29日、女性差別撤廃条約の実施状況に関する第9回日本政府報告書に対して、総括所見を発表した。

委員会は、一部の積極的側面を評価しつつも、多くの懸念と勧告を示し、その中でも過去3回にわたり勧告してきた「結婚後も女性が旧姓を保持できるように、夫婦の姓の選択に関する法律を改正すること」（選択的夫婦別姓制度の導入）が実現されていないことについて、4回目の勧告を行った。

第8回報告までの審査では、民法の規定のうち、女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げること、女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること、及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止することが勧告されていたが、今回唯一改正されていない選択的夫婦別姓の導入について、2年後までに書面で報告を求めるというフォローアップ規定付きで、改善を求められたものである。

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、婚姻後の夫婦同姓を義務付けているが、現実には法律婚をする夫婦の約95%の割合で、女性が姓を変えており、実際には、女性に夫の姓を採用することを強いていることも多い。この点については2022年11月の国際人権自由権規約委員会の総括所見でも懸念を表明されているところである。

氏名は個人の識別機能を有するだけでなく個人の人格の象徴であり、氏名の変更を強制されない自由も憲法第13条の人格権として保障される。婚姻に際して一方当事者に姓の変更を強制することは、憲法第13条に反する。

また、民法第750条は、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものであり、両性の平等を定める憲法第14条に反し、婚姻における人格的自律権の尊重を定める憲法第24条にも反する。

最高裁判所は、2015年12月16日判決及び2021年6月23日決定で民法第750条を合憲としたが、これらの判断は、同制度の導入を否定したものではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したものである。しかし、未だに国会での審議は行われていない。

近時の官民の各種調査においては、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する意見が多数を占めているし、経済団体等からも、現状が女性活躍、ビジネスの阻害要因になっていることなどを理由に、同様の要望が出されている。

通称姓については、戸籍姓との使い分けによる混乱を招くことも多く、金融機関や公的機関では使用が困難な状態が続いている。この点、民法第750条を改正せずとも、通称姓使用を制度として確立し

拡大すればよいとの意見もある。しかし、仮に、通称姓の使用が広く認められるようになったとしても、婚姻に際し夫婦の一方が改姓を強いられるという人格権侵害や両性の本質的な平等違反は残るのであり、憲法に反する人権侵害の解消にはならない。

今回は、委員会から4回目の勧告をうけたと同時に、10月の衆議院選挙でも大きな争点となり、制度導入に対する国民の期待が高まっていることが明らかとなった。

当会は、これまで民法第750条が憲法に違反することを繰り返し指摘して改正を求めてきたところであるが（2010年4月22日会長声明、2015年5月27日総会決議、2015年12月17日会長声明、2021年7月7日会長声明）、改めて、国に対し、速やかに民法第750条を改正し、選択的夫婦別姓を実現するよう強く求める。

福岡・東京高裁判決を受け、直ちに、すべての人にとって 平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2025年1月10日発表)

1 同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う一連の訴訟において、2024年10月30日に東京高等裁判所判決が、同年12月13日福岡高等裁判所判決が、それぞれ出された。

一連の訴訟は、札幌・東京（一次・二次）・名古屋・大阪・福岡の各地裁の判決が出され、いずれも原告側が控訴していたところ、上記2高裁判決は、同年3月14日の札幌高裁判決に続く、高裁における2件目、3件目の判断である。

2 東京高裁判決は、憲法24条及び14条1項に違反するとして札幌高裁判決に引き続き、明確に、本件諸規定の違憲性を指摘した。

すなわち、同判決は、民法は、男女の夫婦とその間に生まれた子からなる家族を一般的に想定しているものの、この一般的な想定全体にあてはまる家族だけを社会的に正当な家族のあり方と認めているわけではないとし、婚姻は、子の生殖よりも当事者間の永続的な関係を重視したものと理解されてきた旨指摘した。そのうえで、婚姻をすることで、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤をなすものであり、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益として十分に尊重されるべきものとした。

そして、同性に性的指向が向く者については、こうした個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益やそれに伴う法的効果が、本人の意思で選択や変更することができない性的指向という属性により与えられていないという区別が生じているところ、こうした区別により生じる不利益は重大であり、区別に合理的根拠があるとはいえないとし、性的指向が同性に向く者について、現行法令が、民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成にかかる規定を設けていないことは、憲法14条1項及び24条2項のいずれにも違反すると判断した。

3 また、福岡高裁判決も、上記2判決に引き続き、本件諸規定の違憲性を正面から認定した。

同判決で特徴的な点は、一連の訴訟の判決において初めて、本件諸規定について憲法13条違反を

指摘したことである。すなわち同判決は、婚姻をするかどうか、誰を婚姻の相手として選ぶかについては、両当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられており、その意味で、婚姻についての個人の尊厳が保障されているとした。さらに、憲法は、婚姻について個人の自由を保障するだけにとどまらず、婚姻の成立・維持について法制度による保護を受ける権利をも認めており、これは、憲法13条が認める幸福追求権の一つであるとしたうえ、幸福追求権としての婚姻について法的な保護を受ける権利は、個人の人格的な生存に欠かすことのできない権利であり、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利であるとした。そのうえで、こうした権利は、男女のカップルも異性のカップルも等しく有しているにもかかわらず、両当事者が同性である場合には、婚姻にかかる法制度を設けず、法的保護を与えないことは、同性を伴侶として選択する者が幸福を追求する途を閉ざすものであると批判し、同性カップルを婚姻制度の対象外とする本件諸規定は幸福追求権の侵害であって憲法13条に反するものであると断じた。

また、同判決は、同性カップルを婚姻制度の対象外とすることについては、合理的な根拠なく同性カップルを差別的に取り扱うものであって、憲法14条1項に違反すると、本件諸規定のうち、同性のカップルを婚姻制度の対象外とする部分は、個人の尊厳を定めた憲法13条に反するのだから、婚姻に関する法律は個人の尊厳に立脚して制定されるべき旨を定める憲法24条2項に違反すると、それぞれ判断した。

さらに同判決は、一連の訴訟の中でたびたび言及されてきた、婚姻ではない別制度を設けるという選択肢に対し、「幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利は、男女のカップル、同性のカップルのいずれも等しく有していると解されるから、同性カップルについて法的な婚姻制度の利用を認めないことによる不平等は、パートナーシップ制度の拡充又はヨーロッパ諸国に見られる登録パートナーシップ制度の導入によって解消されるものではなく・・・同性のカップルに対し、端的に、異性婚と同じ法的な婚姻制度の利用を認めるのでなければ、憲法14条1項違反の状態は解消されるものではない」と、明確にこれを否定した。この点は、極めて画期的な判断である。

4 一連の訴訟では、地裁レベルとしては、大阪地裁を除く4地裁5判決において、本件諸規定を違憲ないし違憲状態とする判断が出ていた。

高裁レベルにおいては、札幌高裁判決、そして今回の上記2判決のいずれもが、明確に本件諸規定を違憲であると判断し、また、原告側が憲法違反であると主張していた憲法13条、14条1項、24条1、2項のいずれについても、違憲性が指摘されたことになる。

当会は、これまでの会長声明において、本件諸規定を違憲とする判決が相次いでいることから、もはやこのような司法判断の流れは確定し、もはや動かしがたい、と指摘してきた。それからさらに、高裁レベルで明確な違憲判決が続いており、この流れはさらに加速していることは明らかである。

また、福岡高裁判決は、現時点での立法不作為による国家賠償責任は否定しつつも、「本件立法不作為すなわち本件諸規定を改廃等しないことは、国家賠償法上の責任を生じさせ得るものである」としており、国による立法行為を強く促している。

もはや、これ以上の立法・施策の懈怠は、一切許されない状況というべきである。

本問題に関する政府・与党（自由民主党）の姿勢は、従前、極めて後ろ向きであり、政府は、同性間の婚姻制度の導入について、「極めて慎重な検討を要する」との紋切り型の答弁を繰り返すばかりであった。この点、石破茂首相は、2024年12月5日の衆議院予算委員会において、従前の答弁を

踏襲しつつも、「それ（※同性婚が認められないこと）によっていろいろな負担を持っておられる方々、そういう方々のお声を等閑視することはいたしません」と答弁した。また、同月17日の参議院予算委員会においては、同性婚が実現されれば、日本全体の幸福度にとってプラスの影響を与えらるるとも答弁している。これらは、従来の形式的答弁から一歩踏み込んだものと評価できるが、そうであるならば、この答弁を空手形とせず、速やかに同性婚を認める立法を行わなければならない。

- 5 当会は、2019年5月29日の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされているのだから、国は公権力やその他の権力から性的少数者が社会的存在として排除を受けるおそれなく、人生において重要な婚姻制度を利用できる社会を作る義務があること、しかし現状は同性間における婚姻は制度として認められておらず、平等原則に抵触する不合理な差別が継続していることを明らかにし、政府及び国家に対し、同性者間の婚姻を認める法制度の整備を求めた。また、一連の訴訟の札幌地裁判決、大阪地裁判決、東京地裁（一次）判決、名古屋・福岡地裁判決、東京地裁（二次）・札幌高裁判決に際しても、それぞれ2021年4月28日、2022年8月10日、2023年1月18日、同年6月15日、2024年4月9日に会長声明を発し、政府・国会に対し、同性間の婚姻制度を早急に整備することを改めて求めてきた。

当会は今後も、性的少数者を含めたすべての人にとって平等な婚姻制度の実現に向け、努力していく所存である。

「日本の死刑制度について考える懇話会」報告書の公表を受けての会長声明

(2025年1月29日発表)

日本弁護士連合会の提唱により2024年（令和6年）2月に国内各界及び各層の有識者を委員とする「日本の死刑制度について考える懇話会」（以下「懇話会」という。）が立ち上げられた。その後、熱心に議論を重ねられ、全員一致で採択された報告書（以下「本報告書」という。）が同年11月13日に公表された。

本報告書では「早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること」とし、その会議体においては、特に「国際社会の中の日本」という視点、死刑と無期拘禁刑の分水嶺に関わる事件における特別な手続的保障の制度化の要否、被害者遺族の置かれた実情と支援の在り方、死刑を廃止した上で代替刑の創設等により国民の危険や不安を取り除けるのかどうか及び国民の死刑制度に関する意見を的確に集約する方法について等、慎重かつ具体的な検討を行うべきことを提言している。

当会は、死刑制度の廃止が実現するまでの間、死刑の執行を停止することなどを求めた「死刑制度の廃止を求める決議」を採択し（2020年（令和2年）9月18日）、また、死刑確定者の人権救済申立を受けて福岡拘置所内処遇に警告を発し（2021年（令和3年）10月26日）、死刑制度の非人道性が浮き彫りされた飯塚事件の再審事件を受けて、死刑廃止及び再審請求事件における証拠開示の制度化を含む再審法改正等、えん罪を防止・救済するための制度改革の実現を目指して全力を尽くす決意をしたところであり（2024年（令和6年）7月10日）、本報告書が直ちに死刑制度の廃止を求めるものではないことには賛意を表しがたいが、「誤判のおそれは、裁判に不可避免的に伴うもの。死刑の場合は取り返しがつかない。」との指摘には賛同するとともに、国会、内閣、そして国民全体で死刑制度について真剣

に考えるべきことを提言されたことには大いに意義あることとして受け止めたい。

他方、日本政府は、本報告書が公表された翌日の官房長官記者会見によれば、死刑廃止に否定的な立場を崩しておらず、本報告書が提唱する死刑制度の在り方を検討する会議体の設置も考えていない。このような頑なな姿勢は、過去4件の死刑確定再審無罪事件に袴田事件が加わり、それ以外にも再審開始決定が相次いでいる人権侵害を軽視するものであって、甚だ遺憾である。

当会は、日本政府に対し、死刑は、人の生命を奪う不可逆的な刑罰であって、死刑判決がえん罪であった場合、これが執行されてしまうと取り返しがつかない人権侵害であることを訴え、死刑制度の廃止に向けて、本報告書の提言に沿って、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること、その結論が明らかにされるまでは死刑の執行を停止することを強く求めるものである。

福岡高裁判決を踏まえ、速やかに生活保護基準を見直すよう求める会長声明

(2025年2月19日発表)

2025年(令和7年)1月29日、福岡高等裁判所(松田典浩裁判長)は、福岡県内の生活保護利用者39名が控訴していた、2013年8月から3回に分けて行われた生活保護基準引下げ(以下「本件引下げ」という。)に係る保護費減額処分の取消等を求めた訴訟において、原告の請求を棄却した第1審判決を変更し、同処分の違法性を認め処分を取り消す判決を言い渡した。

本件と同種の裁判は全国29の地方裁判所に提起され、本日までに、名古屋高等裁判所を含む19の裁判所において原告側勝訴の判決が出されている。福岡高等裁判所の判決は、これに続く20件目(高裁では2件目)の原告側勝訴判決である。

本判決は、いわゆる老齢加算訴訟の最高裁判決等を参照しつつ、生活保護基準の改定をした厚生労働大臣の判断の過程ないし手続に、「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性、被保護者の生活への影響の有無・程度等の観点から、憲法や生活保護法の趣旨・目的に反する過誤、欠落があったといえる場合には、裁量権を逸脱又は濫用したものと認めるのが相当である」と指摘しており、厚生労働大臣の判断過程に一定の限定を加えた点で評価できるものである。その上で、本件引下げの理由とされた「ゆがみ調整」及び「デフレ調整」のうち、特に「デフレ調整」について、厚生労働大臣が独自に用いた生活扶助相当CPIの算出に当たり一般世帯を対象とした家計調査に基づくウェイトを用いており、被保護世帯の消費構造を考慮しなかった点において、その判断過程に生活保護法8条1項の趣旨・目的に反する過誤、欠落があり、裁量権を逸脱又は濫用したものといえると認定した。

当会は、本件引下げに先立つ2012年11月9日、「生活保護基準の引下げに強く反対する会長声明」を發出し、その後も、「生活保護基準のさらなる引下げを行わないよう求める会長声明」(2018年3月9日)、「生活保護基準の早急な引上げを求める会長声明」(2022年9月22日)を發出するなど、生活保護利用者の生きる権利の保障の観点から繰り返し警鐘を鳴らしてきた。被保護世帯の消費構造を踏まえない安易な生活保護基準の引下げを許さない本判決の姿勢は、高く評価されるべきである。

国は、現在の物価高騰を受け、2025年度及び2026年度において2024年度の生活扶助基準額に一人当たり500円を上乗せすることを決めた(ただし、厚生労働省の推計では42%の世帯は増額にならない。)

が、電気代や食料品代など生活必需品の物価高騰の実態に追いついていないことは明らかである。

よって、当会は、国及び各自治体に対し、本判決を重く受け止め、速やかに本件引下げを見直すとともに、現在の物価高騰に対応する加算についても実態に即した内容とすることを強く求める。

「大崎事件」の再審請求棄却決定についての特別抗告棄却決定に強く抗議する会長声明

(2025年3月21日発表)

1 いわゆる「大崎事件」の第4次再審請求事件において、最高裁判所第三小法廷（石兼公博裁判長）は、2025年（令和7年）2月25日付けで、再審請求を棄却した鹿児島地方裁判所（中田幹人裁判長）の原々決定を支持して即時抗告を棄却した福岡高等裁判所宮崎支部（矢数昌雄裁判長）の原決定を是認し、請求人の特別抗告を棄却した（以下「本決定」という。）。なお、本決定は、4名の裁判官による多数意見であり、原決定及び原々決定を取り消して再審開始を決定すべきとする宇賀克也裁判官による反対意見（以下「宇賀反対意見」という。）が付されている。

2 「大崎事件」は、1979年（昭和54年）10月12日に、原口アヤ子氏（以下「アヤ子氏」という。）が、元夫（長男）及び義弟（次男）と共謀して、義弟（四男）の頸部に西洋タオルを巻き、そのまま締め付けて窒息死させ、その遺体を、義弟（次男）の息子をも加えた4名で義弟（四男）方の牛小屋堆肥内に埋没させて遺棄したとされる事件であり、アヤ子氏に対する懲役10年の有罪判決が確定している（以下「確定判決」という。）。アヤ子氏は、一貫して無実を主張しており、満期出所後、3度にわたって再審請求を申し立てていた。第1次再審請求においては、請求審である鹿児島地方裁判所（笹野明義裁判長）が再審開始決定をしたものの、その即時抗告審である福岡高等裁判所宮崎支部（岡村稔裁判長）がこれを取り消し、特別抗告審である最高裁判所第一小法廷（金築誠志裁判長）も再審開始を認めなかった。第3次再審請求においても請求審である鹿児島地方裁判所（冨田敦史裁判長）が再審開始を認め、その即時抗告審である福岡高等裁判所宮崎支部（根本渉裁判長）もこれを支持したことから、再審開始の道筋がつけられたものと思われたが、結局、再審開始に至らなかった。

第3次再審請求においては、2019年（令和元年）6月25日に特別抗告審である最高裁判所第一小法廷（小池裕裁判長）が、再審開始を認めた請求審の決定やこれを支持した即時抗告審の決定を取り消さなければ著しく正義に反するとまで断じた上で、各決定を取り消し、再審請求を棄却するという前代未聞の不当な決定をなした。当該決定は、義弟（四男）の死因が出血性ショックによるものである可能性が高いことを指摘した法医学者の鑑定について、当該法医学者が遺体を直接検分しておらず、解剖時に撮影された12枚の写真からしか遺体の情報を得ることができなかったことなどを指摘して、証明力に限界があると説示し、死因又は死亡時期に関する認定に決定的な証明力を有するものとははいえないとしていた。

3 今次の第4次再審請求は、高齢になり寝たきりになったアヤ子氏の強い願いを受け止めた親族により申し立てられたものである。

当会では、これまでも「大崎事件」の再審請求事件についての決定に対して会長声明を発しており、確定判決の問題点を度々指摘してきたところである。

第4次再審請求においては、確定判決が認定した殺害行為時よりも早い時点で既に義弟（四男）が死亡していたことを明らかにする死亡時期に関する新証拠として救急救命医の鑑定書が提出されていたが、本決定は、これを死因に関するものと過小評価した上で、救急救命医が遺体を直接検分

しておらず、解剖時に撮影された写真から得られる情報が限定的であり、証明力に限界があると説示している。新証拠の証明力を不当に低く評価している点で、上記の第3次再審請求における最高裁決定を無批判に追従したものとしかれない。

そもそも、再審請求に際して提出される証拠については、いわゆる新規性を求められるのであるから、鑑定を行う者が遺体を直接検分していないことは当然に予定されている。それにもかかわらず、第3次再審請求における最高裁決定や本決定が新証拠である鑑定の証明力を攻撃する材料としていることは、再審制度の否定につながりかねないものであり、不当である。この点については、宇賀反対意見が、現在の医学の飛躍的發展により限られた情報から驚くほど多くの医学的知見が得られるようになったといえることから、鑑定を行う者が遺体を直接見分していないことなど依拠した情報が限定的であることをもって新証拠の証明力を低くする根拠とすることには賛同し難いと述べているところである。

本決定は、解剖をした法医学者の意見を所与の前提として、新証拠である救命救急医の鑑定書の核心につき、これが義弟（四男）の死因ではなく死亡時期を考察するものであるとの適切な評価を誤り、科学的・専門的知見に基づいた判断を行わず、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則に反し、再審請求を棄却すべきものとした各決定を是認しており、断じて容認できるものではない。

- 4 アヤ子氏が繰り返し汚された名誉の回復を速やかに図るべく、一刻も早く再審公判を行わなければならないことは言うまでもない。

当会としては、本決定に対しての強く抗議するとともに、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現を求める次第である。

日本学術会議の独立性・自律性を尊重すること等を求める会長声明

(2025年3月24日発表)

内閣は2025年（令和7年）3月7日、日本学術会議法（以下、「法」という。）の改正案（以下、「改正案」という。）を閣議決定し、国会に提出した。しかし、後述のとおり、改正案には、日本学術会議（以下、「学術会議」という。）に対して政府のコントロールを及ぼそうとする仕組みを法制化する内容が盛り込まれており、これらは学術会議が本来有すべき政治権力からの独立性・自律性を損なうもので、学問の自由を保障した憲法23条に照らして問題である。

そもそも学術会議は、「学者の国会」とも呼ばれ、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、」「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命と」する国家機関である（法前文、2条）。

法の規定上、学術会議は、「独立して」、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」等の職務を行い（法3条）、政府から「諮問」を受ける（法4条）ほか、諮問が無くとも「政府に勧告する」（法5条）権限を有しており、政府からの強い独立性と自律性を有している。

210名の会員の選定は、元来、各学術分野の研究者によって構成される学会の選挙によっていたが、1983年（昭和58年）の法改正により、学術会議の「推薦」「に基づいて、」「内閣総理大臣が任命する」（法7条2項、17条2項）現行方式に改められた。この改正が、内閣総理大臣による政治介入を招くのではないかとして問題となったが、中曽根康弘首相（当時）が「政府が行うのは形式的任命にすぎません。」と答弁し（同年5月12日、参議院文教委員会）、「推薦をしていただいた者は拒否はしない。そ

のとりの形だけの任命をしていく」(同年11月24日、同院同委員会における総理府総務長官答弁)という運用がなされることにより、人事面での政府からの独立性が引き続き確保されてきた。

このように学術会議という学術組織にとって政治権力からの独立性・自律性が尊重されるべきことは、憲法23条が学問の自由を保障することに基づく。

本来、学問研究の真髄は真理の探究にあるが、その際には、時々社会において支配的な価値観や政治思想、さらには時の政府の政治方針を批判的検討の対象とすることもしばしば起こり得る。

そうした場合に政府が自らに批判的な学術的営みに干渉することが可能であるならば、真摯な批判的検討による真理探究という科学の営みはゆがめられてしまい、「科学の発達向上」(法2条)等の法の目的もおよそ達し得るところではない。したがって、科学の発達のためには、学問研究の自由の保障が必要不可欠である。

先の大戦に至る経過において、学問研究の自由が圧迫され、これが全体主義の伸長をもたらす一因をなした。滝川幸辰教授がその学説を理由に政府から休職を命じられた京大滝川事件(1933年(昭和8年))や、「国体」に反する異説を唱えたとして美濃部達吉貴族院議員が全ての公職から追放された天皇機関説事件(1935年(昭和10年))は、その代表例である。憲法は、その反省のもと、学問の自由(憲法23条)を保障したのであり、自由な学問研究に対し政治的な干渉をしてこれを萎縮させることは、学問の自由を保障する憲法とは相容れないものである。

こうして確保された独立性・自律性のもと、学術会議は、年平均10を超える提言・勧告等の意見表明を発出したり(省庁等からの諮問に応えたものを含む)、わが国の学術団体を代表して国際科学会議(現・国際学術会議)に加盟しその一員として活動したりする、等の活動を行ってきた。その活動は、政府からの財政支援が脆弱で活動の一部が会員の手弁当によらざるを得ないという点はともかく、特に問題とされるようなことはなかったものである。

学術会議に関して政治問題が浮上したのは、2020年(令和2年)、菅義偉首相(当時)が、新会員の任命にあたり、具体的理由を明らかにすることもなく、学術会議が推薦した候補者105名のうち6名の任命を拒否した際であった。この任命拒否に対しては、当会や(2020年(令和2年)10月28日「日本学術会議の推薦に基づく会員の任命を求める会長声明」)日本弁護士連合会を含む多くの学会や諸団体、世論から、抗議、反対が寄せられたが、その後に至るも政府は任命拒否した6名を任命することなく、任命拒否の理由を明らかにすることもなく、法7条1項が定める210名の会員のうち6名が欠員という違法状態が継続している。

政府は、このような違法状態を放置し、かつその理由の説明も欠いたまま、「日本学術会議の在り方についての方針」(2012年(令和4年)12月6日、内閣府)、「日本学術会議の法人化に向けて」(2023年(令和5年)12月22日、内閣府特命担当大臣決定)、「学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の設置(2023年(令和5年)8月29日第1回開催、2024年(令和6年)12月20日に最終報告書を公表)、と、一方的に学術会議の在り方を問題視してその法人化を図る方針を打ち出しており、このような経過からは、問題の焦点をずらそうとする政府の意図が窺われる。

改正案では、学術会議の設置形態を独立した法人とするほか、

- ① 内閣総理大臣が委員を任命する日本学術会議評価委員会を内閣府に置き、学術会議の活動計画や業務実績についての評価に関する報告を受け、学術会議に対して意見を述べるができること、
- ② 内閣総理大臣が任命する監事が、学術会議会員等について、「不正の行為」「があると認めるとき」に限らず、「当該行為をするおそれのある事実があると認めるとき」や「著しく不当な事実があると

認めるとき」にも、内閣総理大臣等に報告するものとする、
が盛り込まれているが、これらの活動次第では、任命権を通じて内閣総理大臣が学術会議の活動にコントロールを及ぼすことが可能となる。

そもそも、学術会議が「国の特別の機関」として活動してきたがために問題が生じたという事態はなかったのであるから、学術会議を法人化すべきであるとか、最終報告書が提言する評価委員会や監事を設置すべきことを示す立法事実はない。

仮に、学術会議の組織形態等を改変するのであれば、学術会議が一貫して主張しているように（直近では2025年（令和7年）2月27日の学術会議会長談話「日本学術会議の法人化に関する法案の検討状況について」及び同年3月7日の同会長談話「日本学術会議法案について」）、①学術的に国を代表するための地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性、という5要件が満たされるべきである。改正案の内容は、到底これを満たすものではない。

以上より、当会は、学術会議の独立性・自律性を脅かす改正案に反対し、学術会議の独立性・自律性を尊重すること、また、会員任命を拒否されたままの6名を任命して違法状態を速やかに解消することを改めて求める。

裁判所速記官の養成再開を求める会長声明

（2025年3月24日発表）

1 裁判手続における当事者その他関係人の尋問及び陳述を、後述のごとく詳細かつ正確に録取するためには、速記を利用することが不可欠である。

特に、証人等の尋問について、交互尋問方式が採用され、証拠に関する規定も厳格である現行手続法のもとにあっては、発問の形式、内容等について、一定のルールを設定せざるを得ず（民訴規則第113条以下、刑訴規則第199条の2以下）、質問及び応答は、形式、内容の詳細な点に至るまで当事者の異議の対象となり、また、上級審における判断の対象となり得る。したがって、その質問応答は、できる限り詳細かつ正確に記録しておく必要があるものであり、この観点から、速記の制度的な採用が必須のものといえることができる。そこで、このような要請に応ずるため、裁判所法第60条の2第1項は、各裁判所に裁判所速記官の設置を定めたのである。

また、憲法は、適正な刑事裁判手続を保障し（第31条）、刑事被告人の迅速な裁判（第37条第1項）を要請し、法律も、刑事手続の適正性、迅速性を（刑事訴訟法第1条）、民事手続においても、公正かつ迅速に行うことを要請している（民事訴訟法第2条）。加えて「裁判の迅速化に関する法律」第2条は、裁判の迅速化を要請するとともに、裁判手続が公正かつ適正に実施されることを確保することを要請している。裁判所速記官制度は、速記による速記録の作成を行うものであり、裁判の迅速化にも資するものである。

2 ところが、最高裁判所は、1997年（平成9年）における最高裁判所裁判官会議において裁判所速記官の養成を停止することを決定し、1998年（平成10年）度から速記官の養成を停止した。そのため、速記官の人数は、1997年（平成9年）の825人から、現在では131人と約6分の1まで減らされてしまった。また、速記官が配置された庁を1997年（平成9年）と比較すると、高等裁判所は8庁全てに配置されていたものが現在はゼロとなっており、地裁本庁では那覇を除く49庁に配置され

ていたところ現在は29庁に減少し、地裁支部では19庁からわずか4庁に減少してしまった。

このような裁判所速記官の養成停止は、速記官の減少を招来しており、憲法及び上記法律の趣旨に悖るものといわざるを得ない。

- 3 最高裁判所は、裁判所速記官による調書等の作成に代えて、質問及び応答を録音し、民間の業者に反訳を委託する方式を採用した。しかし、この「録音反訳方式」は、裁判所速記官による調書の作成に比して日数がかかることに加え、法廷で直接、質問及び応答を聞いていない民間業者が反訳するため、完全な逐語化がなされているか疑義があり、かつ、法律上の用語に精通していないため、誤字・脱字、訂正漏れ、意味不明な箇所が散見されるとの報告がなされている。

また、反訳を民間業者に委託することについては、情報管理という観点からも、その流出が懸念される場所である。

さらに、録音反訳方式は、裁判官の恣意的な訂正命令が可能であること、メモリーの紛失や録音事故による作成不能や尋問の一部欠落、反訳不正確などの問題もある。

他面、裁判所速記官の作成に係る速記録は、電子化した速記機械と反訳ソフトウェアの開発により、質問及び応答を直ちに文字化することができ、速記録の作成も即日に行うことが可能となっている。そして、裁判所速記官は、法律上の用語にも精通し、かつ、法廷での立会いをしているため、速記録の内容は、公正かつ正確といえることができる。したがって、迅速、公正かつ適正な裁判手続を行うという憲法、法律の趣旨からして、「録音反訳方式」により質問及び応答を記録することよりも裁判所速記官により速記録を作成することの方がはるかに優れている。また、現在、裁判手続のIT化の検討が進められているが、速記官が作成するリアルタイム速記録は、正確性と迅速性を兼ね備え、より正確・迅速な供述調書の電子化が実現可能である。

裁判所における質問及び応答を記録する方法として、速記機械によるリアルタイム速記で行うことが世界の主流となっている状況であり、最高裁判所が裁判所速記官の養成を停止したことは、世界の流れに逆行するものである。

- 4 ところで、2009年（平成21年）5月から裁判員制度が実施され、その実施に伴い、最高裁判所は、法廷における証言等を音声により記録・確認する「音声認識システム」を導入した。

この「音声認識システム」は、機械が音声を認識して逐語化するシステムであるところ、音声認識の精度が低いため、誤変換等、文字化が極めて不正確であった。2015年（平成27年）4月の衆議院法務委員会で、最高裁判所は、音声認識システムの認識率が約8割と回答し、当初目標としていた認識率には達していないことを認めていた。

そして、裁判員裁判に併せて導入された音声認識システムは、認識率はほとんど改善されないまま、ついには、2024年（令和6年）10月31日をもって運用が停止された。

なお、音声認識システムの運用停止に伴い、ビデオカメラによって裁判員法65条第1項に規定される映像及び音声の記録を行い、評議の場で証言内容等を確認する際にはこの記録を利用することとなった。しかし、文字化されていない映像及び音声の記録のみでは、検索性に乏しい等の不便はもとより、証言内容等の確認の正確性も担保できない。

かかる状況において、映像及び音声の記録の利用のみによる証言内容等の確認に依拠する裁判手続は、公正な審理や評議に疑問を抱かせ、また、適正に事実認定をすることができるかという観点から重大な疑義があるといわざるを得ない。

このように、最高裁判所は「音声認識システム」等を導入したが、裁判所速記官の活用を改めて検討すべき状況といえる。

5 以上、裁判手続の迅速、公正かつ適正な実施を図るという憲法、法律の趣旨からすれば、裁判手続における尋問及び証言の録取を、裁判所速記官により速記録を作成して行うことが必要不可欠であり、「録音反訳方式」で調書化すること並びに映像及び音声の記録の利用のみによる証言内容等の確認は相当ではない。

6 加えて、2024年（令和6年）10月に再審無罪が確定した袴田事件の再審公判では、化学の分野における専門的知見を得るため、法医学者ら専門家5人の証人尋問が、5人に対して同時に尋問を行う「対質尋問」として、同年3月25日から同月27日にかけて3日間連日で行われた。

この証人尋問調書を早期に作成することは早期結審の実現にも繋がることから、検察官・弁護人双方が速記官の立会いを求めたが、静岡地裁には現在速記官が配置されておらず、他庁からの填補もなされなかった。

静岡地裁への速記官の配置又は他庁からの填補があれば、速記録が早期に作成されて、袴田事件の審理の進行及び無罪の確定は、より早くなったはずである。

このように、速記官の配置がないことで、国民の裁判を受ける権利の保障及び裁判の迅速化の要請に悖る事態も生じかねない。

7 したがって、当会は、最高裁判所に対し、速やかに裁判所速記官の養成を再開することを、強く求める。

相談窓口・問合先のご案内

法律相談センター（多重債務・労働・交通事故・DV問題は無料）

● 福岡地区	天神法律相談センター	六本松法律相談センター	二日市法律相談センター
	いとしま法律相談センター	古賀法律相談センター	
● 北九州地区	北九州法律相談センター	折尾法律相談センター	行橋法律相談センター
	豊前法律相談センター		
● 筑後地区	久留米法律相談センター	八女法律相談センター	
	柳川法律相談センター	大牟田法律相談センター	
● 筑豊地区	飯塚法律相談センター	直方法律相談センター	田川法律相談センター

ナビダイヤル（0570）783-552

子どもの人権110番（子どもの人権に関する無料の電話相談：いじめ、体罰その他）

● 毎週土曜日	午後0時30分～午後3時30分	(092) 752-1331
---------	-----------------	----------------

高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

○ 無料電話相談	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時【受付時間】（福岡）(092) 724-7709
	毎週木曜日 午後1時～午後4時 （筑後）(0942) 46-2667
● 福岡	(092) 724-7709 (FAX 兼)
● 筑後（久留米法律相談センター内）	(0942) 30-0144

精神保健当番弁護士

● 福岡・筑豊地区	平日 午前9時～午後5時	(092) 741-3208
● 北九州地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(093) 561-0360
● 筑後地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(0942) 32-2638

犯罪被害者支援センター（犯罪被害に関する無料の電話相談）

毎週月～金曜日	午後4時～午後7時	(092) 738-8363
---------	-----------	----------------

生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

● 福岡地区	平日 午前9時～午後7時 土・日・祝 午前9時～午後1時	(092) 741-3208
● 北九州地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(093) 561-0360
● 筑後地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(0942) 30-0144
● 筑豊地区	平日 午前9時～午後5時（午前11時50分～午後0時50分を除く）	(0948) 28-7555

外国人法律相談センター

※ 弁護士が通訳とともに相談に応じます。 第2木曜日は中国語、韓国語、ベトナム語、第4木曜日は英語と中国語の通訳が待機します。 毎月第2・第4木曜日 午後1時～午後4時	(092) 737-7555
--	----------------

自死遺族法律相談

● 福岡地区	毎月第1水曜日 13時～16時	(092) 738-0073
--------	-----------------	----------------

行政ホットライン

○ 無料電話相談（不定期。詳しくはホームページを）	(092) 724-2644
○ 無料面談相談受付（不定期。詳しくはホームページを）	(092) 741-6416

中小企業法律支援センター（ひまわりほっとダイヤル）

※ 相談者の地域に応じて福岡・北九州・筑後・筑豊の各地区の弁護士が対応します。 土日祝を除く 午前10時～午後4時（正午から午後1時を除く）	(0570) 001-240
---	----------------

当番弁護士・当番付添人

※ 弁護士会の業務時間外は留守番電話となり、後ほど、接見要請の措置をとります。	
● 福岡地区（福岡地方裁判所本庁管轄区域内）	(092) 733-0333
● 北九州地区（同小倉・行橋支部管轄区域内）	(093) 583-3800
● 筑後地区（同久留米・柳川・八女・大牟田支部管轄区域内）	(0942) 32-2719
● 筑豊地区（同飯塚・直方・田川支部管轄区域内）	(0948) 28-7555

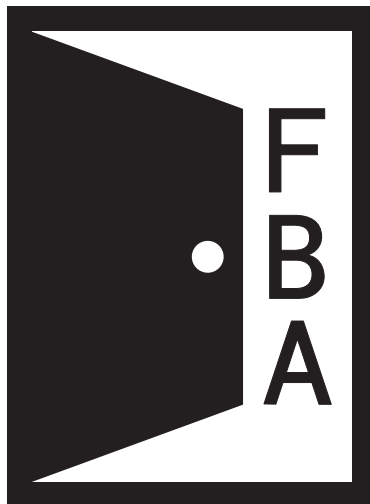
法教育センター

※ 弁護士をゲストティーチャーとして派遣します。詳しくはホームページを。	(092) 741-6416
--------------------------------------	----------------



福岡県弁護士会
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号
電話 (092) 741-6416 FAX (092) 715-3207
URL <https://www.fben.jp>



**FUKUOKA BAR
ASSOCIATION**

福岡県弁護士会の人権擁護活動2024

2025年3月31日発行

編集・発行 福岡県弁護士会

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

TEL 092-741-6416

<https://www.fben.jp/>